

平成 2 1 年度

## 包括外部監査結果報告書

「岡山県農林水産部が所管する農林水産行政の財務（水産行政及び農業土木行政を除く）に関する事務の執行について」

岡山県包括外部監査人  
大 土 弘



## 目 次

第 1 章	包括外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	監査の対象	1
3	監査の対象を選定した理由	1
4	監査人・補助者	1
5	監査対象期間	2
6	外部監査実施期間	2
7	監査方法	2
8	利害関係	2
9	包括外部監査の手續・経過	2
第 2 章	農林水産部の事業の概要	4
1	岡山県の農林水産業の現状	4
2	岡山県の農林水産業の現状に対する基本的な考え方	5
3	平成 20 年度岡山県農林水産部の組織と事務分掌	6
4	施策の体系	9
5	予算	10
第 3 章	岡山県の現状	12
1	岡山県財政危機宣言	12
2	岡山県財政構造改革プラン	13
3	岡山県行財政構造改革大綱 2008	14
第 4 章	監査に当たって	17
第 5 章	包括外部監査の結果と意見	18
第 1 節	総論（総合所見）	18
第 2 節	各論	20
第 1 款	農業分野	20
第 1	青年農業者等育成対策事業費	23
第 2	農業経営基盤強化促進対策事業費	28
第 3	農業改良資金貸付金	33

第4	農業総合センター	44
第5	生物科学総合研究所	62
第2款	畜産分野	72
第1	財団法人中国四国酪農大学校	75
第2	総合畜産センター	83
第3	社団法人岡山県畜産公社	93
第4	県営食肉地方卸売市場	99
第3款	林業分野	134
第1	おかやまの森整備公社	138
第2	岡山県林業試験場	193
第3	県産材需要拡大対策事業	198

# 第1章 包括外部監査の概要

## 1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

## 2 監査の対象

岡山県農林水産部が所管する農林水産行政の財務（水産行政及び農業土木行政を除く）に関する事務の執行について

## 3 監査の対象を選定した理由

岡山県は、平成20年6月、財政再生団体への転落回避に向け「岡山県財政危機宣言」をし、同年8月「岡山県財政構造改革プラン（素案）」を発表し、同年11月にこれを取りまとめ、同年12月、①持続可能な財政構造の確立、②おかやまの未来を切り拓く事業に選択と集中、③スリムな精鋭集団の県庁に変革という改革の視点の下で、「岡山県行財政構造改革大綱2008」を策定した。

上記改革のために岡山県は、あらゆる事務事業、公の施設及び外郭団体の見直しを行い、財政の立て直しに向けた努力をしている。農林水産事業についても、例外ではなく見直しの対象となり、既に一応の検討が加えられている。

ただ、農林水産部の平成20年度当初予算額は約1152億円である。同当初予算額の6割を超える約699億円を特別会計が占めている。同特別会計の9割を超える金額が特定の社団法人への貸付金及び補助金である。また、同当初予算の一般会計には長年に渡り継続して予算計上されている事業費が多く含まれている。さらには、複数の施設あるいは外郭団体に対して多額の支出がなされている。

岡山県の行財政改革の趣旨を全うするには限られた予算を有効に活用するため、緊急性・必要性の高い事業には優先的に予算を配分し、必要性や有効性に疑問がある事業については思い切った削減若しくは廃止の決断が必要となる。

農林水産部の執行事務等が適法かつ上記趣旨から有効に経済性を持ち、効率的に実施されているか否かを今一度監査することは意義あることだと考え、本年度のテーマに選定した。

## 4 監査人・補助者

包括外部監査人 弁護士 大土 弘

同 補 助 者	弁 護 士	井 上 雅 雄
同 補 助 者	弁 護 士	市 本 昭 彦
同 補 助 者	弁 護 士	加 瀬 野 忠 吉
同 補 助 者	弁 護 士	有 田 玲 子
同 補 助 者	公 認 会 計 士	寺 尾 耕 治
同 補 助 者	公 認 会 計 士	和 田 治 郎
同 補 助 者	公 認 会 計 士	鳥 越 貞 成

## 5 監査対象期間

平成20年度。ただし、必要に応じて平成19年度以前も監査の対象とする。

## 6 外部監査実施期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

## 7 監査方法

関連法令・条例・規則、歳入歳出予算書・決算書、事業に関する各種管理資料  
その他必要書類の閲覧・分析、関係者に対する質問、現地視察その他必要と認め  
た監査手続を実施した。

## 8 利害関係

監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記  
載すべき利害関係はない。

## 9 包括外部監査の手続・経過

### (1) 包括外部監査契約の締結

小職は、平成21年4月1日から岡山県との間で、地方自治法第252条  
の27第2項に定める包括外部監査契約を締結した。

### (2) 包括外部監査人補助者の選任

小職は、包括外部監査業務を補助させるため、次の弁護士及び公認会計士  
を補助者に選任した（順不同）。

弁 護 士	井 上 雅 雄
弁 護 士	市 本 昭 彦
弁 護 士	加 瀬 野 忠 吉
弁 護 士	有 田 玲 子
公 認 会 計 士	寺 尾 耕 治

公認会計士 和田 治 郎

公認会計士 鳥 越 貞 成

### (3) 予備調査の実施

監査テーマの選定のため、平成21年4月1日から同年8月5日までの間、監査の対象部局等から事情聴取を行った。

### (4) 監査テーマの選定

予備調査の結果を前提として検討した結果、監査テーマを以下のとおりと決定した。

岡山県農林水産部が所管する農林水産行政の財務（水産行政及び農業土木行政を除く）に関する事務の執行について

### (5) 包括外部監査の実施

#### ア 資料の調査と分析

岡山県農林水産部の所管するすべての事業について、所管部局から管理の概要を調査するとともに、条例、規則、協定書、その他の関連する文書、資料並びに管理運営に関する文書、資料について精査し、分析を行った。

#### イ 所管部局からの事情聴取

所管部局から監査対象事項について説明を求め、事情を聴取するとともに書面による報告及び資料の提出を求めた。

#### ウ 現地調査

前記の資料等を分析した結果、特に実際の施設を確認する必要があるものについては、できる限り各施設に赴き、現地調査を実施した。

#### エ 監査報告書の作成

上記監査結果を整理、検討して、本報告書を作成した。

## 第2章 農林水産部の事業の概要

### 1 岡山県の農林水産業の現状

農林水産業や農山漁村は、岡山県民の生活に欠かすことのできない食糧の安定的供給はもとより、県土や自然環境の保全、癒しの場の提供など多面的機能の発揮を通じて県民の暮らしに重要な役割を果たしている。

岡山県の農林水産業の主な指標は以下のとおりである。

#### 農林水産業の主な指標

区 分	単位	岡 山 県	全国 順位	全国 シェア (%)	全 国	調査年・年度・年産 資料名等
総面積	km <sup>2</sup>	7,113	17	1.9	377,930	平成19年度 全国都道府市区町村別面積調
中山間地域面積	km <sup>2</sup>	5,253	-	-	-	平成17年 国勢調査
耕地面積	ha	70,800	21	1.5	4,671,000	
田面積	ha	55,900	17	2.2	2,543,000	平成18年 耕地面積調査
畑面積	ha	14,900	29	0.7	2,128,000	
農業産出額	億円	1,255	25	1.5	86,321	平成18年 生産農業所得統計
総世帯数	千戸	732	17	1.5	49,566	平成17年 国勢調査
総人口	千人	1,957	21	1.5	127,768	平成17年 国勢調査
総農家数	戸	81,786	10	2.9	2,848,166	2005 農林業センサス
販売農家数	戸	51,709	16	2.6	1,963,424	2005 農林業センサス
農業就業人口	人	79,528	20	2.4	3,352,590	2005 農林業センサス
水稻	ha(t)	34,200 (174,100)	18 (19)	2.0 (2.0)	1,669,000 (8,705,000)	平成19年 農林水産統計速報
朝日	ha(t)	3,660 (17,800)	1 -	100 -	3,660 -	平成19年 県生産流通課, 農林水産省総合食料局調べ
雄町(酒米)	ha(t)	390 (1,640)	1 -	92.8 -	420 -	平成19年 県生産流通課, 農林水産省総合食料局調べ
二条大麦(ビール大麦)	ha(t)	1,800 (9,020)	5 (4)	5.2 (7.0)	34,500 (128,600)	平成19年産 農林水産統計
大豆	ha(t)	2,760 (4,080)	17 -	1.9 (1.8)	142,000 (230,900)	平成18年産 農林水産統計
黒大豆(丹波黒)	ha(t)	1,660 (2,410)	1 (1)	40.9 (41.5)	4,059 (5,801)	平成18年産 農林水産統計 (丹波黒主産県のみ)
ぶどう	ha(t)	1,230 (15,100)	5 (4)	6.2 (7.2)	20,000 (209,800)	平成18年産 耕地及び作付面積調査, 果樹生産出荷統計
マスカット・オブ・アレキサンドリア	ha(t)	139 (1,810)	1 (1)	92.1 (93.1)	151 (1,945)	平成18年産 県生産流通課調べ
ピオーネ	ha(t)	905 (9,070)	1 (1)	40.6 (39.4)	2,228 (23,000)	平成18年産 県生産流通課調べ
もも	ha(t)	730 (6,860)	5 (6)	6.5 (4.7)	11,200 (146,300)	平成18年産 耕地及び作付面積調査, 果樹生産出荷統計
白桃	ha(t)	313 (2,940)	1 (1)	53.2 (38.3)	588 (7,680)	平成18年産 県生産流通課調べ
愛宕梨	ha(t)	40 (482)	1 (1)	37.7 (27.5)	106 (1,750)	平成18年産 特産果樹生産動態等調査, 県生産流通課調べ
なす	ha(t)	171 (9,160)	25 (12)	1.5 (2.5)	11,100 (372,400)	平成18年産 野菜生産出荷統計
冬春なす(千両なす)	ha(t)	41 (5,430)	8 (7)	2.9 (3.8)	1,390 (142,200)	平成18年産 野菜生産出荷統計
黄にら	ha(t)	16 (126)	1 (1)	69.6 (76.4)	23 (165)	平成18年産 県生産流通課調べ
はくさい	ha(t)	384 (21,200)	16 (10)	2.0 (2.2)	19,300 (943,700)	平成18年産 野菜生産出荷統計
れんこん	ha(t)	123 (2,040)	7 (6)	3.0 (3.5)	4,130 (58,400)	平成18年産 野菜生産出荷統計
ラークスパー	ha(千本)	3 (990)	2 (2)	11.6 (14.8)	25 (6,703)	平成18年 県生産流通課調べ
スイートピー	ha(千本)	7 (12,831)	3 (2)	9.7 (10.7)	69 (122,060)	平成18年 県生産流通課調べ
リンドウ	ha(千本)	8 (1,300)	-	1.7 (1.5)	499 (88,000)	平成18年 県生産流通課調べ
デンドロビウム	千鉢	309	2	11.9	2,600	平成18年 花き生産出荷統計
みつまた	ha(t)	34 (7)	6 (5)	11.6 (5.8)	294 (121)	平成19年(独)国立印刷局資料



乳用牛飼養頭数	頭	21,000	12	1.4	1,592,000	平成19年 畜産統計
ジャージー牛飼養頭数	頭	3,383	1	31.2	10,831	平成19年 中央畜産会調べ
生乳生産量	t	123,260	12	1.5	8,137,512	平成18年 牛乳乳製品統計
肉用牛飼養頭数	頭	34,700	22	1.2	2,806,000	平成19年 畜産統計
豚飼養頭数	頭	39,300	35	0.4	9,759,000	平成19年 畜産統計
黒豚飼養頭数	頭	1,710	13	0.5	338,459	平成19年 中央畜産会調べ
採卵鶏飼養羽数	千羽	8,293	6	4.3	183,224	平成19年 畜産統計
ブロイラー飼養羽数	千羽	1,864	15	1.8	105,287	平成19年 食鳥流通統計調査
森林面積	ha	484,524	17	1.9	25,121,084	平成14年 森林資源の現況(林野庁調べ)
人工林面積	ha	197,915	21	1.9	10,360,796	平成14年 森林資源の現況(林野庁調べ)
保安林面積	ha	162,148	22	1.4	11,763,083	平成18年 林野庁資料 平成18年 岡山県の森林資源
林業産出額	億円	98	19	1.8	4,322	平成18年 生産林業所得統計
林業就業者	人	946	-	-	-	平成17年 国勢調査
生しいたけ生産量	t	572	31	0.9	66,349	平成18年次 岡山県特用林産物生産流通統計
乾しいたけ生産量	t	78	10	2.0	3,861	平成18年次 岡山県特用林産物生産流通統計
まつたけ生産量	t	10.7	2	16.5	64.8	平成18年次 岡山県特用林産物生産流通統計
海面漁業生産量	t	31,691	31	0.6	5,652,115	平成18年 漁業・養殖業生産統計年報
海面漁業生産額	億円	87	31	0.6	15,279	平成18年 漁業・養殖業生産統計年報
漁業就業者(瀬戸内海区)	人	31,620	-	14.9	212,470	平成18年 漁業就業動向調査結果
カキ収穫量(むき身重量)	t	3,356	3	10.1	33,275	平成18年 漁業・養殖業生産統計年報
ノリ収穫量(板ノリ生産枚数)	千枚	198,857	10	2.1	9,531,041	平成18年 漁業・養殖業生産統計年報
ガザミ漁獲量	t	227	4	7.5	3,015	平成18年 漁業・養殖業生産統計年報
タコ類漁獲量	t	994	11	2.0	50,779	平成18年 漁業・養殖業生産統計年報
ままかり漁獲量	t	54	-	-	-	
さわら類漁獲量	t	15	36	0.1	13,727	平成18年 漁業・養殖業生産統計年報
生鮮さわらの年間取扱高	t	2,621	-	-	-	平成18年 岡山市中央卸売市場年報
ほ場整備率	%	61	-	-	-	平成18年 県耕地課調べ
ため池数	箇所	9,810	6	4.8	205,531	平成19年 県耕地課調べ
耕作放棄率	%	16.7	11	-	9.6	2005 農林業センサス
耕作放棄率 (土地持ち非農家を除く)	%	10.1	11	-	5.8	
棚田面積	ha	13,558	2	6.1	221,067	平成5年度 農林水産省調べ
新規就農者数	人	101	-	-	81,030	平成18年度 県農業経営課調べ 平成18年 農林水産省調べ
認定農業者数	人	3,379	27	1.4	237,370	平成19年12月末 農業経営課調べ 農林水産省経営局調べ

## 2 岡山県の農林水産業の現状に対する基本的な考え方

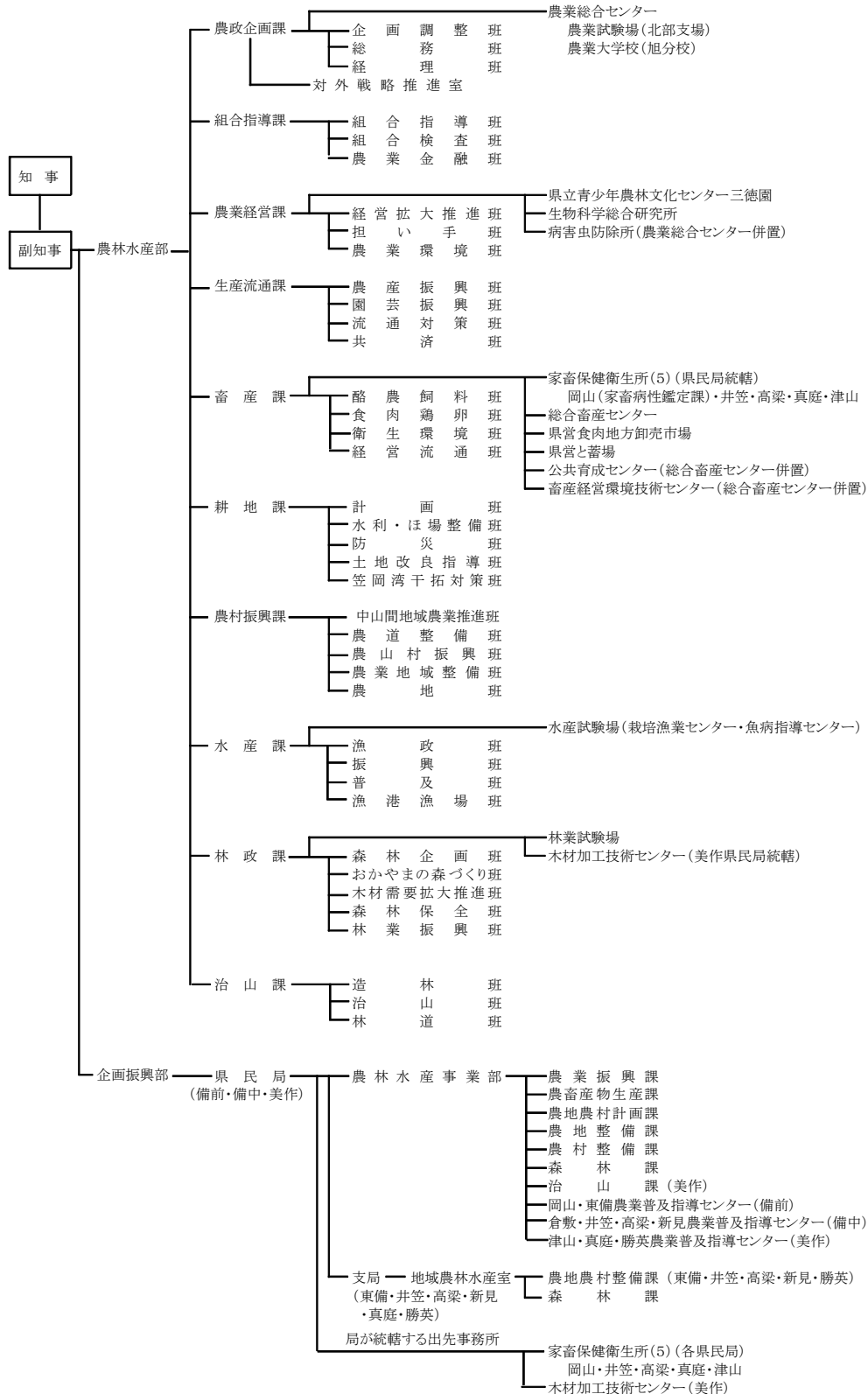
岡山県は、他の都道府県と同様に、担い手の確保・育成が喫緊の課題となっていること、加えて、農林水産物の生産振興を図るため「おかやまブランド」の確立を目指す攻めの農政が重要であること、また、ノロウイルスや高病原性鳥インフルエンザの発生、更には食品偽装問題等による県民の食の安全・安心への関心の高まりに応える施策が求められていること、さらには、環境と調和

した農林水産業の展開や中山間地域の活性化への取組が重要となっているとの基本的な考え方に立っている。

### 3 平成20年度岡山県農林水産部の組織と事務分掌

#### (1) 組織図

平成20年度農林水産部組織図



## (2) 事務分掌

### 事務分掌(農村振興課・耕地課・水産課を除く)

農政企画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農政の総合調整に関する事。</li> <li>(2) 農林水産物の安全性確保に係る施策の総合調整に関する事。</li> <li>(3) バイオマス資源の利活用に係る施策の総合調整に関する事。</li> <li>(4) 農林水産業の災害調査に関する事。</li> <li>(5) 農業(畜産を含む。)、水産業及び林業関係の試験研究の総合調整に関する事。</li> <li>(6) 農業総合センターに関する事。</li> <li>(7) ファーマーズ・マーケットに関する事。</li> </ul>
農政企画課 対外戦略推進室	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農畜産物の海外輸出に係る施策の総合調整に関する事。</li> <li>(2) 首都圏等情報発信に関する事。</li> <li>(3) 農産物のブランド化に係る施策の総合調整に関する事。</li> <li>(4) 地産地消県民運動の推進に関する事。</li> <li>(5) 農林水産業の6次産業化に関する事。</li> <li>(6) 農業分野の国際交流及び国際化対策に関する事。</li> <li>(7) 農山漁村の活性化対策に関する事。</li> <li>(8) 農業関係団体との協働推進に関する事。</li> </ul>
組合指導課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に基づく農業協同組合の指導、監督及び検査に関する事。</li> <li>(2) 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)に基づく水産業協同組合の指導、監督及び検査に関する事。</li> <li>(3) 森林組合法(昭和53年法律第36号)に基づく森林組合の指導、監督及び検査に関する事。</li> <li>(4) 農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合の合併促進に関する事。</li> <li>(5) 農事組合法人に関する事。</li> <li>(6) 農業近代化資金、天災資金、農業改良資金及び農林漁業金融公庫資金等農業金融に関する事(他課の分掌に属するものを除く。)</li> </ul>
農業経営課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 集落営農の推進に関する事。</li> <li>(2) 農業の担い手の確保及び育成に関する事。</li> <li>(3) 農村女性・高齢者対策に関する事。</li> <li>(4) 農業経営基盤強化促進に関する事。</li> <li>(5) 農地保有合理化事業に関する事。</li> <li>(6) 植物防疫に関する事。</li> <li>(7) 肥料の生産及び販売並びに農薬の販売及び使用の指導に関する事(他課の分掌に属するものを除く。)</li> <li>(8) 青少年農林文化センター三徳園、生物科学総合研究所及び病虫害防除所に関する事。</li> <li>(9) 社団法人岡山県農地開発公社及び岡山県農林漁業担い手育成財団に関する事。</li> </ul>
生産流通課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農産物の生産振興に関する事(他課の分掌に属するものを除く。)</li> <li>(2) 農産物の流通、加工及び消費拡大に関する事(他課の分掌に属するものを除く。)</li> <li>(3) 米の生産調整に関する事。</li> <li>(4) 地域食品産業振興対策に関する事(他課の分掌に属するものを除く。)</li> <li>(5) 卸売市場に関する事(他課の分掌に属するものを除く。)</li> <li>(6) 農業災害補償に関する事。</li> <li>(7) 農業共済保険審査会に関する事。</li> </ul>

畜産課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 酪農、肉蓄、養鶏及び養ほうの指導奨励に関する事。</li> <li>(2) 家畜及び家きんの改良増殖並びに利用に関する事。</li> <li>(3) 家畜及び家きんの検査登録に関する事。</li> <li>(4) 家畜及び家きんの衛生防疫に関する事。</li> <li>(5) 家畜商及び家畜市場に関する事。</li> <li>(6) 獣医師、装蹄師及び人工授精師に関する事。</li> <li>(7) 畜産物の生産及び流通に関する事。</li> <li>(8) 牧野の造成及び改良整備に関する事。</li> <li>(9) 飼料に関する事。</li> <li>(10) 畜産団体に関する事。</li> <li>(11) 畜産の環境保全に関する事。</li> <li>(12) 総合畜産センター、家畜保健衛生所、食肉地方卸売市場、と畜場、公共育成センター及び畜産経営環境技術センターに関する事。</li> <li>(13) 社団法人岡山県畜産公社及び財団法人中国四国酪農大学校に関する事。</li> <li>(14) その他畜産に関する事。</li> </ul>
林政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 森林計画に関する事。</li> <li>(2) 林業・木材産業に関する調査統計に関する事。</li> <li>(3) 森林整備地域活動支援交付金事業に関する事。</li> <li>(4) 美しい森づくりの推進等に関する事。</li> <li>(5) 木質バイオマスの利用開発の推進に関する事。</li> <li>(6) 財団法人大規模林道建設地域対策基金等に関する事。</li> <li>(7) 林業経営の指導に関する事。</li> <li>(8) 林業・木材産業構造改革事業に関する事。</li> <li>(9) 林業に係る農林漁業資金及び災害融資に関する事。</li> <li>(10) 森林病虫害の防除に関する事。</li> <li>(11) 林産物の生産、流通及び需要拡大の指導に関する事。</li> <li>(12) 県営林の経営管理に関する事。</li> <li>(13) 森林関係団体に関する事(組合指導課の分掌に属するものを除く。)</li> <li>(14) 林業技術の普及に関する事。</li> <li>(15) 林業労働に関する事。</li> <li>(16) 入会林野等の整備に関する事。</li> <li>(17) 林業試験場及び木材加工技術センターに関する事。</li> <li>(18) 森林公園、21世紀の森及びグリーンシャワー公園に関する事。</li> <li>(19) 森林審議会に関する事。</li> <li>(20) 社団法人おかやまの森整備公社に関する事。</li> <li>(21) その他他課に属しない林務に関する事。</li> </ul>
治山課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 森林の整備及び災害復旧に関する事。</li> <li>(2) 治山施設の新設及び保全に関する事。</li> <li>(3) 林野庁所管に係る地すべり防止地域の管理及び保全に関する事。</li> <li>(4) 林地及び林地荒廃防止施設の災害復旧に関する事。</li> <li>(5) 保安林及び保安施設地区に関する事。</li> <li>(6) 林地の開発及び保全に関する事。</li> <li>(7) 林業用種苗に関する事。</li> <li>(8) 林道の新設、改良、舗装及び管理に関する事。</li> <li>(9) 林道の災害復旧に関する事。</li> <li>(10) 林野火災及び森林国営保険に関する事。</li> <li>(11) 森林保護巡視員に関する事。</li> <li>(12) その他他課の分掌に属しない治山に関する事。</li> </ul>

## 4 施策の体系

岡山県は、同県の農林水産業の現状に対する前記2に記載した基本的な考え方を踏まえて、「新おかやま夢づくりプラン」「21おかやま農林水産プラン」で目標を策定し、その目標達成に向け各種施策を行っている。

### (1) 「新おかやま夢づくりプラン」における農林水産業プログラム

「新おかやま夢づくりプラン」は、「快適生活県おかやま」の実現を持続的な県政の基本目標とし、自立と協働により、豊かな地域を創造していくために、徹底した行財政改革に取り組むこととし、長期構想と行動計画を定めている。

同プランの農林水産業プログラムでは、農林水産業が将来にわたり持続的かつ安定的に発展するよう、意欲あふれる新規就農者等や力強い経営体の確保・育成を図るとともに、岡山ならではの安全で高品質な農林水産物の生産振興や「おかやまブランド」の形成、食料自給率向上対策や農商工連携の推進、耕作放棄地の解消などを目指すという推進目標を立てている。

### (2) 「21おかやま農林水産プラン」

「新おかやま夢づくりプラン」を受けて、平成21年2月、「21おかやま農林水産プラン」が策定された。ここでは、岡山県農林水産業が目指すべき方向として、基本目標を「社会環境の変化に対応した持続可能な農林水産業づくり」とし、基本戦略として「安定的生産が可能な農林水産業」「消費者に信頼される農林水産業」「環境に配慮した農林水産業」を掲げ、重点プログラムとして「高品質な農林水産物の生産振興とブランドの確立」「多様な担い手の確保・育成」「農林水産業の基盤強化」「安全で安心な食料の供給」「食料自給率の向上と地産地消の推進」「地球温暖化への対応」「農山漁村の持つ環境保全・防災機能の確保」を打ち出している。

### (3) 農林水産部の施策体系

「新おかやま夢づくりプラン」及び「21おかやま農林水産プラン」に基づく平成20年度の農林水産部の施策体系は次ページのとおりである。

## 施策体系

「産業と交流の岡山」の創造	1	農林水産業プログラム	(1)	新規就農者等の確保・育成		
			(2)	認定農業者等の担い手の確保・育成		
			(3)	地産地消運動の推進		
			(4)	ブランド品目の生産振興と販路拡大		
			(5)	環境保全型農業の推進		
			(6)	農産物の生産振興		
			(7)	畜産業の振興		
			(8)	旬の地魚の生産振興		
			(9)	アグリビジネスの推進		
			(10)	農林水産業の6次産業化の推進		
			(11)	食の礎となる基盤整備の推進		
			(12)	農林水産物の鳥獣害防止対策の推進		
			(13)	森を支える林業・木材産業の強化		
			(14)	新技術を生かした21世紀型農業の推進		
			(15)	農林水産団体の経営基盤の強化		
「安全・安心の岡山」の創造	2	観光プログラム	(1)	首都圏等における情報発信拠点の整備		
			3	まち・むら活性化プログラム	(1)	中山間地域の活性化
					(2)	グリーン・ツーリズムの推進
					(3)	農山村のふるさと資源の保全推進
(4)	団塊世代を対象とした交流・定住等の促進					
「教育と人づくりの岡山」の創造	1	災害対策・危機管理プログラム	(1)	洪水・土砂災害・高潮対策の推進		
			(2)	風倒木対策の推進		
	2	健康・医療プログラム	(1)	安全な農林水産物の生産確保		
			3	水と緑プログラム	(1)	クリーンライフ100構想の推進
	(2)	自然共生・回復型水辺づくりの推進				
	(3)	豊かな自然を育む里海づくり				
	(4)	公益的機能を高める森づくりの推進				
	(5)	里山ふれあいの森づくり				
	4	地球環境プログラム	(1)	温室効果ガス吸収源対策の推進		
			(2)	循環型社会の形成推進		
	5	都市・農村景観プログラム	(1)	おかやま田園環境整備の推進		
			(2)	快適な農村、漁村空間の整備		
(3)			農山村のふるさと資源の保全推進			
(4)			農村景観保全の推進			
1	青少年プログラム	(1)	農業体験学習の推進			
		2	文化プログラム	(1)	歴史的価値の高い名木の保存	

## 5 予算

### (1) 一般会計

平成20年度の農林水産部の一般会計当初予算額は、約452億円で、対前年比91.8%である。うち、県の一般財源は197億円である。

分類別予算総括表 ( ) は一般財源 (単位：千円)

区分	分類別	平成19年度 当初予算額	平成20年度 当初予算額	対前年度 比(%)	平成20年 度予算の 構成比(%)
農 林 水 産 部	A 義務的経費	( 2,683 )	( 1,004 )	74.9	0.0
		6,683	5,004		
	B 公共事業費	( 3,942,140 )	( 3,556,562 )	85.7	18.9
		25,439,442	21,812,274		
	C 国庫補助事業費	( 1,366,487 )	( 1,272,937 )	86.6	3.8
		5,083,102	4,402,138		
	D 基準行政運営費	( 9,275,052 )	( 8,927,195 )	93.7	7.9
		9,748,750	9,130,534		
	E 単県行政施策費	( 5,945,065 )	( 5,943,235 )	87.4	8.6
		11,368,948	9,939,778		
計	( 20,531,427 )	( 19,700,933 )	87.7	39.3	
	51,646,925	45,289,728			
特別会計	( )	( )	94.7	60.7	
	73,890,370	69,975,696			
合計	( 20,531,427 )	( 19,700,933 )	91.8	100.0	
	125,537,295	115,265,424			

(2) 特別会計

平成20年度の農林水産部の特別会計当初予算額は、約699億円であり、予算全体の6割以上を占めている。予算額では、造林事業等特別会計の約676億円が突出しており、県営食肉地方卸売市場特別会計の約10億円がこれに次いで多額である。

特別会計の内訳

(単位：千円)

種 別	平成20年度 当初予算額	財 源 内 訳						
		国庫 支出金	使用料 手数料	財産 収入	繰入金	繰越金	諸収入	県債
26 岡山県農業改良資金 貸付金特別会計	433,351				18,131	128,885	162,439	123,896
27 岡山県営食肉地方卸売市場 特別会計	1,004,015		71,626	1	912,381	1	20,006	
28 岡山県造林事業等特別会計	67,603,010	4,950		22,657	1,462,744	32,212	66,080,447	
29 岡山県農業総合センター 農業試験場実験農場特別会計	19,357			17,908		1,449		
30 岡山県林業改善資金 貸付金特別会計	805,779				1,797	42,741	517,741	243,500
31 岡山県沿岸漁業改善資金 貸付金特別会計	110,184				3,966	32,482	73,736	
計	69,975,696	4,950	71,626	40,566	2,399,019	237,770	66,854,369	367,396

## 第3章 岡山県の現状

### 1 岡山県財政危機宣言

岡山県では、平成10年度には、財政調整基金及び減債基金が枯渇状態となっており、行財政改革に取り組む一方で行革推進債の発行による苦しい財政運営を行っていた。このような中、平成16年度の交付税ショックにより、岡山県では、約300億円規模で一般財源が激減した。平成20年5月に行われた粗い試算によると、向こう10年の傾向をみると、独自の給与カットや行政改革等推進債の発行を除くと構造的に約300～400億円の規模で毎年の収支不足が見込まれるとともに、特定目的基金からの繰替運用等の緊急避難的な対策も限界に近づいていることが明らかになった。

岡山県は、上記のかつてない厳しい財政状況に置かれていることを素直に受け止め、平成20年6月2日、次のとおり「岡山県財政危機宣言」を発した。

- 岡山県では、当時の厳しい財政状況を踏まえ、平成9年以来、3次にわたる行財政改革に取り組み、特に県債残高や公債費といったいわゆるストックベースに関わる部分で一定の改善をまいりました。
- しかしながら、こうした取組のさなかに、平成16年度の交付税ショックにより岡山県では約300億円規模で一般財源が激減しました。粗い試算ではあるが、現在の状況が続いた場合の向こう10年の傾向を見ると、人件費の独自カットや行政改革等推進債の発行を除くと構造的に約300～400億円の規模で毎年の収支不足が見込まれるとともに、特定目的基金からの繰替運用等の緊急避難的な対策も限界に近づいてきました。
- 全国的な傾向としても、財源不足を穴埋めするための財政調整基金等が平成23年度には枯渇し、健全な財政運営が破綻すると言われていた中、本県では、財政再生団体に転落するという最悪の事態を回避し、持続可能な財政構造を確立するため、他県に先んじて、行財政改革の総仕上げとして、さらなる歳出削減など歳出構造の抜本的な改革に総力を挙げて取り組んでまいります。
- このため、県民サービスにも十分留意しながら、行政の守備範囲そのものの見直しや、官民の役割分担、さらには県と市町村との役割分担といった視点から、あらゆる事業をゼロベースで見直します。



## 2 岡山県財政構造改革プラン

岡山県は、岡山県財政危機宣言を発して、あらゆる事業をゼロベースでの見直しを行った。その際、全ての公の施設について「公の施設見直しシート」を作成して見直し、全ての外郭団体についても見直しを行った。同年8月27日、素案を発表し、県民の意見を踏まえた上で、同年11月18日、概要次のとおり「岡山県財政構造改革プラン」を取りまとめた。

- ① 歳入に見合った歳出規模へ転換します。
  - ● 収入にあわせた予算を組みます。
- ② プライマリーバランス（元金ベース）の黒字を維持していきます。
  - ● 県債残高をこれ以上増やしません。
- ③ 柔軟でスリムな組織で効率的・効果的な業務を行います。
  - ● 同規模県と比較して最もスリムな体制を目指します。
- ④ 臨時的な歳入対策に頼らない健全な財政運営を行います。
  - ● 行革推進債などの緊急避難的な対策による財政運営と決別します。
- ⑤ 以上、すべての改革を平成24年度までに達成します。
  - ● 今後、4年間で改革の総仕上げを行います。

財政構造改革プランの取組内容		削減・歳入増の額（億円）			
分類	項目	H21	H22	H23	H24
人件費・内部管理経費の削減	定数削減				68
	手当等の見直し	58	81	107	30
	運営費				30
	公債費				10
歳入の確保	歳入確保				20
	退職手当債				90
行政経費の削減	一般施策等				107
	公の施設の見直し	64	98	111	9
	公共事業				2
小計	142				209
H24までの給与カット	給与カット	120	120	120	120
合計		262	329	458	516

県は、財政構造改革プランの実施により、平成24年度以降巨額な収支不足は解消し、フローベースはもとよりストックベースでもさらに改善するとしている。

### 3 岡山県行財政構造改革大綱2008

岡山県は、岡山県財政構造改革プランの策定後、平成20年12月、行財政改革の総仕上げとして、構造的な巨額の収支不足を解消し、歳入と歳出のバランスがとれた持続可能な財政構造を確立するとともに、組織・職員数のスリム化、職員の意識改革、仕事のやり方の見直しなどの行政システムの再構築に取り組み、県民の皆様の要請に応えることのできる行財政構造に転換するため、県議会の議決を得て、新しく「岡山県行財政構造改革大綱2008」を策定した。その概要は以下のとおりである。

#### (1) 行財政構造改革の目的

「新おかやま夢づくりプラン」の基本的考え方を堅持しながら、これを向上させていくことを最優先に、安全・安心、子どもの教育、子育て、環境保全、中四国における拠点性の向上といった分野には特に配慮して、県民が将来に夢と希望を持ち続けることができ、誰もが「安心して暮らせるおかやま」、21世紀に飛躍し続ける、活力ある「元気なおかやま」の実現を目指す。

#### (2) 行財政構造改革の基本方針

改革の視点として、①持続可能な財政構造の確立、②おかやまの未来を切り拓く事業に選択と集中、③スリムな精鋭集団の県庁に変革、という3点を掲げ、推進期間を平成21年度から平成24年度まで（職員数は25年度まで）の4年間として、10分野に集中して取り組む。

#### (3) 財政構造改革に向けた取組

県財政は、財政再生団体に転落するという最悪の事態を回避し、持続可能な財政構造を確立するため、さらなる歳出削減など歳出構造の抜本的な改革に取り組む必要があるとの認識の下で、「岡山県財政構造改革プラン」で確認した5つの目標を確認している。

#### (4) 分野別の具体的取組

##### ア 職員数

知事部局等においては、同規模県と比較して最小となる約3600人体制を目標に削減を図り、教育委員会、警察本部等においては、法令等に留意しながら削減を図り、今後5年間で1233人の純減を図る。

## イ 組織

組織の統廃合の推進、組織マネジメントの機能強化、本庁組織の見直し、本庁への業務集約や市町村への権限移譲等による出先機関の効率的・効果的な見直しを行う。

## ウ 職員の意識改革と人事制度等

人材育成への取組、人事評価制度の早期導入、人事管理制度の充実、手当等の見直しを行う。

## エ 事務事業

民・市町村との役割分担、県行政の守備範囲等の見直しにより、平成24年度までに平成20年度当初予算比で約107億円を削減する。

## オ 公共事業

平成21年度及び平成22年度の2年間で対前年当初予算比10%程度を削減する。

## カ 歳入確保

県自らの努力による歳入確保策に積極的に取り組む。

## キ 公の施設

施設の利用状況などの現状分析を行った上で、県施設としての設置意義などを検証し、施設の閉鎖、譲渡、集約化などに取り組む。なお、引き続き存続する施設においても、施設で提供するサービスは真に必要なものに限定することとし、徹底的なコスト削減を図る。

## ク 市町村への事務・権限移譲

市町村の意向を反映させた、新たな事務・権限移譲計画を策定する。

## ケ 外郭団体等

設立の意義、事業の必要性、県の関与のあり方などの観点から検証し、抜本的な見直し、派遣県職員の原則引揚げなど財政的・人的支援の縮小、類似団体との統合などの見直しを行う。

## コ 行政評価

P D C A型の行政評価サイクルを徹底する。

## (5) 改革の進め方

積極的な情報公開、変動要因の早期把握、不断の見直しを行いながら進める。社会的影響を考慮して段階的に取り組む必要があるため、臨時的措置として独自の給与カットを行う。

## 第4章 監査に当たって

岡山県は、逼迫した財政状況を踏まえ、第3章に記載したとおり、「岡山県行財政構造改革大綱2008」を策定している。そこで、本外部監査においても、この行財政構造改革大綱の改革の視点に立ち、農林水産部の所管する予算執行事務を監査することが必須である。

上記視点に立ち、農林水産部の所管する予算執行事務を概観した結果、次の点を重点的に監査することにした。

まず、農林水産部において、国または地方公共団体によくありがちな前例踏襲の硬直的な予算編成、予算執行がなされ、その必要性や有効性が十分検討されていないものがある。そこで、国庫支出金を除く執行額が2000万円以上でかつ10年間以上継続して予算執行がなされているものについて監査した。

次に、公の施設における予算執行のうち、外部へ委託した委託料の支払先のいくつかは入札を経ず随意契約で締結されており、これら随意契約について適法性及び経済性等の観点から監査した。

また、農林水産部は、公の施設あるいは外郭団体に対して多額の予算を執行している。公の施設あるいは外郭団体に対して「岡山県」があえて多額の県税を投入して維持する必要性、合理性が存するののかという観点から監査した。

ところで、農林水産部の当初予算額の6割を超える約699億円の特別会計の9割を超える金額が「おかやまの森整備公社」に対する貸付金及び補助金となっている。

「おかやまの森整備公社」の内容等については各論において詳述するが、大きく問題となる点は、岡山県が「おかやまの森整備公社」に対して行った貸付けについて、翌年度に交付した補助金をもって、かつ、出納整理期間を利用して、貸付けがなされた年度に返済がなされたものとして処理している点である。この点について、なぜこのような方法がとられているかの経緯及び適法性を検証し、併せて県民に対して十分な情報公開がなされているかについて監査した。また、現在行われている分収造林事業が持続可能な財政構造の確立という観点から現状のままではよいのかという視点からの監査も行った。

さらに、農林水産部においては、担い手育成等の目的のためいくつかの貸付制度を運営しており、債権回収が適法かつ適切に行われているかという点について監査した。

## 第5章 包括外部監査の結果と意見

### 第1節 総論（総合所見）

岡山県は、逼迫した財政状況の中、「岡山県行財政構造改革大綱2008」に基づき、財政状況の改善に向けていくつもの改革をしている。

農林水産部においても、財政状況の改善に向けて真摯に取り組んでいる。この取組に対する真摯な姿勢は評価に値する。

しかしながら、岡山県の財政状況を客観的に受け止めるならば、さらなる改革が必要であり、また可能であることを本監査を通じて感じた。

まず、農林水産部の所管する事業の中には、単年度ではさほど大きな支出ではないものの、10年以上も継続して支出されている事業が多くある。これらの事業について、単年度ごとの予算執行が適正になされているかについての検証はされていても、そもそも事業自体の必要性、経済性が現在も維持されているのかといった点に十分な検討がなされていないものがあつた。第2節第1款1の青年農業者等育成対策事業費はその一つである。

また、公の施設に対して多額の予算が執行されているが、それらの一部は、委託料として外部へ支払われている。そして、委託料の支払先のいくつかは一般競争入札を経ず随意契約で締結されている。同款第4の農業総合センターの庁舎清掃委託契約、同節第2款第4の県営食肉地方卸売市場における解体処理設備保守管理業務契約ほか22業務に関する契約がその例である。それぞれの契約を随意契約とする理由について一応の説明はなされているが、その理由の当否について今一步踏み込んで検討しているとはいえないものがあつた。一般競争入札を行って公正かつ適正な価格で契約をすることが原則である以上、形式的には随意契約とすることが許されたとしても委託内容の見直し等を行うことにより一般競争入札が可能となる場合には一般競争入札に付すべきである。この点について十分な検討がなされていないものがあつたので今後は十分な検討をすべきである。

さらに、岡山県の現在の財政状況の中、「岡山県」が公の施設あるいは外郭団体に県税を投入することに疑問を持たざるを得ないものがいくつかあつた。確かに、岡山県は、既に公の施設等を存続させることの必要性等について見直しをかけており、また、存続の必要性を認めたものについても、経費等の見直しをかけて「岡山県」が支出する金額を軽減させる努力をしてきている。

それにもかかわらず、あえて本監査において、いくつかの公の施設等について、今後の存続等に疑問を有するとの意見を報告したのは、次の理由からであった。

岡山県が既に行った公の施設等の見直しにより存続を認めている理由の多くは、当該施設が一定の必要性あるいは合理性を持ち、また、当該公の施設等において一定の成果を上げているというものである。

しかし、現在の岡山県の財政状況を改善するためには、上記岡山県の見直しの方向では不十分である。

当該施設に一定の必要性あるいは合理性があり、また、一定の成果をあげていれば存続を認めるという現状肯定的な発想ではなく、使える税金に限りがあることを前提として「岡山県」が税金を投入しなければならない積極的な必要性があること、及び、県民の福祉にとって具体的な有効性あるいは効率性があることについて十分説明がなされない限り、存続を認めないという考え方が必要と思われる。

ところで、農林水産部の事業には、国の施策として決められた事業がある。この事業については、原則として県単位で支出を止めることができず、国の施策が当を得なかったときは、結果的に岡山県が多額の財政的負担を強いられることになる。本章第2節第3款1で詳述する「おかやまの森整備公社」の問題は、この典型的な例といえる。岡山県が「おかやまの森整備公社」の問題に対して、財政再生団体へ転落しないようにするため、必死の努力をしていることは十分理解できた。

ただ、この点における岡山県の対処方法は、翌年度に交付した補助金をもって、かつ、出納整理期間を利用して、貸付けがなされた年度に返済がなされたものとして処理するというものであり、法令等に反する処理ではないにしても、岡山県の財政状況を適正に表しているかという観点からは問題がある。この対処方法は、かなり技巧的であるが故に、なぜこのような方法を用いたのかという点、及び、岡山県の財政に与える影響がどの程度かという点について県民に対して十分な情報開示をする必要性が存するにもかかわらず、現在の情報開示ではまだ十分とはいえない。

なお、「おかやまの森整備公社」の問題は国が立案した分収造林施策に基づき分収造林契約を締結していったことにある。現在の岡山県における財政状況等を考えるならば上記分収造林契約の内容を見直すことも不可欠と考える。

## 第2節 各論

### 第1款 農業分野

岡山県の農業分野は、農政企画課及び組合指導課、農業経営課、生産流通課、耕地課、農村振興課が担当している（このうち、耕地課と農村振興課は農業土木行政を担当しており、本監査の対象から除いている）。

各課の平成20年度における体系別予算は、以下の表のとおりである。

#### （農政企画課当初予算）

（単位：千円）

事項名	20年度当初予算額	
	予算額	左のうち 一般県費
国庫支出金返納金	4,004	4
農林水産部職員費	8,060,928	8,028,990
農政管理費	33,144	31,044
おかやま地産地消推進事業費	19,913	19,913
農林水産物ブランド化推進事業費	30,886	30,886
農林水産業強化対策費	570,141	570,141
農林水産業基盤整備費	98,554	79,854
おかやまファーマーズ・マーケット推進事業費	156,482	156,482
6次産業ステップアップ支援事業費	6,300	6,300
農政総合対策費	62,943	61,134
地域振興事業交付金	615,823	431,823
単県公共農林水産事業費	687,067	189,255
<b>農政企画課計</b>	<b>10,346,185</b>	<b>9,605,826</b>

#### （組合指導課、農業経営課、生産流通課当初予算）

（単位：千円）

NO	事項名	20年度 予算額	財源内訳			
			国庫支出金	県債	その他	県費
1	農業改良資金貸付金特別会計繰出金	9,073				9,073
2	農業経営資金対策費	69,994			3,212	66,782
3	農協近代化指導費	78,368				78,368
4	森林組合強化対策費	3,970				3,970
5	漁業協同組合検査等指導費	5,218				5,218
<b>組合指導課一般会計計</b>		<b>166,623</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>3,212</b>	<b>163,411</b>



1	農地保有合理化事業費	40,188	19,448			20,740
2	農業経営基盤強化促進対策事業費(一部)	21,325				21,325
3	水田農業担い手育成緊急対策事業費(一部)	1,400				1,400
4	農林水産業強化対策事業費(一部)	39,000				39,000
5	農業経営基盤強化促進対策事業費(一部)	26,121				26,121
6	青少年農林文化センター三徳園管理運営費	30,050				30,050
7	水田農業担い手育成緊急対策事業費(一部)	24,624				24,624
8	青年農業者等育成対策事業費	57,630	8,222			49,408
9	農林水産業強化対策事業費(一部)	39,484				39,484
10	農業改良資金特別会計繰出金	1,879				1,879
11	農業安全対策費	6,578	869			5,709
12	農地・水・環境保全向上対策事業費	4,640	640			4,000
13	肥料検査費	1,656		579		1,077
14	植物防疫事業費	6,931	3,534			3,397
15	有機無農薬農業集団産地育成事業費	1,795				1,795
16	病虫害防除総合対策事業費	10,508	4,775			5,733
17	農林水産業強化対策事業費(一部)	40,500				40,500
18	生物科学総合研究所研究費	163,337	73,815		38,650	50,872
19	生物科学総合研究所運営費	164,970				164,970
<b>農業経営課一般会計計</b>		<b>682,616</b>	<b>111,303</b>	<b>0</b>	<b>39,229</b>	<b>532,084</b>

1	生産調整推進対策費	43,442				43,442
2	米麦等生産性向上対策事業費	4,325				4,325
3	優良米生産対策費	26,028				26,028
4	水田農業担い手育成緊急対策事業費	0				0
5	園芸作物生産振興対策費	132,837	125,000			7,837
6	野菜価格安定対策費	58,592				58,592
7	新世紀きびの国園芸創造事業費	104,048				104,048
8	輸入急増野菜緊急対策事業費	0				0
9	特殊農産物検査費	8,305		2,366		5,939
10	特用作物等振興対策事業費	11,285		152		11,133
11	有機無農薬農業集団産地育成事業費	18,341				18,341
12	うまい岡山米推進事業費	6,114				6,114
13	農作物総合流通対策費	14,410	2,500			11,910
14	農業共済事業振興対策費	6,923				6,923
15	農林水産業強化対策事業費	310,274				310,274
<b>生産流通課一般会計計</b>		<b>744,924</b>	<b>127,500</b>	<b>0</b>	<b>2,518</b>	<b>614,906</b>

1	農業改良資金貸付金	322,399		120,137	202,262	
2	就農支援資金貸付金	110,952		3,759	107,193	
<b>特別会計計</b>		<b>433,351</b>	<b>0</b>	<b>123,896</b>	<b>309,455</b>	<b>0</b>

岡山県では、巨額の収支不足を背景として、将来にわたり持続可能な財政構造の確立が求められており、「おかやまの未来を切り拓く事業に選択と集中」の視点の下、限られた予算を有効に活用するため、緊急性・必要性の高い事業には優先的に予算を配分し、必要性や有効性に疑問のある事業については思い切った削減若しくは廃止の決断が必要となっている。

ところが、一般的に国や地方公共団体においては、前例踏襲の硬直的な予算編成・執行に陥り、過去に意思決定された事業について、その必要性や有効性が十分に検証されないまま継続していたり、単に予算を一律に削減しただけで継続している例が懸念されるところである。

このことは、岡山県の農林水産部の事業にも当てはまるといえる。

そこで、農業分野においては、平成20年度の事業のうち、国庫支出金を除く執行額が2000万円以上で、かつ事業開始年度が平成10年度以前の事業を中心に各課から事情を聴取するとともに、書面による報告及び提出を求め、分析を行った。

その結果、以下の事業を各論で取り上げることとした。

- 第1 青年農業者等育成対策事業費
- 第2 農業経営基盤強化促進対策事業費
- 第3 農業改良資金貸付金
- 第4 農業総合センター機能強化対策事業費
- 第5 生物科学総合研究所研究費

なお、農業総合センター機能強化対策事業費と生物科学総合研究所研究費については出先機関（施設機関）の事業であり、試験研究機関として関連する施設でもあるので、施設全体の問題点を検討する。

# 第 1 青年農業者等育成対策事業費

## 1 事業目的

効率的かつ安定的な農業経営の担い手となる青年農業者等を確保・育成するため、他産業従事者等に対する就農啓発、就農相談、法に基づく就農計画の認定、就農に向けた各種研修の実施など、幅広い新規就農支援対策を実施するとともに、青年農業者等の資質向上を行う。

## 2 補助金の実績額

本事業において 5 件の補助金が交付されており、うち 4 件の支払先が岡山県農林漁業担い手育成財団である。

### (1) 青年農業者組織活動促進事業費補助金 (2, 150, 000 円)

#### ア 支払先

岡山県農林漁業担い手育成財団

#### イ 目的

地域における農業の中核的担い手を計画的、永続的に育成するため、青年農業者等の活動促進対策を実施する岡山県農林漁業担い手育成財団に対して助成金を交付することにより、活力に満ちた青年農業者等を育成する。

#### ウ 事業実績 (事業主体：岡山県農林漁業担い手育成財団)

地域農業振興研修事業	助成件数	事業費	負担区分
後継者グループ等が農業新技術の導入等のため、県内外の先進地調査をはじめ、生産・経営技術等の研究実証や地域社会の活性化のための活動を実施した。	9 グループ	1,715,937円	県費補助金 650,000円 その他 1,065,937円

地域農林漁業担い手育成対策協議会促進事業	協議会	事業費	負担区分
地域段階で実施した新規就農者激励会、むらとまちの若者フォーラム及びふるさと農林漁業少年団 (小中学生) の育成を支援した。	9 協議会	3,163,590円	県費補助金 1,500,000円 その他 1,663,590円

(2) 就農・就業相談窓口整備事業補助金 (13,459,000円)

ア 支払先

岡山県農林漁業担い手育成財団

イ 目的

青年農業者等の確保・育成のため、「岡山県青年農業者等育成センター」に指定された岡山県農林漁業担い手育成財団が実施する各種就農支援事業に対し、支援する。

ウ 事業実績

(ア) 育成センターにおける就農支援活動の推進

(イ) 就農相談活動の実施

(ウ) 職業紹介活動の実施

(エ) 就農関連情報等交換会議の開催等

(オ) 就農支援資金の貸付けの推進活動

(カ) 就農啓発活動の実施

(キ) 各段階での交流会等の開催

(ク) 現地就農アドバイザーの設置

(ケ) 公共職業安定所との連携

事業実施主体名	事業費	負担区分	
		県	育成センター
岡山県青年農業者等育成センター	16,829,000円	13,459,000円	3,370,000円

(3) 農業信用基金協会特別準備金補助金 (1,110,000円)

ア 支払先

岡山県農業信用基金協会

イ 目的

農業協同組合連合会及び農業協同組合が、岡山県から資金の貸付けを受けて、認定就農者に対し転貸する就農支援資金について、確実に機関保証を行う制度を確立し、認定就農者の負担を軽減するため、債務保証を行う農業信用基金協会が積み立てる特別準備金に対して県が補助を行う。

#### (4) 組織拡充事業費補助金 (10,092,354円)

##### ア 支払先

岡山県農林漁業担い手育成財団

##### イ 目的

自立自営の気概と実践力の高い担い手を計画的、永続的に育成するため、岡山県農林漁業担い手育成財団の組織拡充を図る。

##### ウ 事業実績

岡山県農林漁業担い手育成財団事務局3名(常務理事・事務局次長・参与)の人件費として、全額支出した。

#### (5) 農林業実践学習の里整備事業費補助金 (760,000円)

##### ア 支払先

岡山県農林漁業担い手育成財団

##### イ 目的

体験学習農園で使用している軽トラック1台の更新

### 3 岡山県農林漁業担い手育成財団の概要

#### (1) 設立の経緯

岡山県の農林漁業の中核となり、農山漁村社会建設の支えとなる自立自営の気概と実践力に富む若い担い手等を計画的、永続的に確保・育成し、もって活力ある本県農林漁業の確立に寄与することを目的として設立された。

出捐金は5億円(内訳 岡山県3億7500万円 市町村1億2500万円)。

なお、平成7年3月20日、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法に基づく「岡山県青年農業者等育成センター」に指定された。

#### (2) 財団の組織

##### ア 役員

理事長	1名
副理事長	3名
常務理事	1名
その他の理事	9名
監事	2名

イ 事務局（岡山県農林水産部農業経営課内）	
常務理事	1名（県職員〇B）
事務局長	1名（県職員〇B）
事務局次長	1名（県職員〇B）
参事	1名
参与	2名（2名とも県職員〇B）

### （3）業務の概要

#### ア 事業内容

- ① 農林漁業を志す青年等に対する自立自営の意欲の涵養及び経営技術の習得のための各種研修事業
- ② 農林漁業への就業促進事業（青年農業者等育成センターへの指定により、平成7年度から就農支援資金貸付事業を開始）
- ③ 農村と都市の青年相互の交流事業
- ④ 地域農林漁業の振興に必要な新技術の開発・経営改善等の奨励事業
- ⑤ 市町村・農林漁業団体等が行う担い手育成対策に対する助成事業
- ⑥ 農林漁業に対する理解と認識を深めるための啓発・普及事業
- ⑦ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

#### イ 財団の運営

- ① 基本財産等の運用益、県補助事業を財源として、青年の組織活動等への助成、青年農業者就農支援、就農支援資金の貸付け等の実施
- ② 体験学習農園の管理・運営及び岡山県の指定管理者として21世紀の森、県立青少年農林文化センター三徳園の管理等を行う。

## 4 監査意見

### 組織拡充事業費補助金は廃止すべきである（意見）

岡山県農林漁業担い手育成財団（以下「財団」という）の組織拡充を図るという目的で年間1000万円を超える補助金が交付されているが、特定の団体に限って「組織拡充」という名目で多額の補助金を交付するのは公平性に問題があり、不合理である。

特に、補助金全額が県職員〇Bである財団事務局3名の人件費として支出されている点に照らすと、財団自体が県職員〇Bの雇用対策ではないかとの疑念さえ起こ

ってくる。

これに対して、財団は県唯一の「青年農業者等育成センター」であり、他の団体と異なる独自の存在意義があるとの反論も考えられる。

しかしながら、育成センターとしての事業については「就農・就業相談窓口整備事業補助金」等が交付されているのであるから、別途、財団事務局の人件費を補助する理由にはならない。

県の財政状況が厳しく、事業の「選択と集中」の視点の下で、緊急性・必要性の高い事業に優先的に予算を配分するという観点からみると、特定の団体に限って「組織拡充」という名目で補助金を交付するような不合理な事業は廃止すべきである。

## 第2 農業経営基盤強化促進対策事業費

### 1 事業目的

農業の担い手の減少、高齢化、農産物価格の低迷など農業を取り巻く社会的経済的環境が変化する中、効率的かつ安定的な農業経営体（認定農業者や集落営農等）が農業生産の相当部分を担う農業構造の実現に向け、認定農業者等を確保・育成するため、県、地域段階に関係機関・団体等で構成する「担い手育成総合支援協議会」を設置し、経営改善計画の策定を推進するとともに、民間専門家による経営相談、経営改善や法人化指導等により、農業経営の改善・発展に向けた多様な支援を行う。

### 2 補助金の実績額（17,820,000円）

本事業では1件の補助金が交付されており、支払先は岡山県担い手育成総合支援協議会である。

### 3 岡山県担い手育成総合支援協議会の概要

#### （1）設立の経緯

国は、平成17年度予算から経営政策のソフト事業を統合し、その実施主体として全国段階、都道府県段階、地域段階に農業団体及び地方公共団体等による「担い手育成総合支援協議会」を設置することとした。

このため、岡山県でも担い手育成支援窓口を一元化し、行政と関係機関・団体が一丸となって地域における担い手の確保・育成に取り組むため、県段階の協議会を平成17年3月22日に設立した。

#### （2）構成

会員（10団体、10人）

所属組織・団体名	役職名	備考
岡山県農業会議	事務局長	会長
岡山県（農林水産部）	農業経営課長	副会長
岡山県農業協同組合中央会	営農・担い手対策部長	副会長
社団法人岡山県農地開発公社	理事・事務局長	監事
岡山県農林漁業担い手育成財団	事務局長	監事





事務局（４団体、４名）

所属組織・団体名	役職名	備考
岡山県（農林水産部）	農業経営課・担い手班主幹	
岡山県農業協同組合中央会	営農・担い手対策部課長	事務局次長
全国農業協同組合連合会岡山県本部	営農・担い手対策部	事務局次長
岡山県農業会議	主任	マネージャー

## 4 補助事業の実績

### （１）協議会の会議開催

総会（平成２０年７月２４日、同２１年３月３１日）

幹事会（平成２０年７月２４日、同２１年３月２７日）

事務局会議（平成２０年４月～同２１年３月）

### （２）対策ごとの実施

#### ア 担い手育成支援事業

##### （ア）担い手育成総合支援協議会活動

- ① アクションプログラム策定（冊子４００部作成・配布）
- ② アクションプログラムの推進活動（担当者会議を年４回開催）

##### （イ）経営改善・能力向上支援活動

- ① 経営改善・能力向上指導（年１１回開催、受講者数計２０２名）
- ② 担い手経営診断・指導及び経営コンサルタント活動（年１０回開催、経営体数計３８件）
- ③ 地域支援協議会経営指導担当者研修会、地域リーダー育成研修会（年１１回開催）
- ④ 法人化推進指導活動
- ⑤ 法人化の確保（実績数１０件）

##### （ウ）経営多角化・高度化支援活動

- ① 経営多角化・高度化推進検討会議（平成２０年４月～同２１年３月）
- ② 市場調査・情報収集活動及び特産品等商品開発情報収集活動
- ③ 見本市・商談会等（平成２０年４月～同２１年３月）

##### （エ）担い手交流活動

① 認定農業者等交流会（平成20年12月～同21年3月）

② 異業種交流会

③ 全国交流会（平成20年11月13日、14日）

（オ）担い手優良活動事例調査

（カ）担い手情報発信整備事業

イ 地域貢献担い手確保・育成支援事業

（ア）地域貢献担い手確保育成対策会議、地区説明会

（イ）関係行政機関等との連絡調整

（ウ）農業サービス事業体支援事業

（エ）担い手に対する経営資源の円滑な承継活動

（オ）地域担い手育成総合支援協議会に対する支援活動（年4回実施）

### （3）補助事業に要した経費

区 分	補助事業 に要した 経費	負担区分（円）		積 算 内 訳
		県補助費	その他	
1 担い手育成総合支援				
担い手育成総合支援・ 協議会活動費	7,620,355	7,620,355	0	専任マネージャー他 6,480,302円 会議費 68,115円 印刷購入費 163,807円 事務費 656,207円 旅費 114,980円 消耗品費 136,944円
経営改善・能力向上支 援活動費	2,219,556	2,219,556	0	スペシャリスト謝金 1,941,674円 指導資料作成費 228,882円 資料購入費 49,000円
経営多角化・高度化支 援活動費	7,360,954	7,360,954	0	経営情報収集 3,500,000円 多角化情報収集 2,460,954円 高度化情報収集 1,400,000円
担い手交流活動費	94,280	94,280	0	全国担い手サミット 94,280円
担い手優良活動事例調査	155,900	155,900	0	優良担い手表彰 155,900円
担い手情報発信整備事業	0	0	0	
2 地域貢献担い手育成確保支援				
地域貢献担い手確保育成 対策会議費	0	0	0	
関係機関との連絡調整活 動費	0	0	0	

農業サービス事業体支援活動費	0	0	0	
経営資源の円滑な継承活動費	0	0	0	
地域担い手総合支援協議会に対する支援活動費	368,955	368,955	0	担当者会議 支援活動 352,465円 16,490円
合計	17,820,000	17,820,000	0	

## 5 監査意見

実績報告書の「補助事業に要した経費」には、正確な記載を求めること（意見）

本事業における補助金は1782万円（定額補助）であるが、実績報告書によると、県補助費以外の自己負担金等はなく、補助事業に要した経費として1782万円を支出したと記載されている。

県の担当者から聞き取りを行ったところ、補助金の支払先から実績報告書の提出があった場合、支払先の事務局へ出向いて出納簿や領収書を確認しており、本事業において補助金と同額の支出となっている点については、他の事業との共通費である事務費等を按分して調整しているためであるとの説明を受けた。

しかしながら、事務費等を他の事業と按分しているという事情は実績報告書の記載から読み取ることができず、その積算根拠についても確認できない。

この点、現在のような記載方法を許容していると、安易に補助金の残額を事務費等に計上するという扱いがなされるおそれがあり、ひいては、対象事業以外の事業の経費に支出されるおそれもある。

本来、補助金は対象事業の公共性や公益性を吟味して、必要かつ相当な金額を交付するものであり、実績報告書にも正確性が求められるものである。

したがって、事務費等を経費に計上するのであれば、対象事業に必要な金額を正確に算出する必要があるといえる。

補助金の支払先においては、「補助金は年度内に使い切ることが当然である」という意識を持っているケースも多いと思われるので、改めて「補助金は必要かつ相当な金額を交付するものである」という原則を徹底させ、実績報告書にも正確な記載を求めるべきである。

### 第3 農業改良資金貸付金

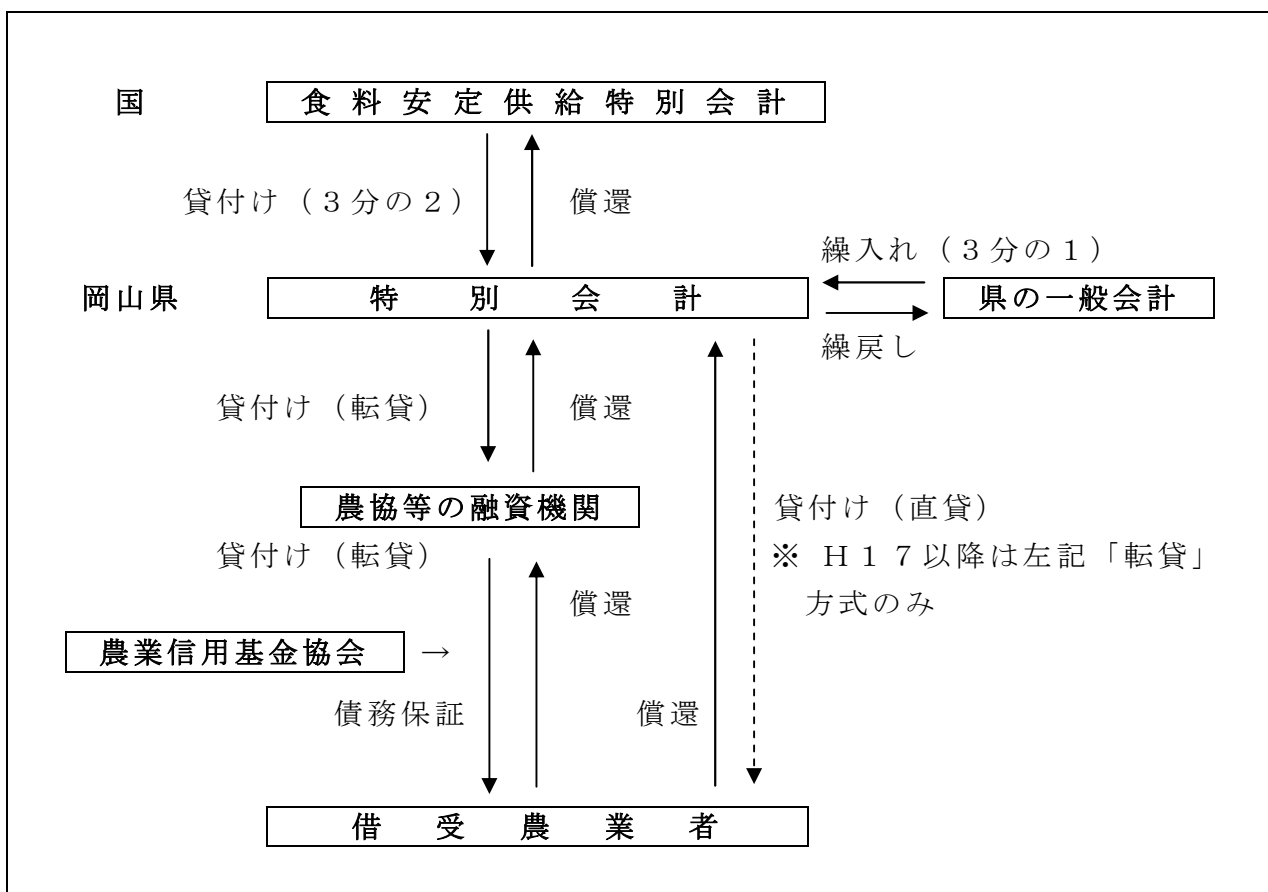
#### 1 事業目的

農業者が農業経営の改善を目的として創意と自主性を活かしつつ、農畜産物の加工を始めたり、新作物に取り組む場合又は新技術を導入するなど新しい農業にチャレンジするために必要な資金の貸付けを行う。

農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）には、政府が貸付けの事業を行う都道府県に対し必要な助成を行うことができると定められており、岡山県でも、岡山県農業改良資金貸付規則を定め、同規則に基づき貸付けを行っている。

#### 2 事業内容

【農業改良資金に係る助成の仕組み】



##### (1) 特色

- ① 財政資金（国3分の2、県3分の1）を県がその責任により貸付けを行うこと
- ② 無利子であること（連帯保証人又は物的担保は必要）

- ③ 償還金を繰り返し貸付財源とする仕組みになっていること

## (2) 制度概要

### ア 資金の種類

- ① 新たな農業部門の経営の開始
- ② 新たな加工の事業の経営の開始
- ③ 農畜産物又はその加工品の新たな生産方式の導入
- ④ 農畜産物又はその加工品の新たな販売方式の導入

### イ 貸付けの相手方

認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた農業者）等で、農業改良措置計画の貸付資格の認定を受けた者

### ウ 貸付金の限度額

貸付金の限度額は、次のとおり。

ただし、認定農業者以外の者については、当該農業改良措置の実施に必要な経費の額の8割に相当する額と次に掲げる額のいずれか低い額とする。

個人	1,800万円
法人その他の団体	5,000万円

### エ 償還期間及び据置期間

貸付内容に応じて、償還期間は10年以内若しくは12年以内、据置期間は3年以内若しくは5年以内に区分されている。

なお、償還期間（据置期間を含む）を定めるに当たっては、借入希望者の経営状況、貸付対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。

## 3 貸付状況

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
新農業部門の経営開始（件数）	4件	1件	2件	0件	1件
（金額 単位：千円）	15,220	3,530	6,610	0	4,960
新加工事業の経営開始	0件	0件	0件	0件	0件
	0	0	0	0	0

農畜産物の生産方式の導入	4件	0件	2件	0件	0件
	34,810	0	16,500	0	0
農畜産物の販売方法の導入	0件	0件	0件	0件	0件
	0	0	0	0	0
農畜産物の加工品の生産方式の導入	0件	0件	0件	0件	0件
	0	0	0	0	0
農畜産物の加工品の販売方法の導入	0件	0件	0件	0件	0件
	0	0	0	0	0
総貸付実行額（A） （単位：千円）	8件	1件	4件	0件	1件
	50,030	3,530	23,110	0	4,960
総貸付計画額（B） （単位：千円）	400,000	400,000	300,000	300,000	300,000
A / B %	12.5 %	0.9 %	7.7 %	0 %	1.7 %

※ 担い手の減少や高齢化の進行、景気の低迷、類似の貸付制度である農業近代化資金や農業経営基盤強化資金の無利子化措置などの影響から、近年の貸付件数は極めて少ない。

#### 4 延滞状況と延滞者に対する対応（直貸方式による貸付金）

【農業改良資金に係る助成の仕組み】図のとおり、平成17年以降は転貸方式のみであるところ、転貸方式においては、借受農業者（以下「借受者」という）が農協等の融資機関に償還しなかった場合でも、県は農協等の融資機関から償還を受けられる仕組みとなっている。

他方、過去の直貸方式による貸付金においては、借受者が償還しなかった場合、県に収入未済が発生することとなる。

そこで、以下に延滞状況と延滞者に対する対応を記載する。

(1) 延滞状況 (平成20年度決算時点)

(単位:円)

局名	延滞者数	貸付額	償還期日 到来額	延滞金額	償還期日 未到来額
備前 県民局	10人	188,418,000	158,985,000	66,328,970	29,433,000
備中 県民局	6人	76,482,000	63,864,000	35,912,801	12,618,000
美作 県民局	7人	71,530,000	64,998,000	28,974,912	6,532,000
合計	23人	336,430,000	287,847,000	131,216,683	48,583,000

(2) 債権保全等事務処理要領

岡山県では、「岡山県農業改良資金貸付債権保全等事務処理要領」(以下「事務処理要領」という)を制定している。

【監査意見に関連する部分を抜粋】

第1 趣旨 (略)

第2 約定償還前の指導

県民局長は、借受者、農業普及指導センター、農業協同組合及びその他の関係機関(以下「関係機関」という)から支払遅延に関する相談及び情報提供があった場合は、次により支払遅延の理由を把握するとともに、支払猶予措置の検討及び償還指導を行うものとする。

- 1 支払遅延理由の把握 (略)
- 2 支払猶予措置の検討 (略)
- 3 償還見込みの確認及び償還指導 (略)

第3 延滞発生直後の対応

県民局長は、約定償還日に借受者から償還がなく延滞が発生した場合は、関係機関と連携して、次により債権の保全及び回収を行うものとする。

1 延滞発生理由の把握 (一部略)

(1) 農業協同組合(以下「農協」という)から延滞発生の理由を確認する。

(2) 借受者に対し償還を促すとともに、償還見込みや延滞の事情等の確認を行う。



(4) 農協は借受者が約定償還日を1か月経過してなお償還しないときは、その実情を調査し、翌月10日までに「延滞状況報告書」を県民局長に提出する。

## 2 督促及び催告等（一部略）

(1) 農協は、貸付債権の保全のため、原則として借受者が約定償還日を1か月経過してなお償還しないときは、借受者に対して「ご返済のお願い」を送付する。

(2) 県民局長は、必要があると認める場合は、(1)にかかわらず、借受者及び保証人に対して督促状を送付する。

(5) 県民局長は関係機関と協議の上、借受者（必要に応じて保証人を含む。）に面談し、延滞の解消に努める。

(6) 県民局長は(5)の面談に加え、借受者（必要に応じて保証人を含む。）に対し、必要に応じて電話又は書面等による催告を行う。

(7) 県民局長は約定償還日から6か月を経過してなお償還がないときは、「延滞者整理票」を作成し、延滞発生以後の状況を記録する。

## 3 延滞解消策の検討及び指導（略）

## 第4 長期延滞者の調査等

県民局長は、第3により延滞の早期解消に努めるほか、延滞が6か月を経過して長期化した借受者については、次により関係機関の協力を得て現地調査等を実施するものとする。

なお、延滞が6か月を経過しない場合においても、借受者の実状に応じて、第3の2による督促事務と併せて実施するなど、早期にかつ弾力的に対処するものとする。

1 貸付対象の施設及び機械等の現況調査（略）

2 借受者の財産及び負債の現況調査（略）

3 担保調査（略）

4 保証人への督促及び調査

保証人と面談し、借受者に対する弁済の督促等の協力を求めるとともに、保証人にあつては財産調査を実施する。

- 5 行方不明の場合の調査（略）
- 6 破産手続開始等の場合の対応（略）
- 7 調査結果等の取りまとめ（略）

## 第5 再建計画及び償還計画の策定指導

県民局長は、調査等の結果を踏まえて、経営再建が可能と認められる場合には、次により借受者に対して再建計画及び償還計画を策定するよう指導するものとする。

- 1 計画の策定（略）
- 2 償還計画の確認

(1) 延滞分の償還金については、分割による償還、負債整理資金等の借換えによる償還、保証人の代位弁済等について、分割誓約書、支払誓約書、念書等（以下「誓約書等」という）を借受者及び保証人に提出させ、償還計画が確実かどうか確認する。

(2) 今後期限が到来する償還金については、定期的に償還できるか、約定償還日前からの分割償還が可能か、負債整理資金等の借換えによる繰上償還を行うか等を検討し、計画に反映させる。

- 3 債務の承認

時効中断の観点から、借受者に対して適宜債務の承認の文書を提出させる。

## 第6 回収計画の検討（略）

## 第7 貸付金整理の準備

県民局長は、次に該当する場合で最終整理が必要と判断した場合には、次により法的措置に向けた最終整理に移行するものとする。

- 1 最終整理決定の基準

- (1) 借受者又は保証人が、約定償還日を1年経過してなお分割償還を含め一度も償還を行わない場合
- (2) 他の債権者等が法的措置を実行した場合
- (3) 借受者又は保証人が面談に応じない場合
- (4) 借受者又は保証人が誓約書等の提出を行わない場合

- (5) 借受者又は保証人が誓約書等に基づく償還を履行しない場合
- (6) 借受者又は保証人が資力がありながら故意に償還を行わない場合
- (7) 第2から第6による対応の結果、行方不明、資力が不明等のため、最終整理以外に債権の回収が困難と認められる場合

## 2 一時償還の請求

- (1) 最終整理が必要と判断し、約定償還日の到来していない債権がある場合は、次の法的効果を生じさせ、直ちに債権回収に着手するため、県規則第16条（外部監査人による注：県規則第14条の誤り）に基づき全額一時償還の請求を行う。

ア 期限の利益喪失の意思表示として、借受者の償還期限の利益を失わせること。

イ 催告の意思表示として、6か月に限って貸付債権の時効中断の効力を生じさせること。

- (2) 略

第8 法手続による回収（略）

第9 徴収停止（略）

第10 免除（略）

第11 債権放棄（略）

第12 時効（略）

第13 不納欠損（略）

第14 その他（略）

## (3) 関係書類の管理状況

農業改良資金貸付金については、各県民局（備前・備中・美作）で事務を取り扱い、関係書類を管理している。

ア 備前県民局では、「貸付台帳のファイル（全借受者）」と「延滞分に関する償還指導のファイル」が作成されており、借受者ごとの個別ファイルは作成されていない。

イ 備中県民局では、「貸付台帳のファイル（全借受者）」と「延滞分に関する

る償還指導のファイル」、「借受者ごとの個別ファイル」が作成されている。

ウ 美作県民局では、備中県民局と同様、「貸付台帳のファイル（全借受者）」と「延滞分に関する償還指導のファイル」、「借受者ごとの個別ファイル」が作成されている。

## 5 指摘事項及び監査意見

### (1) 借受者ごとの個別ファイルを作成すべきである（意見）

延滞が発生している借受者については、当初からの関係書類及び償還指導の経過が一つのファイルにまとまっている方が、後の対応を検討したり引継ぎをしたりする際にも便宜である。

さらには、償還期間が10年以内若しくは12年以内であることを考慮すると、借受者ごとの個別ファイルを作成して償還が終わるまで当該借受者に関する書類を保管することを徹底しておかないと、保存年限が5年である書類と一緒に関係書類の一部が廃棄されてしまうおそれもある。

そこで、備中県民局及び美作県民局でのファイルの方法に統一し、「貸付台帳のファイル（全借受者）」と「延滞分に関する償還指導のファイル」、「借受者ごとの個別ファイル」を作成すべきである。

### (2) 延滞発生後の対応について、県独自の対応の時期を事務処理要領に明記するとともに、延滞者整理票の作成時期を早めること（意見）

直貸方式による貸付金においては、借受者が償還しなかった場合、県に収入未済が発生し、県の財政に直接影響するのであるから、一般県民に不公平感を抱かせないためにも、確実な対応が必要とされる。

この点、これまでも、各県民局の担当者が、約定償還前から定期的に借受者を訪問し相談に乗ったり、延滞発生後には借受者の生活状況を把握し償還指導を行ったりしており、一応の評価はできる。

しかしながら、平成20年度決算時点で約1億3121万円の延滞金額があることも事実である（その他、償還期日未到来額として約4858万円）。

そこで、延滞発生後の対応をより確実なものとするため、事務処理要領に以下の点を明記し、内容を一部改訂すべきである。

#### ア 県独自の対応の時期を明記すること

現在の事務処理要領では、農業改良資金事務委託契約により償還金の代理

受領権を与えている農協に対し、「農協は、原則として借受者が約定償還日を1か月経過してなお償還しないときは、借受者に対して『ご返済のお願い』を発送する。」と義務づけている。

また、岡山県農業改良資金事務処理取扱要領では、「借受者が約定償還日を30日過ぎてなお償還がないときは、農協は、借受者の実状を調査し、その理由及び償還予定期日を確認して、県民局長へ報告し、指示を受けるものとする。」としている。

他方、県独自の対応としては、「県民局長は、必要があると認める場合は、借受者及び保証人に対して督促状を送付する。」「県民局長は関係機関と協議の上、借受者（必要に応じて保証人を含む）に面談し、延滞の解消に努める。」「県民局長は前記面談に加え、借受者（必要に応じて保証人を含む）に対し、必要に応じて電話又は書面等による催告を行う。」と定められているだけで、時期が明示されていない。

これでは、担当者によって対応が区々となり、早期かつ確実な対応がなされないケースも出てくると思われる。

そもそも、直貸方式による貸付金においては、直接影響を受ける県がもっと主体的に関わる必要があるといえる。

そこで例えば、農協からの前記報告を約定償還日から2か月以内に求めた上で、近日中に償還予定（見込み）がある場合を除き、「県民局長は、原則として借受者が約定償還日を2か月経過してなお償還しないときは、借受者に対して督促状を発送する。」と定めるなど、県独自の対応の時期を事務処理要領に明記すべきである。

また、県民局長から借受者に対する前記督促状には、一定期間を経過（例えば、約定返還日を3か月経過）してもなお償還しないときは、保証人に対しても通知書を発送する旨付記すべきである。

#### イ 延滞者整理票の作成時期を早めること

さらに、現状では「県民局長は約定償還日から6か月を経過してなお償還がないときは、『延滞者整理票』を作成し、延滞発生以後の状況を記録する。」とされているが、約定償還日から半年後というのは余りにも遅い。

前述のとおり、約定償還日から2か月以内には農協からの報告を受けるこ

ととした上で、「延滞者整理票」も2か月経過後には作成し、報告内容や督促状発送を含めた対応を記録すべきである。

### (3) 延滞発生後の対応について、「保証人に対する通知」を原則とする旨、事務処理要領に明記すること（意見）

現在の事務処理要領では、「必要に応じて」保証人に対して督促状を送付し、面談し、電話又は書面等による催告を行うこととしている。

ところが、実際の現場では、借受者から「保証人には迷惑をかけたくないので、連絡しないでほしい。」などと懇願され、保証人に対する通知がなされていないケースが多々見受けられる。

しかし、貸付金が約定どおり償還されているかどうかは、保証人にとっても関心のあることであり、かつ、重大な影響を及ぼすことである。

例えば、農業改良資金助成法第11条では、「都道府県は、貸付金の貸付を受けた者が支払期日に償還金を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。」と定められている。

また、約定どおりの返済ができない借受者については、後々に保証人が代位弁済を強いられる可能性も高いと考えられる（現実にも、保証人に対する通知が遅れた結果、高額な違約金の支払いをめぐって保証人が不満を持ったり、支払拒否等に至った事例が存在している）。

そうであるならば、借受者の意向にかかわらず、一定期間を経過（例えば、約定償還日を3か月経過）してもなお償還しないときは、保証人に対して通知することを原則とし、その時期も含めて事務処理要領に明記すべきである。

なお、前述のとおり、県民局長から借受者に対する督促状には、一定期間を経過してもなお償還しないときは、保証人に対しても通知書を発送する旨付記すべきである。

### (4) 「誓約書等」で合意した弁済充当と異なる充当をしているケースがある（指摘事項）

延滞分の償還金については、未償還額と今後の償還計画を記載する様式の書面を借受者に交付し、これに記入させた上で、事務処理要領に定める「誓約書等」として提出させている。

ところで、2口の貸付けを行っている借受者に対し、1口の貸付けにつき1枚の誓約書を提出させているものがあつた。

そして、誓約書では、今後の分割返済金を2口に分けて、それぞれの貸付けに充当すると合意しているにもかかわらず、実際には分割返済金全額を1口の貸付けに充当しているケースがあつた（具体的な事例で説明すると、①平成5年の貸付けが1200万円延滞で、誓約書では毎年末までに40万円を返済、②平成6年の貸付けが300万円延滞で、誓約書では毎年末までに10万円を返済と合意しているにもかかわらず、平成20年末の返済金全額を①平成5年の貸付けに充当していた）。

このような場合には、そもそも誓約書を提出させる際に、借受者にも十分説明した上で弁済充当の方法を合意しておくべきである。

また、仮に当初の合意と異なる弁済充当をするのであれば、充当の際に改めて借受者と協議し、その協議結果を書面に残しておくべきである。

#### **(5) 「誓約書等」には保証人の署名捺印を求めること（意見）**

「誓約書等」の様式に保証人の署名捺印欄があるが、これに記入されていないものが見受けられた。

前述のとおり、保証人に対する通知を原則としたうえで、誓約書等の提出に当たっても、確実に保証人の同意を得て、これに署名捺印を求めるべきである。

なお、原則として、毎年定期的に延滞者から誓約書等を取り直すこととしているようであるが、この運用は評価できる。

延滞が解消されていない借受者にあつては、償還計画が確実に履行されているかどうか、今後も計画どおりに償還していくことが可能かどうかを確認するためにも、毎年定期的に誓約書等を再提出させることが望ましい。

その際には、保証人にも署名捺印を求めるべきである。

## 第 4 農業総合センター



### 1 施設概要

【本場】	【北部支場】																																		
岡山県赤磐市神田沖 1 1 7 4 - 1	岡山県津山市宮部下 3 5 - 5																																		
(土地利用の内容)	(土地利用の内容)																																		
<table> <tr> <td>総面積</td> <td>6 6 . 3 h a</td> </tr> <tr> <td>・ 試験圃場</td> <td>2 9 . 0</td> </tr> <tr> <td>  水田作精密圃場</td> <td>( 5 . 3 )</td> </tr> <tr> <td>  果樹園</td> <td>( 8 . 2 )</td> </tr> <tr> <td>  野菜・花き圃場</td> <td>( 2 . 5 )</td> </tr> <tr> <td>  畑作圃場</td> <td>( 1 . 5 )</td> </tr> <tr> <td>  実験農場</td> <td>( 1 1 . 5 )</td> </tr> <tr> <td>・ 大区画高生産性稲作実験農場</td> <td>1 0 . 5</td> </tr> <tr> <td>・ 実習用地 (農業大学校)</td> <td>8 . 5</td> </tr> <tr> <td>・ 建物用地, その他</td> <td>1 8 . 3</td> </tr> </table>	総面積	6 6 . 3 h a	・ 試験圃場	2 9 . 0	水田作精密圃場	( 5 . 3 )	果樹園	( 8 . 2 )	野菜・花き圃場	( 2 . 5 )	畑作圃場	( 1 . 5 )	実験農場	( 1 1 . 5 )	・ 大区画高生産性稲作実験農場	1 0 . 5	・ 実習用地 (農業大学校)	8 . 5	・ 建物用地, その他	1 8 . 3	<table> <tr> <td>総面積</td> <td>2 6 . 2 h a</td> </tr> <tr> <td>・ 試験圃場</td> <td>7 . 3</td> </tr> <tr> <td>  野菜圃場</td> <td>( 0 . 5 )</td> </tr> <tr> <td>  水田・畑作圃場</td> <td>( 3 . 0 )</td> </tr> <tr> <td>  果樹園</td> <td>( 2 . 6 )</td> </tr> <tr> <td>  茶園</td> <td>( 1 . 2 )</td> </tr> <tr> <td>・ 建物用地, その他</td> <td>1 8 . 9</td> </tr> </table>	総面積	2 6 . 2 h a	・ 試験圃場	7 . 3	野菜圃場	( 0 . 5 )	水田・畑作圃場	( 3 . 0 )	果樹園	( 2 . 6 )	茶園	( 1 . 2 )	・ 建物用地, その他	1 8 . 9
総面積	6 6 . 3 h a																																		
・ 試験圃場	2 9 . 0																																		
水田作精密圃場	( 5 . 3 )																																		
果樹園	( 8 . 2 )																																		
野菜・花き圃場	( 2 . 5 )																																		
畑作圃場	( 1 . 5 )																																		
実験農場	( 1 1 . 5 )																																		
・ 大区画高生産性稲作実験農場	1 0 . 5																																		
・ 実習用地 (農業大学校)	8 . 5																																		
・ 建物用地, その他	1 8 . 3																																		
総面積	2 6 . 2 h a																																		
・ 試験圃場	7 . 3																																		
野菜圃場	( 0 . 5 )																																		
水田・畑作圃場	( 3 . 0 )																																		
果樹園	( 2 . 6 )																																		
茶園	( 1 . 2 )																																		
・ 建物用地, その他	1 8 . 9																																		

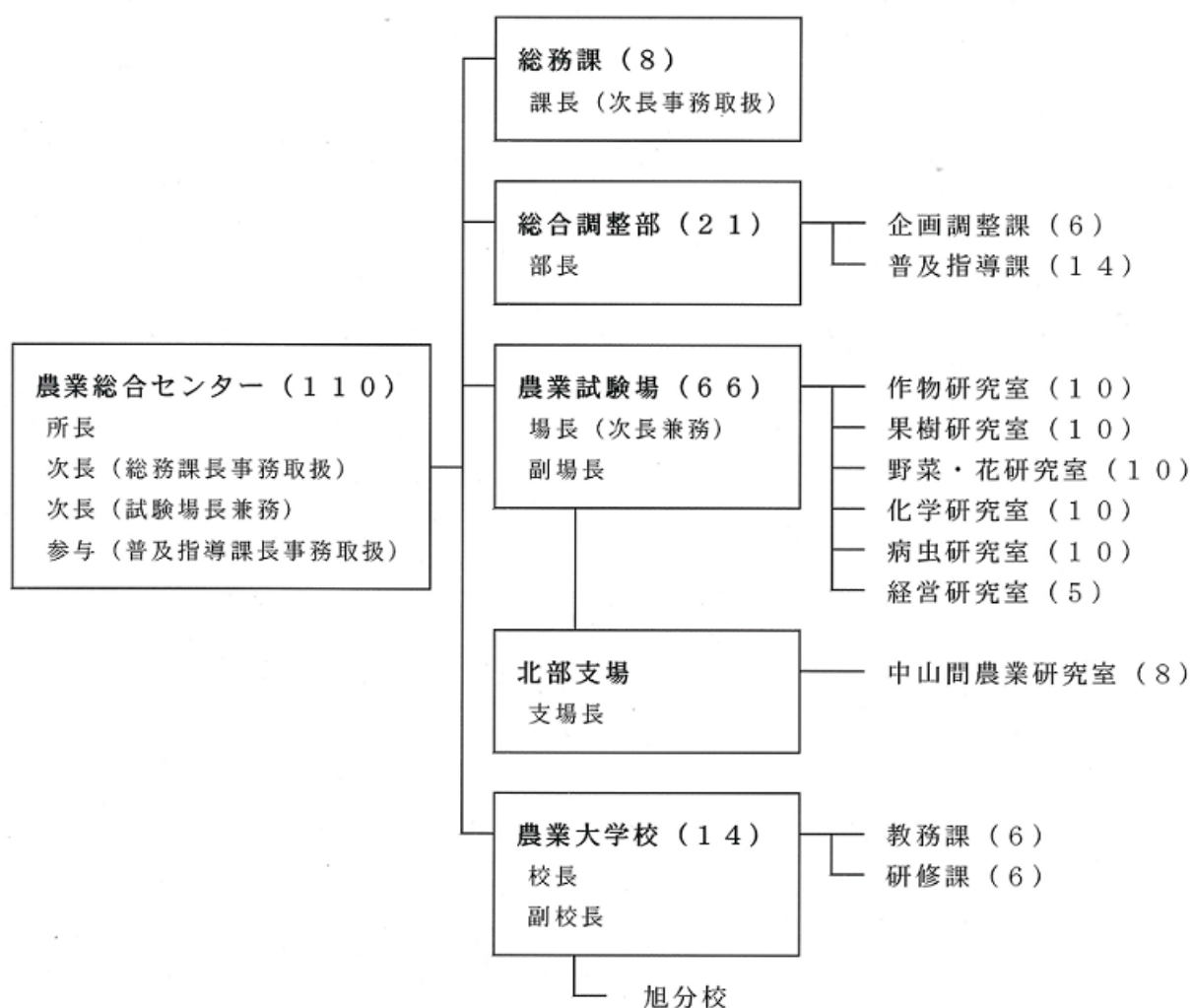


## 2 沿革

農業者のニーズに的確、かつ迅速に応えるため、それまでそれぞれが独立した組織であった農業試験場、農業改良普及センター（当時）、農業大学校を有機的に結びつけた組織「岡山県農業総合センター」を平成11年4月に設置した。

その後、平成18年4月から普及部門は行政部門である県民局農林水産事業部と結合し、農業普及指導センターとなった。

## 3 組織図 ( ) 内：平成21年3月31日現員



## 4 総合調整部の主要事業

### (1) アイトピア岡山アグリネット事業

農業総合センターが収集、蓄積、開発している試験研究・普及事業・農業教

育の情報をホームページで公開するとともに、病虫害の発生情報や気象変動に対する技術を提供した。

また、農業技術、試験・現地事例等の掲載に努めるとともに、雑草図鑑、病虫害図鑑の更新等を行い、より細やかな農家支援ができる農業関連情報のポータルサイトとして充実を図った。

## (2) 夢農業おかやま先進技術導入支援事業

農家の高齢化、担い手不足、産地間競争が激化する中で、「より高品質、安全・安心、環境にやさしい農業等」の実現に向けて、農業試験場等が開発した先進的技術を先駆的な産地へ導入するとともに、開発中の技術についても産地と協働した技術実証を行うことにより、普及のスピードアップを支援した。

## (3) 地域農業パワーアップ推進事業

県下9つの農業普及指導センターが中心となって、「新おかやま夢づくりプラン」や「21おかやま農林水産プラン」等の実現に向けて、担い手育成と産地育成の両面から、総合的な普及活動を展開した。

この活動に当たっては、関係機関・団体等で構成する広域農業技術者連絡会議を開催し、重点対象の選定や効率的な推進方策、役割分担について具体的な取組を協議しながら、地域における重点課題の解決に取り組んだ。

## (4) 地域営農適応技術実証事業

試験研究機関等で開発された新技術、新品種を実証ほ場で栽培実証することにより、地域に適した技術の確立と農業者に対する迅速な普及を図った。

### ア 井笠農業普及指導センター実証班

おかやま夢白桃の安定生産技術実証

いちごの子苗定植におけるハウス昇温抑制対策と効果の実証

スイートピー養液土耕隔離床栽培の実証 など

### イ 真庭農業普及指導センター実証班

だいこん、白ねぎ、スイートコーンの品種比較実証

キャベツの高品質安定栽培実証

りんどうの品種比較、作型開発実証 など

## (5) 普及指導課の活動

農業普及指導センターにおいて効率的、効果的な普及活動が展開できるよう

農業総合センターの総合調整機能を発揮して、普及指導員に対する研修や試験研究機関との連携、調査研究活動等を行った。

普及指導員に対して基本技術研修や専門技術高度化研修を通じて、試験研究成果情報を伝えるとともに、「高度技術現地調査研究事業」等を活用して調査研究に取り組んだ。

また、気象変動に的確に対応し、農作物が安定的に生産できるように、農作物の生育状況を随時把握するとともに、「農業気象技術対策情報」の提供を行った。

## 5 農業試験場

### (1) 業務体系及び平成20年度主要研究事業

研究室名	業務概要
作物研究室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水稻の品種選定</li> <li>・ 水稻の高品質・省力・低コスト化技術の開発</li> <li>・ 麦類の品種選定、高品質・安定栽培法の開発</li> <li>・ 大豆の高品質・省力栽培法の確立、黒大豆等の品種・系統選抜</li> <li>・ 水稻、麦類、大豆の原種生産</li> </ul>
果樹研究室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ モモ、ブドウの品種育成</li> <li>・ モモ、ブドウの品種選定</li> <li>・ モモ、ブドウ新栽培技術の開発</li> <li>・ モモ、ブドウの安定生産と品種向上技術の開発</li> <li>・ モモ、ブドウの原母樹管理、穂木供給</li> </ul>
野菜・花研究室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イチゴ等主要野菜の品種選定</li> <li>・ 主要野菜の省力・周年化など新栽培法の開発</li> <li>・ 主要野菜の省エネ・環境負荷低減型栽培技術の開発</li> <li>・ バレイショ原種の生産、供給</li> <li>・ 特産花きの品種育成と栽培法の開発</li> <li>・ 生物工学的手法によるナス台木と花き新品種の育成及び病害虫診断法の確立</li> </ul>
化学研究室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水稻、果樹、野菜の施肥改善、地力対策技術の開発</li> <li>・ 水稻、果樹、野菜の品質向上技術等の開発</li> <li>・ 農産物の流通利用技術の開発</li> <li>・ 農業環境保全、農薬安全使用のための調査、技術開発</li> <li>・ 有機質資源活用による環境負荷低減型施肥技術の開発</li> </ul>
病虫研究室 (病虫害防除所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要農作物病虫害の生態解明と防除対策</li> <li>・ 環境保全型病虫害防除技術の開発</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規問題化病害虫の解明と防除対策</li> <li>主要農作物の新防除薬剤の選定、防除法改善</li> <li>病害虫発生予察事業</li> </ul>
経営研究室	<ul style="list-style-type: none"> <li>集落に応じた営農支援方策の解明と対策</li> <li>地産地消を中心とした地域活性化策の確立</li> <li>水田農業の省力・低コスト実証試験</li> </ul>
中山間農業研究室	<ul style="list-style-type: none"> <li>中山間地域における水田畦畔・法面の省力管理技術の開発</li> <li>中北部水稲の品種選定、栽培法の開発</li> <li>大豆の品種選定、原種選定</li> <li>中北部主要野菜・花きの品種選定、栽培法の開発</li> <li>ブドウ・ナシ等中北部主要果樹の品種選定、栽培法の開発</li> <li>病害虫発生予察事業</li> </ul>

## (2) 試験研究業務（農業技術の開発）

岡山ブランドを確立するため、生産者や消費者のニーズを踏まえた高品質で作りやすい県独自品種の育成や一層の高付加価値技術、省エネ、省力・低コスト化技術などを開発し、普及に移し得る技術として31の成果を得るとともに、温室効果ガス抑制対策を検討するための調査を実施した。

主な研究テーマ	成果の内容
「おかやま夢白桃」のブランド化のための安定生産技術の確立	人工授粉の適期の明確化や、高品質な大果を得るための摘果方法など、本品種の特性を安定して発揮させる着果管理技術を明らかにした。
マスカットの省エネルギー対策試験	各種被覆資材を追加被覆すると温室の保温性が向上し、また、保温開始時期を早めると加温期間が短縮でき、燃料が節減できることを明らかにした。
「おかやま黒まめ」の枝豆生産拡大技術の確立	枝豆の生産拡大のため、品質（莢の色、食味など）を落とさず、収量が確保できる一斉収穫の適期を明らかにした。
農地管理による温室効果ガス抑制対策試験	二酸化炭素の吸収に効果的な農地管理法を検討するため、国と連携して県内90地点で土壌中の炭素量や有機物の施用状況などを調査した。

## 6 農業大学校

### (1) 目的

岡山県農業総合センターの担い手育成の教育研修拠点施設として、試験研究・普及と連携を図りながら、岡山県農業の新たな発展のために、近代的農業を担うにふさわしい中核的人材の育成に取り組んだ。

また、開かれた大学校として地域農業の担い手を養成する観点からUターン青年、他産業経験者等新規参入者を含む農業者を対象に必要な知識・技術の研修を行った。

## (2) 概要

ア 専攻課程 【就業年数 2年】

- ① 園芸課程（専攻コース：果樹、野菜、花き）
- ② 畜産課程（専攻コース：和牛、中小家畜）

イ 必要経費（平成21年度募集案内より）

- ① 授業料 11万8800円
- ② 教材費 16万円程度
- ③ 後援会費、学生・寮自治会費等 11万5000円
- ④ 寮光熱費・食費 27万円程度

## (3) 学生及び研修生等の状況

平成20年度の学生総数は50名であった。

また、近年、社会人や新規就農者の研修等が増えている。

平成20年度 ( )は女性で内数				社会人 就農研修生	新規 就農者研修生
学 生 単位：人	1年	2年	合計		
	37 (5)	13 (2)	50 (7)	31	13

## (4) 学生の進路状況

過去5年間の就農率は22%であり、農業団体や農業関連会社等への就職を含めると農業関連産業への就農・就職は67%である。

年度別	卒業生	進路状況				
		就農	農業団体	関連会社	公務員	その他
16	32	12	1	16	0	3
17	31	5	4	8	2	12
18	25	3	6	4	1	11
19	28	5	4	9	0	10
20	13	3	3	3	0	4

## 7 農林水産部関係試験研究機関の集約化に関する報告書

平成20年度に策定された「行財政構造改革大綱2008」で農林水産分野における試験研究機関の総務部門などの統合による集約化の方針を受け、【岡山県農林水産部関係試験研究機関集約化検討委員会】では効率的な組織・事務処理のあり方等、具体的な集約後の体制について検討を行った。

### 【委員の構成】

委員長	岡山商科大学学長補佐 教授	岡 本 輝代志
委 員	国立大学法人岡山大学農学部学部長 教授	神 崎 浩
委 員	岡山県農業協同組合中央会 専務理事	宮 本 芳 郎
委 員	笠原特許商標事務所所長 弁理士	笠 原 英 俊
委 員	岡山県農林水産部 部長	大 森 弘 介

【平成21年10月21日付け報告書の総論は以下のとおり、各論は省略】

### 1 趣旨及び目的

岡山県の厳しい財政状況を踏まえて策定された「行財政構造改革大綱2008」に基づく公の施設の見直しの中で、農林水産部関係の6試験研究機関（農業総合センター農業試験場、生物科学総合研究所、総合畜産センター、水産試験場、林業試験場、木材加工技術センター）については、平成22年度から総務部門を集約し、運営の効率化を図ることとされた。

これを受け、本委員会において総務部門の集約化に向けた具体策等の検討を行うとともに、試験研究分野における新たな課題への対応として、大学・国等の公的試験研究機関及び産業界との協働による試験研究体制の構築を目指す産学官連携や、育成者権や特許権、商標権などの知的財産権の管理・活用体制を強化する知的財産戦略にも取り組むこととし、そのための組織体制づくり等についても検討した。

### 2 検討の方向性

#### (1) 総務部門の集約化

現在、各機関でそれぞれ処理している出納事務、予算経理事務、その他庶務関係事務を1箇所に集約し、集中的・効率的処理を行うことで事務職員の削減や運営経費の節減を目指すこととし、集約した場合の事務処理の流れや組織体制、問題点と対応策等について検討を行った。

## (2) 産学官連携の推進

農林水産分野における試験研究をより活性化させるためには、大学・国等の公的試験研究機関や産業界との協働を進め、相互の持つ技術や経験、情報等の活用による一層のレベル向上を図ることが重要であるため、今後、試験研究分野での産学官連携を強化することとし、具体的な連携方策や推進体制等について検討を行った。

## (3) 知的財産戦略への対応

グローバル化に伴う経済交流の拡大により特許権、商標権等の侵害やその対応策等が課題となっているが、農林水産分野においても、今後、海外への輸出拡大や、国内での新品種開発による産地間競争等において同様の問題が生じうるところである。このため、これら知的財産権を継続的に生み出し（創造）、保護（登録）し、それを経済的価値につなげていく（活用）こと―知的財産戦略―の重要性を踏まえ、試験研究機関で創造された知的財産権の管理・活用方策や、登録申請事務のあり方とともに、一般の農業者等への普及啓発や相談体制づくり等についても検討した。

## (4) 試験研究課題の選定等

試験研究課題の選定については、これまで主として試験研究機関内部において決定されてきたところであるが、今後、研究成果をよりスムーズに生産や販売に結びつけられるよう、生産者の意見はもちろん、商工・流通業者、消費者など市場のニーズも取り入れ、幅広い分野から課題選定を行う必要があると考えられるため、こうした観点も踏まえ研究課題の選定方法等について検討を行った。

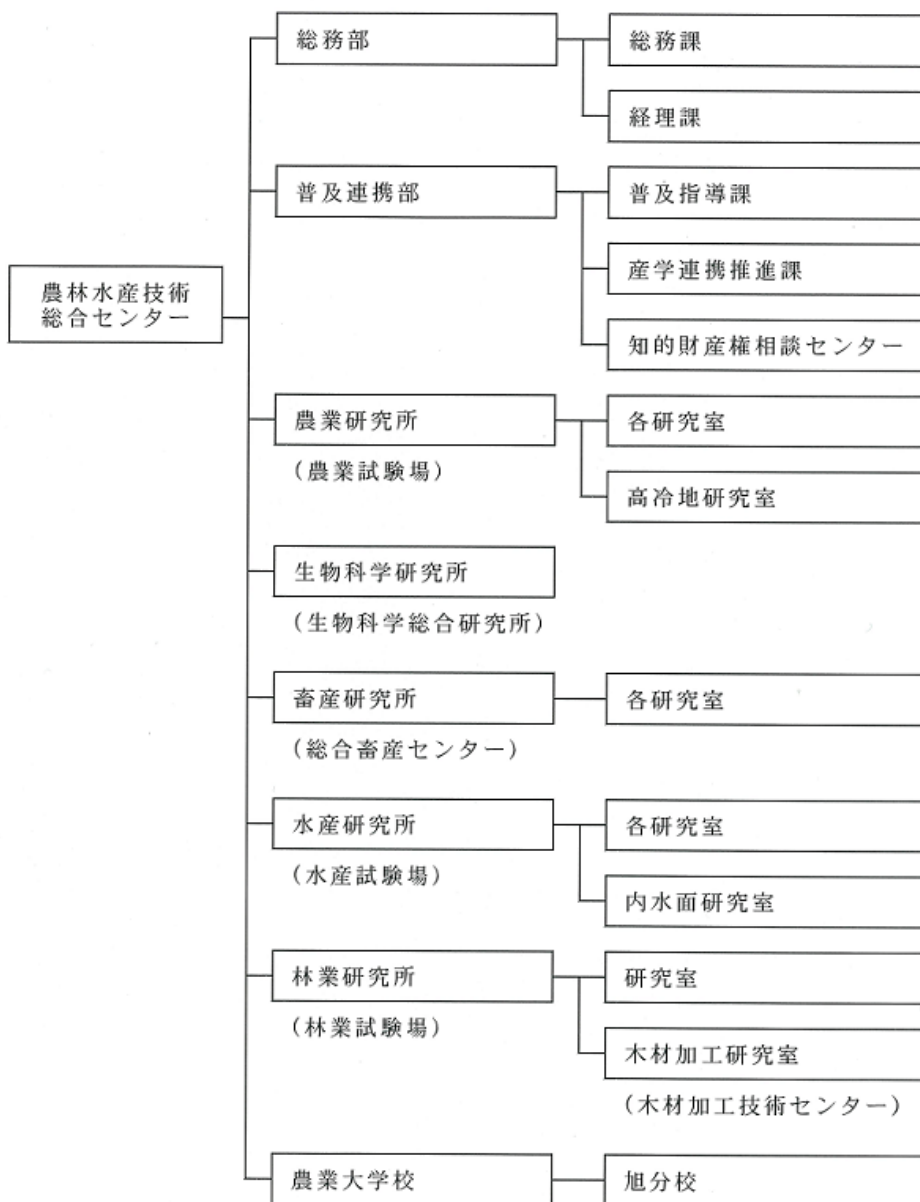
また、財政構造改革で試験研究予算が削減される中、国の競争的試験研究予算を活用するなど、外部資金の獲得にも努める必要があり、それらへの対応についても検討した。

## (5) その他

効率的な事務処理のため、本庁と試験研究機関の連絡調整のあり方とともに、各試験研究機関内部における研究・試験実施体制などについても一部見直しの検討を行った。

## 【集約後の組織体制】

- ・ 集約後の中心となる組織は、その機能を表示する名称として「農林水産技術総合センター（仮称）」とし、その下に総務部（現行の農業総合センターに配置）、普及連携部（新設）、各試験研究機関を置く。
- ・ 総務部門の統合とあわせ、本庁と試験研究機関の連絡体制及び調整機能を強化するため、農林水産技術総合センターを農政企画課の所管とするとともに、センター職員を試験研究機関担当として農政企画課に配置する。
- ・ 知的財産戦略への対応として、「知的財産権相談センター」を設置する。
- ・ 農業試験場北部支場を廃止し、新たに「農業研究所高冷地研究室」を設置する。また、農業普及指導センター実証班（井笠、真庭）は廃止し、真庭実証班の品種選定等の業務を高冷地研究室に引き継ぐ。



( ) 内は現在の組織名



## 8 当初予算概要

### (1) 事項別予算総括表

(単位:千円)

事項名等	20年度 予算額	財源内訳		
		国庫支出金	その他	県費
<b>普 及 活 動 費</b>	50,930	34,058		16,872
普及活動推進費	40,170	26,178		13,992
普及活動促進事業費	5,000	5,000		
普及職員研修費	5,760	2,880		2,880
<b>農 業 総 合 助 成 試 験 費</b>	9,636	3,482	6,154	
指定試験受託事業	9,636	3,482	6,154	
<b>病 害 虫 対 策 事 業 費</b>	13,153	7,906		5,247
病害虫発生予察事業	5,840	4,250		1,590
病害虫防除農薬環境リスク低減技術確立事業	7,313	3,656		3,657
<b>農 業 総 合 セ ン タ ー 運 営 費</b>	166,655	20,389	11,163	135,103
農業普及指導センター等運営費	60,894	11,125		49,769
農業試験場運営費	50,783			50,783
農業大学校管理運営費	54,978	9,264	11,163	34,551
<b>農 業 総 合 セ ン タ ー 機 能 強 化 対 策 事 業 費</b>	101,634	61,449	8,244	31,941
農業気象情報調査事業	8,542			8,542
アイトピア岡山アグリネット事業	1,292			1,292
地域農業パワーアップ推進事業費	6,467			6,467
夢農業おかやま先進技術導入推進事業費	751			751
農業普及指導センター等整備費	6,196			6,196
農業試験場施設整備費	70,191	57,534	8,244	4,413
農業大学校施設整備費	8,195	3,915		4,280
<b>地 域 営 農 適 応 技 術 実 証 事 業 費</b>	14,992		4,798	10,194
井笠農業普及指導センター実証班実証費	11,569		3,046	8,523
真庭農業普及指導センター実証班実証費	3,423		1,752	1,671
<b>農 業 試 験 場 研 究 費</b>	75,571		24,734	50,837
特 別 研 究	9,500			9,500
一 般 研 究	30,503		2,053	28,450
特 別 事 業	8,401		6,921	1,480
一 般 事 業	10,325		5,797	4,528
ほ 場 管 理	16,842		9,963	6,879
<b>農 林 水 産 業 強 化 対 策 費</b>	11,200			11,200
夢農業おかやま先進技術導入支援事業費	11,200			11,200
<b>青 年 農 業 者 等 育 成 対 策 事 業 費</b>	1,566			1,566
農大の魅力発信事業	1,566			1,566
<b>一 般 会 計 計</b>	445,337	127,284	55,093	262,960
<b>実 験 農 場 運 営 費</b>	19,357		19,357	
実験農場運営費	8,935		8,935	
大区画高生産性稲作実験農場運営費	10,422		10,422	
<b>特 別 会 計 計</b>	19,357		19,357	
<b>農 業 総 合 セ ン タ ー 計</b>	464,694	127,284	74,450	262,960

## (2) 事業・事項別予算額

(単位:千円)

事項名等	20年度 予算額	財源内訳		
		国庫支出金	その他	県費
<b>普及事業関係(総合調整部・農業普及指導センター)</b>				
普及活動費	50,930	34,058		16,872
普及活動推進費	40,170	26,178		13,992
普及活動促進事業費	5,000	5,000		
普及職員研修費	5,760	2,880		2,880
農業総合センター運営費	60,894	11,125		49,769
農業普及指導センター等運営費	60,894	11,125		49,769
農業総合センター機能強化対策事業費	23,248			23,248
農業気象情報調査事業	8,542			8,542
アイトピア岡山アグリネット事業	1,292			1,292
地域農業パワーアップ推進事業費	6,467			6,467
夢農業おかやま先進技術導入推進事業費	751			751
農業普及指導センター等整備費	6,196			6,196
地域営農適応技術実証事業費	14,992		4,798	10,194
井笠農業普及指導センター実証班実証費	11,569		3,046	8,523
真庭農業普及指導センター実証班実証費	3,423		1,752	1,671
農林水産業強化対策費	11,200			11,200
夢農業おかやま先進技術導入支援事業費	11,200			11,200
<b>普及事業関係計</b>	<b>161,264</b>	<b>45,183</b>	<b>4,798</b>	<b>111,283</b>
<b>農業試験場関係</b>				
農業総合助成試験費	9,636	3,482	6,154	
指定試験受託事業	9,636	3,482	6,154	
病虫害対策事業費	13,153	7,906		5,247
病虫害発生予察事業	5,840	4,250		1,590
病虫害防除農薬環境リスク低減技術確立事業	7,313	3,656		3,657
農業総合センター運営費	50,783			50,783
農業試験場運営費	50,783			50,783
農業試験場研究費	75,571		24,734	50,837
特別研究	9,500			9,500
一般研究	30,503		2,053	28,450
特別事業	8,401		6,921	1,480
一般事業	10,325		5,797	4,528
ほ場管理	16,842		9,963	6,879
農業総合センター機能強化対策事業費	70,191	57,534	8,244	4,413
農業試験場施設整備費	70,191	57,534	8,244	4,413
実験農場運営費	19,357		19,357	
実験農場運営費	8,935		8,935	
大区画高生産性稲作実験農場運営費	10,422		10,422	
<b>試験場関係計</b>	<b>238,691</b>	<b>68,922</b>	<b>58,489</b>	<b>111,280</b>
<b>農業大学校関係</b>				
農業総合センター運営費	54,978	9,264	11,163	34,551
農業大学校管理運営費	54,978	9,264	11,163	34,551
農業総合センター機能強化対策事業費	8,195	3,915		4,280
農業大学校施設整備費	8,195	3,915		4,280
青年農業者等育成対策事業費	1,566			1,566
農大の魅力発信事業	1,566			1,566
<b>大学校関係計</b>	<b>64,739</b>	<b>13,179</b>	<b>11,163</b>	<b>40,397</b>
<b>農業総合センター計</b>	<b>464,694</b>	<b>127,284</b>	<b>74,450</b>	<b>262,960</b>

## 9 歳入・歳出決算状況

### 一般会計

科目	決算額	
使用料及び手数料		3,765,655
財産収入		38,380,579
農業試験場生産物売払収入	26,231,029	
農業大学校生産物売払収入	11,937,160	
その他	212,390	
諸収入		21,421,879
受託事業収入	21,178,500	
その他	243,379	
歳入計		63,568,113

総務費		1,397,623
農林水産業費		
農業総務費		137,558,157
共済費	8,246,974	
賃金	16,300,343	
需用費	50,755,720	
委託料	28,512,108	
備品購入費	16,781,728	
その他	16,961,284	
農業改良普及費		22,056,923
需用費	9,529,095	
その他	12,527,828	
農業振興費		2,560,906
農作物対策費		6,394,045
植物防疫費		15,542,041
賃金	7,491,262	
需用費	6,373,972	
その他	1,676,807	
農業試験場費		100,088,777
賃金	36,304,644	
需用費	49,456,960	
その他	14,327,173	
歳出計		285,598,472

差引歳出超過額		222,030,359
---------	--	-------------

### 農業試験場実験農場特別会計

科目	決算額	
財産収入		22,138,298
農業試験場生産物売払収入	22,138,298	
歳入計		22,138,298

農林水産業費		
農業試験場費		18,926,742
需用費	7,791,167	
委託料	7,365,220	
その他	3,770,355	
歳出計		18,926,742

差引歳入超過額		3,211,556
---------	--	-----------

(注)本庁、普及指導センター及び総合畜産センター執行分は含まれていない。

## 10 監査意見

### (1) 施設ごとの決算を行い、施設ごとの活動実績を明らかにすべきである（意見）

農業総合センターに限らず、岡山県では、事業ごとに予算を組み、その事業予算額の範囲で予算執行をしている。

ところが、決算は事項名ごとにされており、原則として事業ごとに決算されていない（ただし、委託料、負担金、補助及び交付金、備品購入費については事業ごとに決算されている）。

このため、農業総合センターでは、予算額は事項別・事業別に作成し、また当該事業予算を施設ごとに組替えすることにより、普及事業関係（総合調整部・農業普及指導センター）、農業試験場関係、農業大学校関係それぞれの施設ごとに予算額を明らかにしている一方で、決算額は事項別に集計開示されるのみであり、事業別に集計されていないため、施設関係別の決算が明らかにされていない。

しかし、これでは各施設・各事業の正確な決算額を把握することができず、各施設・各事業の有効性や効率性、経済性を検証する際にも誤った判断を与えることになる。

さらに、現在の決算は事項名ごとのみであるため、各施設・各事業に明確に区分できず、共通して発生する人件費や需用費、役務費等については、明確な配分基準もないため、必ずしも実態を反映した決算となっていない。

そこで、各施設・各事業の執行額を正確に決算するためにも、支出ごとに使途目的を明確にし、可能な限りどの事業のために支出したものを振り分けるようにして、複数の施設・事業に共通して発生するものについては、実態が反映されるような按分率（例えば、面積、人員数、人件費等）を定めるなどして、施設・事業ごとの決算額を正確に集計すべきである。

### (2) 庁舎清掃委託契約について、財団法人岡山県愛染会との間で随意契約を締結することが妥当か否か、常に検討を怠らないこと（意見）

#### ア 現状

農業総合センターの庁舎清掃については、財団法人岡山県愛染会（以下「愛染会」という）との間で、随意契約により委託契約を締結している。

本場 委託金額 6, 830, 250円

北部支場 委託金額 1, 937, 250円

なお、随意契約の理由は、地方自治法施行令第167条の2第1項2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するものとされており、参考判例として最高裁第二小法廷昭和62年3月20日判決が挙げられている。

また、業者選定理由として、「当該法人は、本県多数の事務所の清掃業務を誠実に履行し、受託に相応する信用、技術、実績を有する県内唯一の母子寡婦福祉法に定める母子福祉団体である。県は、母子福祉団体の受注機会の増大への配慮を求められており、就業場所を提供するという政策目的とも合致する。試験研究等機密書類があるため、機密保持が必要である。」という事情が挙げられている。

さらには、岡山県と愛染会との清掃委託契約に関連して、岡山地裁平成16年2月25日判決が存在する。

① 最高裁第二小法廷昭和62年3月20日判決

【事案の概要】

F市が締結したごみ処理施設建設請負契約について、同市の住民である原告が、同契約を随意契約の方法によって締結したのは違法であるなどと主張して、市長の職務代理人として契約の締結にあたった助役に対し、地方自治法第242条の2第1項4号に基づき、市に代位して損害賠償を求めた住民訴訟。

【判決要旨】

普通地方公共団体が契約を締結するにあたり競争入札の方法によることが不可能又は著しく困難とはいえないとしても、当該契約の目的・内容に相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定してその者との間で契約を締結するという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を達成するうえでより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながる場合には、右契約の締結は、地方自治法施行令（昭和49年政

令第203号による改正前のもの)第167条の2第1項号にいう「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当する。

地方自治法施行令(昭和49年政令第203号による改正前のもの)第167条の2第1項1号にいう「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するか否かは、普通地方公共団体の契約担当者が、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている法令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して、その合理的な裁量に基づいて判断すべきものと解するのが相当である。

② 岡山地裁平成16年2月25日判決(確定)

**【事案の概要】**

岡山県と愛染会がした平成8年度から同13年度までの本庁舎や地方振興局(現在の県民局)庁舎の清掃業務委託契約は、競争入札に適しない契約ではないうえに不当に高額であるから、地方自治法第234条第2項、同法施行令第167条の2第1項、地方財政法第4条第1項に違反し無効であり、当該契約に基づく委託料の支払いのうち正当な委託料(随意契約の方法による契約額の2分の1)を越える部分を愛染会が受領しているのは不当利得であるとして、岡山県住民である原告が、愛染会に対し不当利得金を岡山県に返還することを、また、岡山県知事が愛染会に不当利得返還請求を怠っていることが違法であることの確認を求め、県知事に対し愛染会に不当利得の返還を請求することを求めた事案である。

**【判決要旨】**

愛染会は、援護又は更生の措置を要する母子寡婦家庭に対しその独立心を損なうことなく正常な社会人として生活できるように援助することを目的として設立された財団法人であり、岡山県は、母子家庭の母及び寡婦に適した職場を積極的に確保することを等を目的として、庁舎清掃業務委託契約を随意契約の方法により愛染会と締結した。

母子及び寡婦福祉法第29条第1項は、地方公共団体も母子家庭の母等の雇用の促進を図るため公共的施設における雇入れの促進等必要な措置を講ず

るように努力するものと規定しており、社会的弱者である母子家庭の母及び寡婦の就業場所を提供するため比較的軽作業である清掃業務の委託を母子家庭の母及び寡婦という特定の相手方に対して行うことは同法の趣旨にかなうものである。

このような母子及び寡婦福祉法の趣旨に沿った政策目的は合理的なものであって、これを実現するために随意契約の方法によることの必要性も認められ、「目的が競争入札に適しない」ものとして庁舎清掃業務委託契約を随意契約の方法で締結することがその目的達成のために必要な限度を超えたものであるとは認められない。

また、平成8年度ないし同13年度において愛染会の理事の過半数は配偶者のない女子ではないから母子及び寡婦福祉法所定の母子福祉団体の要件を満たさないこと、従業員の流動性が高いため母子家庭の母及び寡婦以外の者を雇用せざるを得ないとしても平成9年度から同13年度までの愛染会における母子家庭の母及び寡婦の常用従業員の割合は40パーセント前後にとどまっていたことなど愛染会が母子家庭の母及び寡婦に対して県庁舎等の清掃業務を委託するために設立された外郭団体であることを考慮すれば、業務委託契約の相手方の適格性について問題がないわけではないが、母子家庭の母及び寡婦の常用従業員の割合は私企業と比較して高い割合であること、寡父、障害者、中国残留帰国者及び配偶者等扶養者などを含めれば、過半数を超える割合を雇用していること、いったん母子家庭の母及び寡婦以外の者を雇用すると特段の事情のない限り解雇することができないという事情は斟酌できることからすれば、業務委託契約の相手方として愛染会を選定したことが当該契約担当者の裁量を逸脱しているとはいえない。

【財団法人岡山県愛染会の現況】 平成21年4月1日現在

1 設立登記年月日 昭和32年6月21日

2 事業の内容（寄附行為抜粋）

（1）母子寡婦家庭等に対する福祉事業

(2) 母子寡婦家庭の雇用促進及び雇用の機会確保を行う事業

(3) 母子寡婦家庭等の生活に関する相談に応ずる事業

(4) 母子寡婦家庭等に対する無料職業紹介事業

(5) その他、目的達成に必要な事業

### 3 役員

理事 現員 7名 (うち理事長を含め県職員OBは3名、寡婦は4名)

監事 現員 2名 (うち県職員OBは2名)

### 4 職員数

96名 (うち母子・寡婦は56名)  $56名 / 96名 = 58.3\%$

地方自治法は、地方公共団体の締結する契約について、機会均等の理念に最も適合して公正であり、かつ、価格の有利性を確保し得るという観点から、一般競争入札の方法によるべきことを原則とし、それ以外の方法を例外的なものとして位置づけている。

すなわち、政策目的による随意契約は、一般競争入札による価格の有利性を犠牲にするものといえる。

したがって、たとえ過去に地方裁判所で適法との判決を受けているとしても、価格の有利性を犠牲にするだけの政策目的が現在も存在するのか、その目的を実現するために随意契約の方法によることが妥当なのかについて、常に検証と検討を怠ってはならない。

とりわけ、愛染会に対して役員や職員の構成、報酬や賃金・退職金の額等の報告を定期的に求めるなど、そもそも契約の相手方として適格性を有しているかどうかのチェックが不可欠である(この点、役員に県職員OBの占める割合が多ければ、愛染会の設立目的に合致しないと批判されるのは当然のことであり、そのような事態がいつまでも解消されなければ、契約の相手方としての適格性も否定されるというべきである)。

また、価格の有利性を犠牲にする以上、他の団体(特に営利企業)に委託した場合の委託料を把握しておくことも必要である(そうでなければ、価格の有利性と政策目的との優劣を比較することさえできないはずである)。



なお、随意契約の理由として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」が挙げられているが、同条第1項3号「母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第3項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき」を根拠法令とする方が実態に即していると考えられる。

## 第5 生物科学総合研究所



### 1 施設概要

所在地	岡山県加賀郡吉備中央町吉川（吉備高原都市Aゾーン地内）		
事業費	約33億7000万円（用地費を除く）		
総面積	20.37ha		
	（施設用地	4.45ha	緑地（山林） 15.92ha）
施設	研究本棟（隔離温室を含む）	3358m <sup>2</sup>	
	非閉鎖系温室	182m <sup>2</sup>	
	農機具庫	235m <sup>2</sup>	
	駐車場（52台）	0.15ha	
	芝生広場・道路ほか	3.76ha	

## 2 沿革

昭和59年 5月 岡山県バイオテクノロジー研究所設立懇話会答申

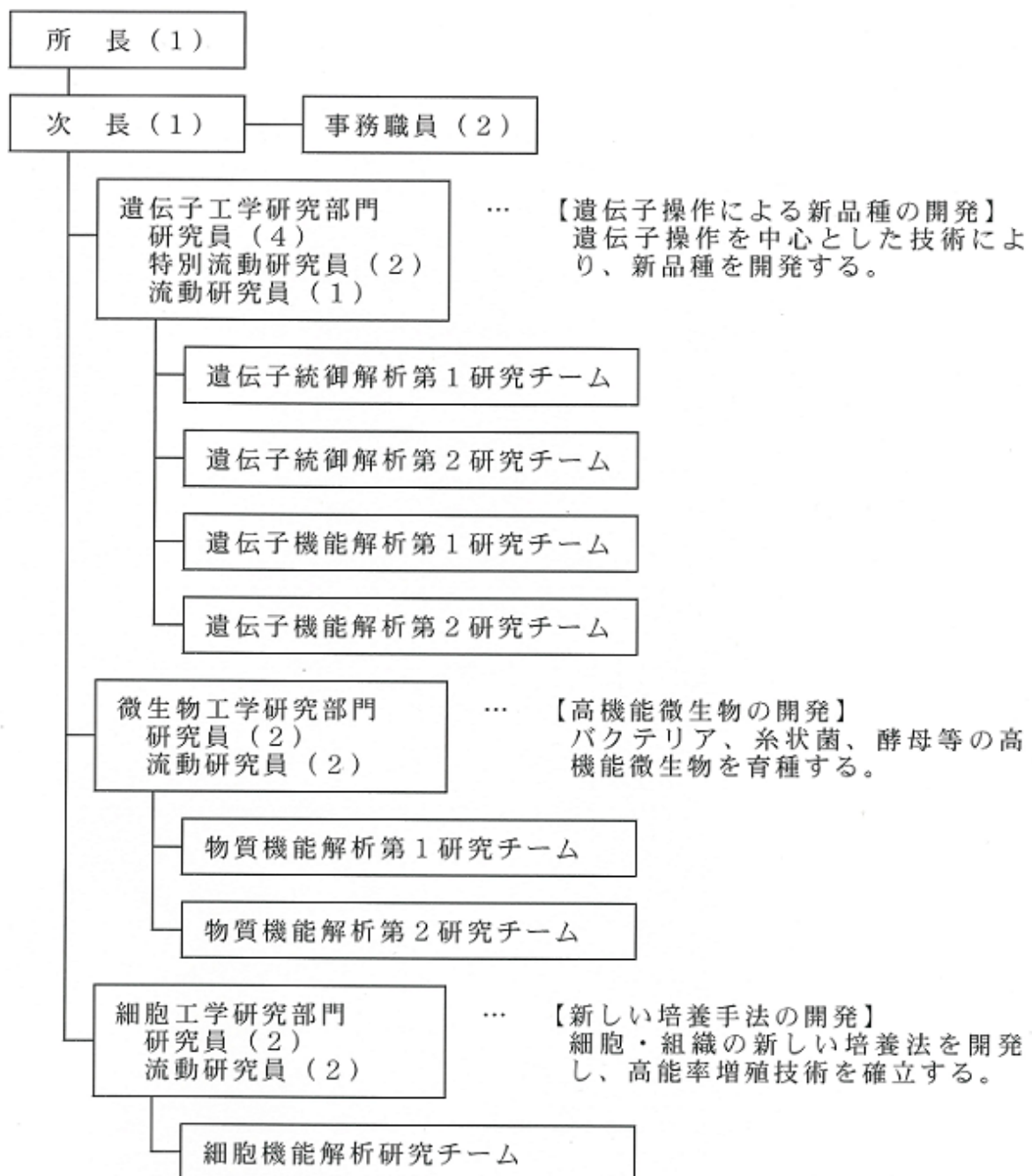
60年 4月 岡山県バイオテクノロジー研究所設立（農業試験場へ併設）

平成 3年12月 新研究所設置基本設計書策定

8年10月 岡山県生物科学総合研究所業務開始

## 3 組織と業務

職員数 所長外18名（研究員8名、流動研究員7名、事務3名）



## 4 現状

### (1) 目的

農業をはじめ工業・環境分野において、遺伝子組換え技術を中心としたバイオテクノロジーによる植物や微生物の有用な新品種の開発等を行い、地域産業の振興を図る。

また、産・学・官に開かれた研究施設として、最先端の施設・機器類を整備し、共同研究や共同利用を促進する。

### (2) 研究

稲、野菜、果樹、花等の農業分野における新品種の研究開発を中心に、環境や食品等の微生物分野についても研究を行う。

〈研究方針〉

- ① バイオテクノロジー新技術の開発に資する基礎・基盤研究及び環境保全への貢献
- ② バイオテクノロジーに関する技術交流・情報の提供
- ③ 農産物の岡山県ブランド化に寄与するバイオテクノロジー新技術の開発
- ④ 産学官連携による地域貢献及び国際貢献
- ⑤ 知的財産権取得の推進及び技術移転による科学技術への貢献

### (3) 実績・成果等

ア 論文発表、共同研究

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	計
論文発表（国内紙）	1	9	6	4	3	4	4	5	8	4	49
論文発表（国際紙）	7	25	13	20	17	24	22	18	19	20	196
学会発表（国内）	12	36	41	40	40	26	38	46	42	45	377
学会発表（国際）	0	6	9	6	12	7	12	21	9	5	89
計	20	76	69	70	72	61	76	90	78	74	711
共同研究件数	4	3	1	4	4	4	3	3	8	9	45

イ 特許関係（平成20年12月31日現在）

特許出願件数 59件（国内32件、外国27件）

特許登録件数 12件（国内5件、外国7件）

ウ 研究所一般公開

次世代の主役を担う県内中・高生を対象にバイオテクノロジーの魅力を感じてもらふことを目的として、研究所の一般公開を実施。

エ 一般見学の受入れ（平成20年度）

10団体、146名

## 5 岡山県の評価

### (1) 公の施設見直しシート

岡山県は、平成20年11月、財政構造改革プランを発表するにあたり、公の施設の見直しを行い、検討結果を公の施設見直しシートとして、ホームページで公表した。生物科学総合研究所についての検証の結果は次ページのとおりである。

# 公の施設見直しシート

番号(連番)	132
--------	-----

施設所管課	農業経営課
-------	-------

施設名(愛称)	生物科学総合研究所	設置年月日	平成8年10月1日
所在地	岡山県加賀郡吉備中央町吉川7549-1	管理者	岡山県
設置目的	農業分野をはじめ、工業、環境保健分野において、バイオテクノロジーによる植物や微生物の品種改良や新品種開発を行い、また、遺伝子組み換え技術を中心とした最先端の研究開発を行う。		
根拠法令等			
設置条例	岡山県生物科学総合研究所条例(平成8年岡山県条例第33号)		

## 【現状分析】

### ○施設概要

事業内容	農業分野をはじめ、工業、環境保健分野において、バイオテクノロジーによる植物や微生物の品種改良や新品種開発を行い、また、遺伝子組み換え技術を中心とした最先端の研究開発。																
施設の種類	<input type="checkbox"/> スポーツ <input type="checkbox"/> 自然 <input type="checkbox"/> 観光・集客 <input type="checkbox"/> 産業振興 <input type="checkbox"/> 文化 <input type="checkbox"/> 研修 <input type="checkbox"/> 貸館 <input type="checkbox"/> 福祉・相談 <input checked="" type="checkbox"/> 試験研究 <input type="checkbox"/> その他																
施設内容	【敷地面積: 4.5ha】【建物規模: 地上2階、延床面積3391㎡】 実験・研究室(培養室・人工気象室・隔離温室・分子構造解析室・光学顕微鏡室・化学分析室・遺伝子工学室等)・非閉鎖系温室・農機具庫																
利用対象者	当施設はバイオテクノロジーに関する研究施設であるため、一般見学者及び解析機器等使用者。	利用者数	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">機器使用者 一般利用者</th> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>16年度</td> <td>177</td> </tr> <tr> <td>17年度</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>18年度</td> <td>146</td> </tr> <tr> <td>19年度</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>253</td> <td></td> </tr> </table>	機器使用者 一般利用者		15年度	110	16年度	177	17年度	3	18年度	146	19年度	6	253	
機器使用者 一般利用者																	
15年度	110																
16年度	177																
17年度	3																
18年度	146																
19年度	6																
253																	
料金体系	岡山県生物科学総合研究所条例第3条別表	施設職員数	<table border="1"> <tr> <td>県職員数</td> <td>10 人</td> </tr> <tr> <td>施設常勤職員</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>施設非常勤職員</td> <td>9 人</td> </tr> </table>	県職員数	10 人	施設常勤職員	人	施設非常勤職員	9 人								
県職員数	10 人																
施設常勤職員	人																
施設非常勤職員	9 人																
県内の代替・類似施設	無し																

### ○費用(コスト)

#### 1) 施設運営費用(施設ベースの収支状況)

(単位: 千円)

区分	H17決算	H18決算	H19決算	H20予算
支出	施設管理費	124,754	116,506	117,912
	人件費	116,698	111,457	113,993
	その他	115,060	125,904	122,016
	計	356,512	353,867	353,921
収入	料金(利用料・使用料)	12		348
	指定管理料			
	等			
	その他	356,500	353,867	353,573
計	356,512	353,867	353,921	408,307

#### 2) 施設建設費用 (単位: 千円)

合計	1,566,966
内訳	一般財源
	国庫支出金
	起債
	その他

県費負担額	304,127	281,740	267,179	295,842
うち県職員人件費	116,698	111,457	113,993	113,710

#### 3) 施設修繕・大規模改修費用(今後10年間:平成21年度から平成30年度)

(単位: 千円)

毎年経常的に必要な修繕費	項目	金額	今後10年間に必要となる大規模な改修費	項目	金額
	施設小修繕 機器備品修繕 ※施設・備品とも増加傾向にある。	4,000 4,000			温室のボイラー配管改修 機械設備の改修 屋根の葺き替え
	10年間の修繕費計	80,000		合計	50,000

#### 4) 利用者1人当たりの県費負担額

H19県費負担額 /H19利用者	(単位: 円)
	-

#### 5) 施設設置による具体的効果

主な項目	内容
特許取得件数	3件

【在り方の検討】

〇見直しの視点を踏まえた検証

【施設名 生物科学総合研究所】

見直しの視点	検証項目			特記事項
		A	B	
県設置の意義	① 民間、市町村等への譲渡が法令上可能か。	<input checked="" type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 不可能	
	② 県が整備し、市町村が運営する施設で、地元市町村に譲渡したほうが有効に活用できるか。	<input type="checkbox"/> できる	<input type="checkbox"/> できない	
	③ 恒常的に県下全域からの広域の利用がされているか。	<input checked="" type="checkbox"/> いる	<input type="checkbox"/> いない	
	④ 社会経済情勢の変化等により、県として施設設置の意義が薄れていないか。	<input type="checkbox"/> いる	<input checked="" type="checkbox"/> いない	
類似施設との競合	⑤ 市町村や民間により、類似のサービスが提供されているか。	<input type="checkbox"/> いる	<input checked="" type="checkbox"/> いない	
	⑥ (上欄Aの場合) その分野のサービスを市町村や民間に委ねることが可能か。	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 不可能	
施設の利用率	⑦ 目標の利用率に達しているか。利用者は増加しているか。	<input type="checkbox"/> いる	<input type="checkbox"/> いない	
	⑧ (上欄Bの場合) 施設利用者を増加させるために大幅な施設整備費が必要か。	<input type="checkbox"/> 必要	<input type="checkbox"/> 不必要	
管理運営コスト	⑨ 利用料金制を導入している施設の場合、管理運営費のうち県支出額が1/2以上とっていないか。	<input type="checkbox"/> いる	<input type="checkbox"/> いない	
	⑩ 県支出額や毎年の修繕費が増加していないか。	<input type="checkbox"/> いる	<input checked="" type="checkbox"/> いない	
	⑪ 今後10年間で大規模な改修・修繕が必要か。	<input checked="" type="checkbox"/> 必要	<input type="checkbox"/> 不必要	施設開設12年を経過し、一部設備が老朽化している。

## (2) 担当部局による回答

本監査にあたり、県に文書照会をした回答は以下のとおりである。

### Q 1 設立の経緯について

A 1 昭和59年5月、岡山県バイオテクノロジー研究所設立懇話会において、岡山県バイオテクノロジー研究所の設立についての答申を得た。

第一段階として、昭和60年末に専用施設を持たない公設試験研究機関の一部として農業試験場に併設設置し、第二段階として、平成8年10月に吉備高原都市内に専用施設・専用スタッフを持った研究所を設立した。

吉備高原都市に設立することとなった当時の思惑は、吉備高原都市が大学、研究所と短時間でつながり、都心機能とも直結する位置で、研究開発型企業等の立地が予定されるなど環境条件が整っており、先端技術展示施設や中小企業の研修施設を始め、貸研究所、貸研究室の整備を計画的に進め、一帯を県下企業の技術拠点としての中小企業研究・研修センターとして整備することとされていたため。

### Q 2 農業試験場との役割分担、連携・協働について

A 2 当研究所は、遺伝子組換え技術を中心にバイオテクノロジーを活用した研究、特に、農作物の新品種作出・育成や、微生物が持つ潜在的能力による新技術開発に係る基礎的な研究をしている。

一方、農業試験場は、本県独自の新品種育成、生産物の高品質化、省力・軽労働化技術の確立、本県ならではの地域特産物の開発、環境保全型農業技術の開発など、農業者が自在に利用できる実践的技術の開発に取り組んでいる。

なお、現在、グルタチオンの農業利用に関する共同研究を実施するなど、上記のような両研究機関の能力をいかした取組を行っているところである。

### Q 3 岡山県が当研究所を設置・保有する意義について

A 3 当研究所は、県下の農業を始め工業や環境分野の重要課題について、遺伝子組換え技術を中心としたバイオテクノロジーを活用した新技術開発をすることなどで、地域産業の振興を図ることを目的に設立された。

また、産学官連携のための開かれた研究施設としての役割を果たすとともに、岡山県をバイオ研究の重要な地方拠点の一つとすべく、最先端の分



析・計測機器類を整備し、施設の共同利用や共同研究を促進している。

Q 4 国若しくは他の都道府県が設置している同種の研究施設について

A 4 国レベルで設置している当該研究施設としては

- ・ 独立行政法人農業生物資源研究所（茨城県つくば市・農林水産省）
- ・ 独立行政法人理化学研究所（埼玉県和光市・文部科学省）

が挙げられるが、当所の規模に比較すると、予算や人員等が200～1000倍にもなる。

ほかの都道府県レベルでは、

- ・ 青森県農林総合研究センターグリーンバイオセンター
- ・ 茨城県農業総合センター生物工学研究所
- ・ 京都府農業資源研究センター

が挙げられる。

## 6 歳入・歳出決算状況

平成11年度～平成20年度生物科学総合研究所 歳入・歳出決算状況

(単位:千円)

	科目	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	過去10年 累計
歳入	国庫収入	22,229	28,352	74,946	37,379	38,493	175,875	176,374	150,811	100,833	63,488	868,780
	設備使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	348	0	348
	受託事業収入	0	450	825	1,540	3,340	2,955	2,800	16,025	46,279	40,797	115,011
	雑入	0	0	0	10	65	17	12	7	20	33	164
	(内特許権実施料)	0	0	0	10	65	17	12	0	0	12	116
	歳入計	22,229	28,802	75,771	38,930	41,898	178,847	179,186	166,843	147,480	104,318	984,304
歳出	総務管理費	96	260	6	3	2	4	4	105	0	206	686
	国体開催費	0	0	0	0	0	0	30	0	0	0	30
	身体障害者福祉費	0	0	0	0	0	0	47	0	0	0	47
	農業総務費											
	報酬	26,139	30,154	29,089	27,543	26,087	28,054	36,415	35,456	33,991	30,715	303,643
	共済費	4,585	5,231	5,526	5,621	4,337	4,703	5,183	5,316	5,933	5,607	52,042
	賃金	8,034	9,025	11,433	10,570	8,440	8,917	7,856	8,542	15,976	23,769	112,562
	報償費	624	662	474	570	354	480	360	324	360	570	4,778
	旅費	5,832	5,279	5,464	4,574	3,774	4,146	4,673	4,316	5,963	5,847	49,868
	交際費	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
	需用費	121,566	115,419	113,786	121,913	108,856	122,283	140,252	134,603	128,338	90,670	1,197,686
	役務費	6,580	8,852	5,371	6,295	10,777	7,804	12,048	13,653	20,584	24,817	116,781
	委託料	45,537	45,136	44,198	43,789	47,378	41,753	52,879	56,420	50,085	34,024	461,199
	使用料及び賃借料	20,782	20,779	13,971	5,932	6,957	6,934	6,996	7,017	1,436	341	91,145
	原材料費	183	111	171	121	183	23	10	63	189	196	1,250
	備品購入費	36,988	46,867	94,643	59,525	59,821	183,300	185,414	161,253	111,451	71,869	1,011,131
	負担金、補助及び交付金	270	601	536	454	494	347	504	609	425	230	4,470
	公課費	0	34	0	34	9	12	9	9	0	0	107
	農作物対策費	0	0	0	0	0	0	0	980	0	0	980
	歳出計	277,225	288,408	324,669	286,943	277,468	408,760	452,679	428,667	374,732	288,863	3,408,414
差引歳出超過額	254,996	259,606	248,898	248,013	235,570	229,913	273,493	261,824	227,252	184,545	2,424,110	

## 7 研究機器に関わる保守点検業務委託について

委託料のうち、研究機器に関わる保守点検業務委託は以下のとおりである。

委託業務名	委託金額	相手方	備考
透過型電子顕微鏡保守点検	1,155,000	A社	随意契約（地方自治法施行令167条の2第1項2号） ただし、公募に係る参加意思確認を実施 その結果、相手方業者のみ参加
DNAシーケンサー等保守点検	2,591,400	B社	
質量分析計保守点検	1,890,000	A社	
Gene Chip Scanner 保守点検	1,160,250	B社	
A K T A 保守点検	586,950	B社	予定価格が100万円以下
B I A C O R E 保守点検	787,500	B社	
高速液体クロマトグラフ保守点検	515,550	B社	随意契約 いずれも2社による見積合わせを実施
フジ自動現像機保守点検	126,000	B社	

## 8 監査意見

### （1）研究機器の購入に当たっては、保守点検の必要性・費用の妥当性も含めて検討すべきである（意見）

平成20年度は約6349万円の国庫補助金（特別電源科学技術振興事業補助金）を得て、研究機器購入や施設整備に充てている。

ところで、高額な研究機器を購入した場合、保守点検委託料としてランニングコストが発生し、これは継続的に国庫補助金以外から支出されるのが通常である。

また、高額な研究機器の場合、保守点検をメーカー代理店の業者に委託することが多く、しかも県内にはメーカー代理店が1～2社しかないため、当該業者と随意契約しているケースが多く見受けられる。

そこで、研究機器の購入に当たっては、以下の点を含めて検討すべきである。

- ① 購入後のランニングコストがどの程度必要か。
- ② 保守点検委託が必要な場合、相手方は本当にメーカー代理店でなければならないのか、メーカー代理店が設定している委託契約の金額は妥当か。

### （2）施設の廃止を検討すべきである（意見）

当施設の歳入・歳出決算状況をみると、平成11年度から同19年度までは、正職員の人件費を除いても毎年2億円以上の歳出超過が続いていた。

また、平成20年度の決算状況でも、歳入が約1億0432万円に対し、歳

出（正職員の人件費を除く）が約2億8886万円となっており、約1億8454万円の歳出超過である。

今後、歳出削減の努力を続けたとしても、歳出超過額がいくらか縮小する程度で、基本的な状況は変わらないと考えられる。

財政の危機的状況にあり、改革の視点として「事業の選択と集中」を掲げる状況では、改めて施設の存在意義を検討する必要があるといえる。

その際には、そもそも農業試験場とは別の試験研究機関が必要なのか、基礎基盤研究に関する研究所を県独自の施設として保有し続ける理由があるのか、当該研究所の成果が真に県民福祉の向上に役立っているのかなどの観点から考察する必要がある。

この点、岡山県の評価は前述したとおりであり、施設の存在意義はなお薄れていないと考えているようである。

しかしながら、歳出超過の負担は県民が負うものであり、その負担を負ってもなお施設存続を県民が望んでいるのか、真に県民の理解が得られているのか、大いに疑問を感じるところである。

毎年多額の特許出願関係費用（役務費）がかかっているにもかかわらず、特許権実施料はほとんど入っていないことからみても、当施設が取り扱っている研究内容は、その成果が直接的に県民に還元されるものではないと思われる。

すなわち、このような基礎基盤研究は、本来的には国レベルか民間企業が実施すべきものではないかと考えられる（実際にも、都道府県レベルでほかに設置しているのは3県のみであり、このうち青森県の施設は平成21年4月1日から地方独立行政法人となっている）。

財政再生団体への転落を回避すべく、将来にわたり持続可能な財政構造を確立していくためには、過去の意思決定にとらわれない思い切った決断が必要であり、厳しい財政状況の現状においては、本施設の廃止を検討すべきである。

## 第2款 畜産分野

岡山県の畜産行政は、農林水産部の畜産課が担当している。岡山県では、今後、巨額の収支不足が続く見込みで、財政再生団体への転落回避に向けて財政危機宣言を行った現状において、畜産行政が合法的かつ効率的に行われているかどうか、従来からの取扱いや組織を見直す必要はないか、という観点で検証することとした。

### 1 岡山県の畜産行政の推進方針及び体系別予算

岡山県は、平成20年度の畜産行政について次の推進方針を立てていた。

- ① 「岡山県酪農肉用牛生産近代化計画」及び「新おかやま夢づくりプラン」に沿って、国際化の進展に対応し得る経営体の強化、自給飼料基盤に立脚した畜産経営の育成、食育の推進等を図ること
- ② 担い手育成確保、和牛増頭対策、海外悪性伝染病等の防疫対策の強化、堆肥の利用促進と環境保全型農業の推進、畜産バイオマスや新技術開発に取り組むこと
- ③ 食の安全・安心を確保するとともに、県産畜産物のブランド化を推進し、地域の特色を生かした活力と持続性に富んだ力強い畜産の実現を図ること

### 2 平成20年度の施策別予算

畜産行政の一般会計2,208,674千円のうち、県営食肉地方卸売市場特別会計繰出金約912,381千円が突出している。繰出先の食肉市場関連の特別会計の予算は、食肉地方卸売市場運営費特別会計予算527,996千円、県債元金償還金341,060千円、及び県債利子償還金134,959千円で合計10億円を上回っている。さらに、肉畜流通合理化事業のうち38,477千円が食肉市場に関連している。

総合畜産センター関連予算が次に大きな割合をしめている。総合畜産センター試験研究費111,895千円、総合畜産センター事業推進費115,503千円、総合畜産センター運営費69,268千円、総合畜産センター種畜等改良費53,608千円の合計約3億5000万円である。さらに、家畜改良増殖推進事業84,311千円が総合畜産センターの研究に関連している。加えて、総合畜産センターに勤務している県職員の人件費として年間5億円以上を一般会計から支出している。

次に、飼料生産基盤整備事業費177,862千円が大きいのが、国庫支出金がこの大半を占めている。

その次に、酪農大学校運営対策費 94,296 千円が大きい。これは、財団法人中国四国酪農大学校に対する予算である。

また、畜産振興管理費のうち、まきばの館運営費 42,594 千円、総合畜産センター事業推進費のうち堆肥化施設調査管理事業 19,688 千円と粗飼料生産業務管理事業 32,482 千円の合計約 9400 万円の予算が社団法人岡山県畜産公社に支出されている。

平成 20 年度畜産関係当初予算

(千円)

基本方針	No	事項名	予算額	国庫支出金	その他	県費
規模の拡大と低コスト生産	1	畜産経営規模拡大対策事業費	88,106	87,500		606
	2	肉畜経営規模拡大推進事業費	22,980			22,980
	3	飼料自給率向上対策費	18,759			18,759
家畜改良増殖	4	国庫支出金返納金	4			4
	5	家畜改良増殖推進事業費	84,311		6,257	78,054
	6	総合畜産センター種畜等改良費	53,608		53,608	
中小家畜対策	7	中小家畜振興推進費	4,964			4,964
飼料対策	8	流通飼料等安全性確保推進費	1,271	286	268	717
家畜衛生対策	9	家畜伝染病予防費	76,673	29,268	18,715	28,690
	10	家畜衛生推進費	46,655	19,888	323	26,444
	11	家畜保健衛生事業費	6,470		1,147	5,323
価格安定対策	12	家畜等価格安定推進事業費	79,904			79,904
消費拡大と流通改善	13	畜産物等流通改善事業費	55,237			55,237
	14	畜産物消費拡大推進事業費	17,812		5,217	12,595
新技術を生かした 21 世紀型農林水産業の推進	15	総合畜産センター試験研究費	111,895		101,661	10,234
	16	総合畜産センター事業推進費	115,503	41,526	2,754	71,223
環境保全型農林水産物の推進	17	畜産環境保全推進事業費	22,480		245	22,235
	18	有機無農薬農業集団産地育成事業費	20,385			20,385
農林水産業の基盤整備	19	飼料生産基盤整備事業費	177,862	173,311		4,551
意欲のある経営体の育成	20	担い手育成確保対策事業費	14,460			14,460
	21	畜産経営安定推進事業費	3,471		175	3,296
ニューファーマーズの確保	22	酪農大学校運営対策費	94,296			94,296
執行体制の整備	23	畜産振興管理費	45,554			45,554
	24	家畜保健衛生所等運営費	64,365		450	63,915
	25	総合畜産センター運営費	69,268		798	68,470
	26	県営食肉地方卸売市場特別会計繰出金	912,381			912,381
畜産課一般会計			2,208,674	351,779	191,618	1,665,277
特別会計	1	食肉地方卸売市場運営費	527,996		527,796	
	2	県債元金償還金	341,060		341,060	
	3	県債利子償還金	134,959		134,959	
畜産課特別会計			1,004,015	0	1,003,815	0

### 3 監査テーマ

県営食肉地方卸売市場、総合畜産センター、財団法人中国四国酪農大学校及び社団法人岡山県畜産公社に対して支出されている予算は、いずれも、多額であるだけでなく、毎年継続的に県費が支出されているので、今後も同様に県費支出の継続が予想される。そこで、上記予算執行が合法になされているかという点のほか、有効性、経済性、効率性の観点から、これらを中心に監査した。

# 第 1 財団法人中国四国酪農大学校

## 1 施設概要



### 【本館】

岡山県真庭市蒜山西茅部 6 3 2

### 【第 1 牧場】

本館に併設

県有地 2 4 h a

乳用牛 7 7 頭（ホルスタイン）肉用牛 1 6 頭



### 【第 2 牧場】

蒜山高原の観光エリアに位置している

県有地 4 8 . 7 h a

真庭市からの借用地 2 4 . 1 h a

乳用牛 1 3 6 頭（ジャージー）

## 2 設置目的・沿革・出捐金

### (1) 目的

酪農経営の近代化に即応し、広く酪農全般にわたる科学的知識と高度な技術を身につけた企業実践能力をもった優秀な酪農自立経営者養成を目的としている。

### (2) 沿革

昭和 3 6 年 1 2 月、岡山県立岡山県酪農大学校として開校し、昭和 4 0 年 1 1 月、財団法人中国四国酪農大学校として、中国四国及び兵庫県を加えた広域行政圏の酪農自立経営者の専門技術教育機関として改組され、今日に至っている。

### (3) 出捐金

岡山県が約 5 1 6 0 万円、他県が各 1 0 0 万円× 9 = 9 0 0 万円である。

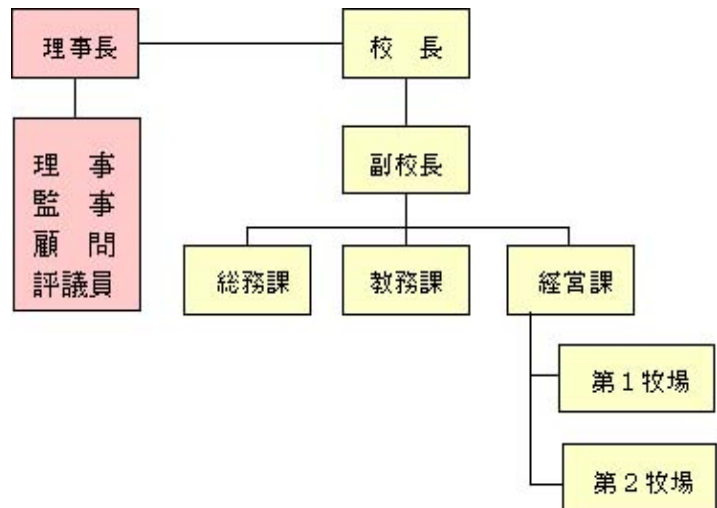
出捐金一覧表

(千円)

県名	岡山	広島	山口	島根	鳥取	香川	愛媛	高知	徳島	兵庫	合計
出捐金	51,607	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	60,607
割合	85.2%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	100%

### 3 組織

- 顧問（中国四国農政局長）
- 理事長（岡山県農林水産部長）
- 理事10名（各県農林水産部長）
- 評議員10名（各県畜産課長）
- 校長（県OB）
- 副校長（県派遣）
- 総務課2名（課長は県派遣）
- 教務課4名（課長は副校長が兼任）
- 経営課長1名（県派遣）
- 第一牧場2名（場長は県派遣）
- 第二牧場5名（場長は県派遣）



11名の財団職員と5名の県派遣職員で運営している。

### 4 現状

#### (1) 教育事業

岡山県北の蒜山地域において、県有地72.7haを無償で賃借し、市有地24.1haを年額19万2600円で賃借して、2つの牧場を利用して実践的教育を行っている。

教育期間は2年間、定員は各学年40名（平成21年3月時点の1年生17名・2年生23名）で、全寮制である。

平成21年4月1日までの卒業生1170名のうち岡山県出身者は522名で約45%である。卒業後、酪農等後継者となった者が591名（50.5%）で、畜産関係団体へ就職した者が324名（27.7%）であり、酪農後継者の養成という目的を相当程度達成している。なお、このほかに酪農ヘルパー専門技術員養成研修会も行っている。

#### 【学費等】

授業料（年額）	118,800円
施設整備費（入学時）	
中国四国各県及び兵庫県出身者	100,000円



上記以外の都道府県出身者	200,000円
寮費(月額)	30,000円
食費(月額)	30,000円
教科書代(入学時)	100,000円
その他 各種資格免許取得に必要な費用	

### 【教育実績】

平成20年度 ( )は女性で内数				卒業生累計
学生	1年	2年	在学生計	H20.4.1時
人数	17 (9)	23 (10)	40 (19)	1147(189)

(人)

出身県	1年	2年	在学生計	卒業生累計	割合
岡山	6 (4)	10 (5)	16 (9)	512(70)	45%
鳥取	1 (1)	2	3 (1)	33(7)	3%
島根	1 (1)	0	1 (1)	85(22)	7%
広島	1 (1)	2	3 (1)	79(16)	7%
山口	1	1	2	47(14)	4%
香川	0	1 (1)	1 (1)	44(2)	4%
愛媛	0	0	0	53(4)	5%
徳島	0	0	0	17(3)	1%
高知	0	0	0	39(4)	3%
兵庫	2 (1)	1 (1)	3 (2)	113(14)	10%
構成県外	5 (1)	6 (3)	11 (4)	125(33)	11%

### (2) 職員構成の変化

従前は岡山県からの派遣職員がほとんどであった。施設整備及び職員に対する退職金の不足額を県から借り入れ、この借入金が1億2300万円まで増加したが、平成11年から19年にかけて全額返済した。現在、借入金はない。県派遣職員の割合を徐々に減少させ、現在、県派遣職員5名、財団職員11名の計16名となっている(校長は県OB)。

### (3) 運営

授業料収益は432万円にすぎないが、牛乳販売収入約9000万円を含む事業収益の全体収入約1億円によって、人件費以外の経費を賄って運営を行っている。

職員の人件費の大部分は、岡山県からの運営費補助金約9000万円で賄われている。設備や備品の整備は、岡山県の補助事業を中心として行ってきた。ただし、平成20年度の補助は、修繕費のみである。他の構成県9県は、上記出資の他、運営に関する財政的援助は行っていない。逆に、9県の出身者に対する学費の優遇措置がある。

## 正味財産増減計算書

(円)

	科目	一般会計	特別会計
経常収益	授業料収益	4,320,000	
	事業受託収益(酪農ヘルパー養成)	3,596,560	
	生乳販売・乳牛販売収益	91,344,021	
	補助金(岡山県)	91,585,421	
	その他収益	6,298,443	1,943,195
	小計	<b>197,144,445</b>	<b>1,943,195</b>
経常費用	人件費(給料・諸手当・赴任旅費・賃金・法定福利費)	94,700,774	176,420
	飼料費	35,098,870	
	その他経費	62,090,986	1,726,550
	小計	<b>191,890,630</b>	<b>1,902,970</b>
当期経常増減額		<b>5,253,815</b>	<b>40,225</b>
当期経常外増減額		<b>-1,232,050</b>	<b>0</b>
税金	法人税・住民税・事業税		394,700
一般正味財産期首残高		<b>133,484,336</b>	<b>0</b>
一般正味財産期末残高		<b>137,506,101</b>	<b>-354,475</b>
正味財産期末残高		<b>137,151,626</b>	



【育成牛舎】平成10年度地域畜産振興対策費で整備

## 5 特徴

### (1) 他の類似施設との比較

財団法人が運営する農業関係の大学校としては、他に「八ヶ岳中央農業実践大学校」「鯉淵学園農業栄養専門学校」「自然農法大学校」があるが、複数の県が出捐した財団法人が運営している大学校はほかに例がない。

酪農を中心とした大学としては、ほかに「酪農学園大学」があるが、これは学校法人が運営しており、財団法人が運営する酪農大学校はほかに例がない。

他県での酪農後継者の育成は、県立の農業大学校に酪農畜産部門を設けて行っており、農業大学校とは別に酪農大学校を設置して、これに関与している県はほかに例がない。最も近い鳥取県立農業大学校とも酪農専攻の学生が競合している。

以下、類似施設の取組を紹介する。

「八ヶ岳中央農業実践大学校」では、直販所を設置して、学生たちが育てた「長野県環境にやさしい農産物認証」のとれたて高原野菜や色鮮やかな花々、牧草をふんだんに食べた牛から搾ったミルクで丁寧に仕上げた乳製品や肉加工品、放し飼いの鶏が生んだ有精卵、さらに地元の特産品などを販売している。

「鯉淵学園農業栄養専門学校」は、「食農一貫、環境保全・循環型」教育を目指し、学生食堂からの食品残渣の利用、生活排水浄化のための人口湿地の設置など独自の取組を行っている。

「自然農法大学校」は、自然農法を研究・教育・普及・実践する人材育成を行っている。

「酪農学園大学」は、酪農学部、獣医学部、環境システム学部を有し、短期大学や大学院も有する大学である。

## (2) 地域とのつながり（観光資源等）

第2牧場は、蒜山高原の観光地の中心部に位置しており、そこで行われているジャージー牛の放牧は観光資源となっている。また、近隣に大学校卒業者が多く、地元自治体との関係は良好である。

## (3) 公益法人制度改革対応の必要性

平成20年12月1日から施行された「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、従来の財団法人は、「特例民法法人」となり、上記施行日から5年間の移行期間に公益財団法人か、一般財団法人への移行の申請を行わなければ解散したものとみなされることとなった。財団法人中国四国酪農大学校も、移行期間の満了までに公益財団法人か一般財団法人への移行申請を行う必要がある。

## 6 県からの補助金（酪農大学校運営対策費）執行状況

県は、企業的酪農経営者を養成する酪農大学校の健全な運営を図る目的で、酪農大学校の教育事業と施設整備に対して助成している。

教育事業の助成対象は、人件費である。その内訳をみると、岡山県からの派遣職員の人件費の全額、岡山県からの派遣職員を減員して財団法人が雇用した職員の人件費の全額、

及び、従来からの職員の人件費の83.5%となっている。

平成20年度の施設整備への助成対象は、牛舎の修繕費である。

区分	補助事業に要する経費	岡山県負担	自己資金
派遣職員人件費（5人）	45,945,733	45,945,733	0
派遣職員代替人件費（校長＋技師7人）	33,166,582	33,166,582	0
従来職員人件費（技師2人＋調理員1人）	11,355,365	9,481,531	1,873,834
総務臨時職員人件費（派遣職員の代替）	895,575	895,575	0
人件費補助計	<b>91,363,255</b>	<b>89,489,421</b>	<b>1,873,834</b>
施設整備補助：牛舎修繕：ミルクングパーラー	2,117,042	2,096,000	21,042
合計	<b>93,480,297</b>	<b>91,585,421</b>	<b>1,894,876</b>

## 7 県の外郭団体に対する見直し方針

県は、中国四国酪農大学校について、運営費における県負担の割合が大きいことから、県支援のあり方を見直し、団体の自主的な運営を含めた抜本的な見直しを平成23年度までに検討し、県補助事業を段階的に縮小するという見直し方針を決定している。

## 8 監査意見

(1) 財団法人を構成する他県に応分負担を求めて、岡山県からの補助金額の減額を図るべきである（意見）

牧場運営に関しては、老朽化しつつある施設を活用しつつ、合理化の取組が行われている。学校教育に関しても、酪農経営者を養成するという目的を相当程度達成してきている。補助金の支出目的は適正であり、事実上、県立に近い運営がなされてきたことを勘案すると、県職員及び県職員の代替職員の人件費を補助するという点にも合理性があり、補助金の執行自体は適正である。

しかしながら、毎年定員割れが続いており、二学年あわせて40名程度の学生を教育するために毎年9000万円以上の県費を支出することは、費用対効果の面で問題がある。

10県が関与して設立された財団法人で学生の出身県は広域であり、卒業生の5割以上は県外出身者であるにもかかわらず、運営費用を岡山県のみが補填している。すなわち、岡山県民の負担で、県外の酪農後継者を育成しているという構造となっている。

各構成県の酪農後継者の育成に役立っているのであるから、岡山県だけが運営費を補

助するのでなく、他の構成県にも人事又は財政において応分の負担を求めるべきである。

財団法人に関する法律が改正され、法人形態の選択を迫られている現時点において、将来を見据えた十分な検討を行って、他県からも応分の負担を求められるような仕組作りを行うべきである。

## **(2) 県からの派遣職員を徐々に削減し、将来的には0にすべきである（意見）**

県からの派遣職員の人件費は、5名で約4600万円である。財団職員の人件費が11名で約4450万円であるのと比較すると、県職員の給与水準は高い。県職員をさらに減少させていけば、人件費を削減でき、補助金の削減を図ることができる。ただし、県からの派遣職員の削減にあたっては財団独自で運営ができるような体制作りを先行すべきである。

## **(3) 観光資源としての価値に着目して、補助のあり方を見直すとともに、地元自治体に更なる協力を求めるべきである（意見）**

財政難である岡山県が出費を継続するには県民の納得が得られる理由が必要である。県費支出の合理性を判断する場合、教育成果のみに着目せず、蒜山高原の観光地の中央に位置する農場でジャージー牛の放牧を行っていることが重要な観光資源となっていることにも着目して、県の補助のあり方を見直すべきである。

また、観光資源としての恩恵を受けている地元自治体に対して、大学校の運営について、さらに協力を要請すべきである。

観光資源としての評価・検討を行った後、県の外郭団体見直し方針のとおり、県の補助事業を段階的に縮小していくべきである。

## **(4) 民間の経営感覚を活用して経営指導を行うとともに、独自の取組を検討するためのサポートを行って、独立採算に近づけ、補助金額の削減を図るべきである（意見）**

上述のとおり、他の類似施設は、それぞれ独自性を有している。中国四国酪農大学校は、蒜山高原の観光資源として独自性はあるものの、教育機関としての独自性は今一步である。

また、これまで、岡山県からの派遣職員が中心となって運営が行われ、収支の改善が図られてきているが、民間の経営感覚を取り入れるための派遣は行われていない。

県は、他の類似施設の運営を参考として、乳製品の加工販売等の新たな酪農経営教育を実践するなど、教育における独自の取組を検討するためのサポートを行い、加えて、

民間の経営感覚を活用するための派遣人事を検討するなどの経営指導を行うことにより、酪農大学校を独立採算に近づけて、将来の補助金額の削減を図るべきである。

## 第2 総合畜産センター

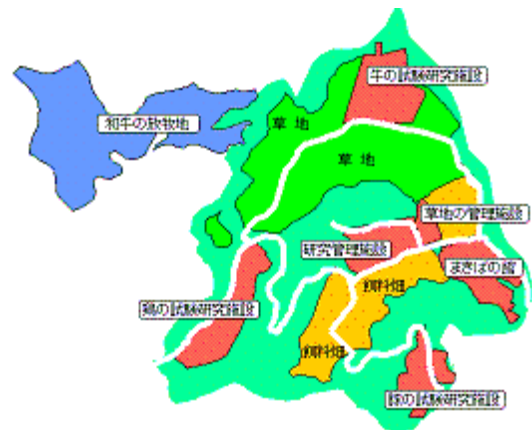


### 1 施設概要

(1) 所在地 岡山県久米郡美咲町北2272

(2) 用地面積

建物敷地	17.7ha
草地・放牧地	49.1ha
飼料畑	9.9ha
まきばの館	5.0ha
その他	82.0ha
計	163.7ha



(3) 建物

研究管理棟 1,980 m<sup>2</sup>、畜産物加工室 390 m<sup>2</sup>、研修館 496 m<sup>2</sup>、育成牛舎 525 m<sup>2</sup>、繁殖牛舎 770 m<sup>2</sup>、繁殖鶏舎 471 m<sup>2</sup>、成鶏舎 1号舎 332 m<sup>2</sup>他 計 177,000 m<sup>2</sup>

(4) 農機具

トラクタ 7台他多数

(5) 家畜 (平成 20 年度末)

乳用牛約 90 頭、和牛約 300 頭、豚約 370 頭、鶏約 2,370 羽

## (6) 施設の特徴

研究管理施設、和牛の放牧地、草地の管理施設、牛の試験研究施設、豚の試験研究施設、鶏の試験研究施設及びまきばの館のエリアに分かれている。

敷地内に公共育成センター、畜産経営環境技術センター、農業大学校旭分校がある。

## 2 沿革

明治 37 年 6 月 種畜場開場（岡山市）

昭和 31 年 4 月 酪農（津山市）・和牛（新見市）・養鶏（岡山市）の 3 試験場を開設

昭和 42 年 10 月 和牛試験場を大佐町に移転

昭和 47 年 4 月 養鶏試験場を御津町に移転

平成 元年 4 月 酪農・和牛・養鶏の各試験場を再編整備し、岡山県総合畜産センターを開設

平成 3 年 4 月 総合畜産センター大佐支所を統合

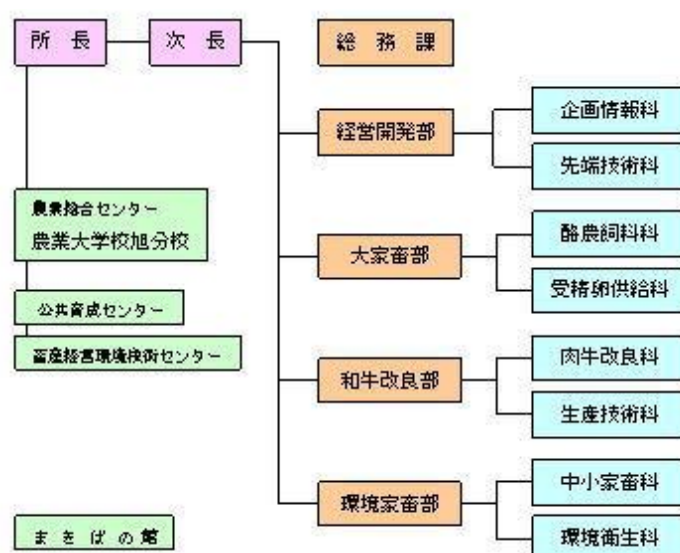
## 3 目的

畜産に関する試験、研究、調査、指導等を行い、畜産の総合的な振興を図ることを目的として、生産効率を向上させる技術、品質を改善する技術、安全・安心をささえる技術、循環型社会を築く技術を基本的柱として試験研究を行っている。

## 4 組織

県職員の定員は 68 名（事務職 6 名、技術職 31 名、技術員（現業職）31 名）である。

センター在籍年数 20 年の者が 9 名、10 年以上 20 年未満の者が 16 名おり、特に現業職員の在籍年数が長い。



## 5 現状

### (1) 業務

ア 条例で規定されている業務



- 一 家畜及び家きんの改良、繁殖及び飼養管理に関する試験、研究及び調査並びにこれらに基づく実証
- 二 家畜及び家きんの疾病の予防及び衛生に関する試験、研究及び調査
- 三 畜産物の加工、利用及び貯蔵に関する試験、研究及び調査
- 四 畜産経営に関する研究及び調査
- 五 飼料作物の栽培、調製及び利用に関する試験、研究及び調査並びに飼料の分析
- 六 草地の維持改良に関する試験、研究及び調査
- 七 畜産に関する情報の収集及び提供
- 八 種畜、種きん等の生産及び譲渡
- 九 畜産技術者の養成並びに畜産に関する技術及び経営の講習
- 十 前各号に掲げるもののほか、畜産センターの目的の達成に必要な業務

#### イ 試験研究内容

##### ① 安全で免疫力の高い粉末初乳の開発

余剰初乳の粉末化による生産性の向上を図るもので、県独自の研究テーマとのことである。

##### ② マリンサイレージによる鶏の飼料効率改善技術（県独自・水産研究場と共同）

投棄されている海草を乳酸発酵させたものを配合飼料に加えることによってブロイラーの脂肪蓄積を減少させるというもので、県独自で独立行政法人水産研究所と共同で行っている研究テーマとのことである。

##### ③ バイオマスを活用した効率的エネルギー回収技術

糞尿＋生ゴミ＋粗製グリセリンなどを混ぜてメタン発生量を増加させ、水素ガスやリンを回収するというものである。

##### ④ 利用性の高い堆肥の供給体制確立（農業試験場と共同）

堆肥のペレット化を図るもので、全国的にみて珍しい研究テーマとのことである。

##### ⑤ 地域資源を活用した飼料自給率向上システムの確立

地域粗飼料資源（麦わら等）と食品製造副産物（赤アン粕等）を利用して混合飼料（TMR）を開発するものである。

##### ⑥ DNAマーカーを指標とした種雄牛の選抜手法の開発

遺伝子解析により和牛改良のスピードアップを図るものであり、全国では数県が動物遺伝研究所とタイアップして行っている研究テーマとのことである。

⑦ 性判別受精卵の凍結技術

⑧ I Tを活用した発情検知システム開発

牛の背中に発信機をつけて発情・分娩を検知するというもので、島根県及び民間企業と共同研究しているテーマとのことである。

## (2) 運営

### ア 人件費

県職員68名の人件費は、総合畜産センターの予算執行とは別に支払われている。

人件費は約5億3600万円である（公の施設見直しシート）。

	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0
人件費	516,176	521,685	532,795	536,000

### イ 一般会計歳入歳出（上記人件費を除く）

歳入は、牛乳販売約3500万円、受精卵販売約1400万円、種牛販売約1400万円、豚販売約1700万円、雛・鶏販売約1000万円、受託研究約1300万円等がある。

歳出では、畜産試験場費の中の需用費約1億3200万円（主に飼料代）と委託料約7190万円（主に畜産公社に支払っている委託料）が目立っている。

なお、平成16年から20年までを比較してみたところ、備品購入費・工事請負費・繰出金など一時的な支出以外に大きな変化はみられない。

決算事項別集計（H16-20）：県職員（常勤）人件費を除く

	事項名	H16執行額	H17執行額	H18執行額	H19執行額	H20執行額	備考
支出	共済費	1,396,692	1,335,692	1,365,363	1,488,977	1,348,141	
	賃金	12,524,493	12,105,088	11,816,827	13,767,129	12,486,312	
	報償費			100,000		239,000	
	旅費	3,215,370	4,564,076	2,793,658	4,638,242	4,133,080	
	需用費	134,167,929	146,601,494	149,520,925	139,172,724	132,223,717	
	役務費	19,430,039	19,018,095	19,539,374	16,495,991	15,562,755	
	委託料	87,856,871	85,867,338	78,436,996	75,712,463	71,889,139	
	使用量及び賃借料	1,117,137	906,920	997,552	1,119,405	1,043,959	
	工事請負費				8,194,200		
	原材料費	2,836,603	3,628,449	2,905,572	1,448,994	1,997,794	
	備品購入費	30,956,560	31,355,005	26,188,376	53,463,392	72,184,094	
	負担金補助	2,240,440	2,240,000	2,163,971	2,216,520	2,080,720	
	償還金	775,425					
	公課費	435,800	438,300	375,300	396,700	230,500	
	操出金				19,234,489		
	合計	296,953,359	308,060,457	296,203,914	337,349,226	315,419,211	
財源	国庫支出金	3,088,000	2,402,000		38,219,790	48,079,500	
	使用料手数料	1,105,650	944,000	1,417,000	1,133,000	850,000	受精卵雌雄判別手数料
	財産収入	121,162,000	125,081,000	124,372,000	123,644,250	120,761,000	生産品及び畜類売払収入
	諸収入	4,822,000	3,887,000	7,785,624	5,963,808	13,647,201	受託研究費など
	一般財源	166,775,709	175,746,457	162,629,290	168,388,378	132,081,510	
	合計	296,953,359	308,060,457	296,203,914	337,349,226	315,419,211	

ウ 運営関連の支出総額

総合畜産センターの運営のために、上記の約3億1500万円のほかに、県職員の人件費約5億3600万円が支出されており、さらに、研究のために、家畜改良増殖推進事業費約7800万円が支出されている。これに対して、財産収入等約1億3500万及び国庫支出金約4800万円の歳入があるので、総合畜産センターを運営するための県費の支出総額は、約7億4000万円である。

収支総括表（関連支出を含む）

（円）

支出項目	支出額	国庫支出金	財産収入等	その他	一般財源
総合畜産センター支出	315,419,211	48,079,500	135,258,201		132,081,510
県職員人件費（概算）	536,000,000	0			536,000,000
家畜改良増殖推進事業費	78,044,413			5,549,060	72,495,353
合計	929,463,624	48,079,500	135,258,201	5,549,060	740,576,863

(3) 特徴

ア 規模・運営の特徴

試験研究の過程で畜産業務を行っており、毎年、ある程度の歳入がある（平成20年度は約1億3500万円）。しかし、あくまでも試験研究用であるため、効率的経営を行えるような規模ではない。

## イ 外部委託（随意契約）

平成11年の「岡山県行財政改革大綱」の提言を受けて、試験研究機関のスリム化についての検討が平成12年度に行われ、見直し検討委員会からの報告書で「家畜の排せつ物処理については外部委託する。」「自給飼料の生産に関しては、将来的に外部委託する。」という提言がなされた。これを受けて、平成13年度から「堆肥生産業務」を、平成14年度から「粗飼料生産業務」をいずれも（社）岡山県畜産公社に随意契約で外部委託している。

「堆肥生産業務」の随意契約の理由は、施設の管理に加え製造した堆肥の耕種農家での有効性等の実証利用が必要であり、農業団体や畜産農家等と牧場事業などにより信頼関係を有している畜産公社への委託が最適であるとともに、人員配置の面からも、現在センターに隣接している「まきばの館」を管理運営している公社に委託することが一番合理的であるためであるとされている。

## ウ 他県との比較

広島県畜産技術センター・兵庫県畜産技術センター・鳥取県畜産試験場など各県に畜産関係の試験研究機関がある。研究テーマは県ごとに特徴があり、岡山県総合畜産センターの研究テーマは、ある程度の独自性がある。

広島県畜産技術センターのスタッフは、平成19年4月1日時点で46名であったが、平成20年4月1日時点で37名、平成21年4月1日時点で32名まで人員削減している（ホームページより）。隣県の畜産センターと比較すると、岡山県総合畜産センターは多くの人員で運営されている。

人員比較表（他県はホームページより）

（人）

名称	場長	総務	研究職	現業職	合計
岡山県総合畜産センター（定員）	1	5	31	31	68
広島県畜産技術センター	1	9	22		32
兵庫県畜産技術センター	1	不明	7	14	22
鳥取県畜産試験場	1	不明	13	12	26

## 6 公の施設見直しシート

岡山県は、平成20年11月、財政構造改革プランを発表するにあたり、公の施設の見直しを行い、検討結果を公の施設見直しシートとして、ホームページで公表した。総合畜産センターについての検証の結果は次のとおりであり、「農林水産関係の試験研究

機関については、施設の場所を変更せず、総務部門などの統合により、H22年度から集約化を実施する。研究費について、H21年度から削減する。」との方針を打ち出した。

## 公の施設見直しシート

番号(連番)	133	施設所管課	農林水産部畜産課
施設名(愛称)	岡山県総合畜産センター	設置年月日	平成元年4月1日
所在地	久米郡美咲町北2272	管理者	岡山県
設置目的	畜産に関する試験・研究・調査・指導等を行い、畜産の総合的な振興を図る。		
根拠法令等			
設置条例	岡山県総合畜産センター条例(昭和31年岡山県条例第18号)		

### 【現状分析】

#### ○施設概要

事 業 内 容	本県における畜産の技術開発及び普及の拠点として、長期的な視点に立った先端技術の開発や循環型社会の構築に資する有機廃棄物利用技術の実用化等、変化する畜産情勢に対応するとともに、畜産農家の要望に沿った各種試験研究に取り組んでいる。												
施設の 種類	<input type="checkbox"/> スポーツ <input type="checkbox"/> 自然 <input type="checkbox"/> 観光・集客 <input type="checkbox"/> 産業振興 <input type="checkbox"/> 文化 <input type="checkbox"/> 研修 <input type="checkbox"/> 貸館 <input type="checkbox"/> 福祉・相談 <input checked="" type="checkbox"/> 試験研究 <input type="checkbox"/> その他												
施 設 内 容	【敷地】建物敷地 17.7ha、草地放牧地 49.1ha、飼料畑 9.9ha、その他 87.0ha 計 163.7ha 【建物】研究・管理棟 1,980㎡、畜産物加工室 390㎡、研修館 496㎡、育成牛舎 525㎡、繁殖牛舎 770㎡、繁殖豚舎 471㎡、成鶏舎 1号舎 332㎡ 他 計 177,000㎡												
利用 対象者	畜産農家、畜産関係団体、国及び地方公共団体、大学 ほか	利用者数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>15年度</td><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr><td>16年度</td><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr><td>17年度</td><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr><td>18年度</td><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr><td>19年度</td><td style="text-align: center;">—</td></tr> </table>	15年度	—	16年度	—	17年度	—	18年度	—	19年度	—
15年度	—												
16年度	—												
17年度	—												
18年度	—												
19年度	—												
料金体系		施設職員数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>県職員数</td><td style="text-align: center;">67</td><td>人</td></tr> <tr><td>施設常勤職員</td><td></td><td>人</td></tr> <tr><td>施設非常勤職員</td><td></td><td>人</td></tr> </table>	県職員数	67	人	施設常勤職員		人	施設非常勤職員		人	
県職員数	67	人											
施設常勤職員		人											
施設非常勤職員		人											
県内の 代替・類似 施設	なし												

#### ○費用（コスト）

##### 1) 施設運営費用(施設ベースの収支状況)

(単位:千円)

区分	H17決算	H18決算	H19決算	H20予算
支 出	施設管理費	63,909	69,241	61,457
	人件費	516,176	521,685	532,795
	その他	241,005	227,002	243,227
	計	821,090	817,928	837,479
収 入	料金(利用料・使用料)			
	指定管理料			
	等			
	その他	821,090	817,928	837,479
計	821,090	817,928	837,479	884,360
<b>県費負担額</b>				
	688,746	683,045	689,995	684,013
	うち県職員人件費	516,176	521,685	532,795

##### 2) 施設建設費用 (単位:千円)

合計	
内 訳	一般財源
	国庫支出金
	起債
	その他
	その他

##### 3) 施設修繕・大規模改修費用(今後10年間:平成21年度から平成30年度)

(単位:千円)

	項目	金額	今後10年間に必要となる大規模な改修費	項目	金額
	毎年経常的に必要な修繕費	庁用施設、器具修繕		22,000	研究・管理棟ゾーン等 屋根修繕
			研究・管理棟 冷暖房設備修繕	25,000	
	10年間の修繕費計	220,000	合計	55,000	

##### 4) 利用者1人当たりの県費負担額

	(単位:円)
H19県費負担額 / H19利用者	—

##### 5) 施設設置による具体的効果

主な項目	内 容
特許件数	取得 3件 出願中 1件

## 【在り方の検討】

〇見直しの視点を踏まえた検証

【施設名 総合畜産センター】

見直しの視点	検証項目	A	B	特記事項
県設置の意義	① 民間、市町村等への譲渡が法令上可能か。	■ 可能	□ 不可能	
	② 県が整備し、市町村が運営する施設で、地元市町村に譲渡したほうが有効に活用できるか。	□ できる	□ できない	
	③ 恒常的に県下全域からの広域的利用がされているか。	■ いる	□ いない	
	④ 社会経済情勢の変化等により、県として施設設置の意義が薄れていないか。	□ いる	■ いない	
類似施設との競合	⑤ 市町村や民間により、類似のサービスが提供されているか。	□ いる	■ いない	
	⑥ (上欄Aの場合) その分野のサービスを市町村や民間に委ねることが可能か。	□ 可能	□ 不可能	
施設の利用率	⑦ 目標の利用率に達しているか。利用者は増加しているか。	□ いる	□ いない	
	⑧ (上欄Bの場合) 施設利用者を増加させるために大幅な施設整備費が必要か。	□ 必要	□ 不必要	
管理運営コスト	⑨ 利用料金制を導入している施設の場合、管理運営費のうち県支出額が1/2以上となっていないか。	□ いる	□ いない	
	⑩ 県支出額や毎年の修繕費が増加していないか。	□ いる	■ いない	
	⑪ 今後10年間で大規模な改修・修繕が必要か。	■ 必要	□ 不必要	

## 7 監査意見

### (1) 総務部門の統合にとどまらず、さらに人員削減を進めるべきである（意見）

総合畜産センターは、和牛改良などの研究成果を県内の生産者に還元しており、県内の生産者にとって存在意義は大きい。しかし、財政危機宣言をしている状況において、約7億4000万円の県費支出を継続することは困難である。なかでも人件費が多額であるのでこれを削減する必要がある。

隣県（広島・兵庫・鳥取）と比較しても、多数の人員を要しており、現業職員を中心として在籍年数の長い職員が多いことも影響して、人件費は年々増加傾向にある。

県は、総務部門の統合により、総務関係の人員削減を行うこととしているが、総務部門の統合だけでは人員削減効果は十分でない。

県は、独自に研究費の削減も打ち出しているが、研究費削減に当たり、研究項目を絞り込むことにより、不要となった研究職を異動するなどして人員削減を図るべきである。

次に、研究内容が減少したことに伴い、畜産業務を効率化して、現業職の削減にも着手していくべきである。

なお、広島県畜産技術センターでは、2年間で46名から32名に人員削減している。岡山県においても人員削減に取り組むべきである。

### (2) 総合畜産センターの財務諸表を作成して、コスト意識を持たせ、畜産業務における収支改善を図るべきである（意見）

総合畜産センターは、30名以上の現業職員を使い、近代的な機械設備を使用して、畜産業務を行っている。現業職員の異動は容易でないので人員削減にはある程度の時間を要することが予想される。県費の支出を抑制するには、現業職員の人件費も含めて畜産業務は可能な限り収支均衡に近づけるよう努力することが必要である。

岡山県は、貸借対照表を含む財務諸表を公表しているが、総合畜産センターにおいても、現業である畜産部門を有しているのであるから、財務諸表を作成し、財産収入等である程度まで人件費を賄うというコスト意識を持たせ、畜産部門における収支改善を図るべきである。

### (3) 堆肥生産・草地管理等の業務については、当分の間、現在の職員を活用し、支出の削減を図るべきである（意見）

堆肥生産・草地管理等の業務については、元来、総合畜産センターが行っていたが、試験研究機関のスリム化のために、外部委託するようになったものである。しかし、期待された県費の削減効果は出ていない。

また、堆肥生産や草地管理という業務は、畜産業務の一部であり、畜産農家では当然のように行われている。

上述のとおり、人員削減を進める過程で現業職員の削減に時間を要することが予想されるという状況であるから、人員削減できるまでは、この業務を総合畜産センターで行うべきである。ただし、総合畜産センター全体として、人員削減を行うべきであるから、この業務のために増員すべきではない。

#### **(4) 堆肥販売などによって歳入増を図るべきである（意見）**

総合畜産センターは、巨大な堆肥生産施設を保有しており、良質の堆肥を大量に生産することができる。堆肥生産業務の委託をやめて、自ら行うこととなった後、袋詰めして市場価格で販売するなど堆肥の販売方法を検討しさえすれば、歳入増を図ることが可能である。そのほかにも、多様な観点から歳入増を図るべく業務の見直しを行うべきである。



### 第3 社団法人岡山県畜産公社

#### 1 施設概要

【主たる事務所】岡山市北区内山下2-4-6 岡山県庁内

【まきばの館管理事務所】

岡山県久米郡美咲町北2272岡山県総合畜産センター内

県有地上に、乳肉加工棟・ふれあい家畜舎等を所有している。

【桜野牧場】北海道二世郡八雲町桜野200-2

県有地上に、看視舎・避難舎・農具庫等を所有している。公社経営廃止後、元従業員が設立した有限会社桜野牧場に無償で貸し付けている。

【哲多肉用牛センター】新見市哲多町田淵2632-1

県有地上に、育成牛舎・堆肥舎等を所有している。公社経営廃止後、阿新農業協同組合に無償で貸し付けている。



固定資産帳簿価格 (H21.3.31)

(円)

区分	取得価格	補助額	帳簿原価	償却累計	帳簿価格
<b>まきばの館</b>					
建物	219,179,168	146,499,391	72,679,777	35,686,042	36,993,735
機械装置	151,462,551	101,241,212	50,221,339	44,906,270	5,315,069
構築物	8,760,194	5,840,329	2,919,865	709,154	2,210,711
<b>桜野牧場</b>					
建物	410,388,785	178,342,437	232,046,348	202,272,432	29,773,916
建物附属設備	47,782,156	24,007,187	23,774,969	20,753,250	3,021,719
構築物	284,606,480	176,158,796	108,447,684	97,373,236	11,074,448
備品	136,908,352	104,061,552	32,846,800	29,562,122	3,284,678
<b>哲多肉用牛センター</b>					
建物	131,848,482	82,923,097	48,925,385	37,474,570	11,450,815
建物附属設備	4,854,120	1,342,155	3,511,965	2,722,652	789,313
構築物	24,685,011	10,651,399	14,033,612	11,602,412	2,431,200
合計	1,420,475,299	831,067,555	589,407,744	483,062,140	106,345,604

これら施設の取得価格は、約14億2000万円であり、そのうち、岡山県の補助額は、約8億3000万円である。

## 2 沿革

昭和41年6月 優良家畜を畜産農家に供給するため、岡山県、市町村及び関係機関が一体となって設立した。

昭和50年5月 桜野牧場を開設（北海道八雲町桜野）（北海道産の優良な乳用雌牛や肥育素牛を県内農家に安定的に供給するために開設）

昭和57年1月 哲多肉用牛センターを開設（肉用肥育の拠点施設として開設）

平成3年4月 「まきばの館」管理業務を受託

平成12年3月 桜野牧場の公社経営を廃止・哲多肉用牛センターの公社経営を廃止

平成13年4月 堆肥生産施設の管理業務を受託

平成14年4月 粗飼料生産及び草地の管理業務を受託

## 3 組織

(1) 出資 1億9350万円

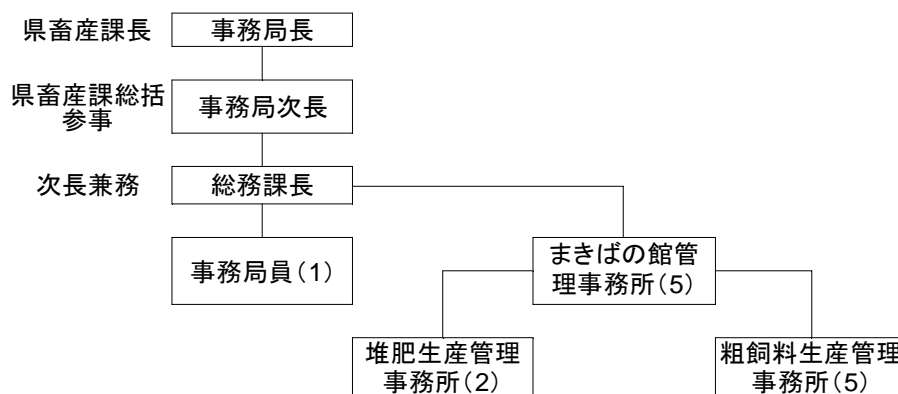
岡山県 1億4700万円

17市町村 1380万円

9農業団体 2930万円

その他 340万円

(2) 職員



主たる事務所では、事務局長（畜産課長）・事務局次長兼総務課長（畜産課総括参事）は県庁職員が兼務しており、県庁畜産課内に、事務局員1名（臨時）がいる。

まきばの館管理事務所には、職員2名と臨時職員3名がおり、ほかに、堆肥生産施設の管理業務に臨時職員2名、粗飼料生産業務に県派遣職員2名と臨時職員3名がいる。

合計すると、職員2名・県派遣職員2名・臨時職員8名で運営している。

#### 4 長期貸付金について

公社は、昭和51年に農畜産業振興事業団から運営基盤強化引当資産として1億3700万円の出資を受けた。公社は、桜野牧場、哲多肉用牛センターの経営等を行ってきた。昭和50年代に毎年赤字を計上し、累積欠損は、昭和59年には約3億1900万円に達したが、昭和60年から平成3年までは黒字で推移した結果約1億3200万円まで減少したが、牛肉の輸入自由化等により公社の経営が悪化し、徐々に増加し、平成11年には約5億1500万円に達した。

公社は、岡山県行財政改革大綱において、事業運営の見直し団体に指定され、平成12年に桜野牧場と哲多肉用牛センターの公社経営を廃止し、解散等も含め検討されたが、国や農畜産業振興事業団から上記出資金の返還は免れないという厳しい指導を受けた。そこで、岡山県は、公社を存続させることとし、平成13年、4億6000万円を無利息で長期貸付けをした。公社は、この借入れと補助金によって、県からの短期借入金と農林漁業金融公庫の借入金を一括償還した。なお、農畜産業振興事業団からの上記出資金は、中央畜産会からの助成基金で平成15年3月に返済し、同助成基金は、資産と負債に計上されていたが、平成20年度に処理がなされている。

岡山県が行った長期貸付金の支出に際しての起案理由は、公社の財務体質を強化し円滑な業務の推進を図るためとされている。なお、貸付けに際して分割返済の約定はなく、返済予定表もない。以後、長期貸付金の返済はなされていない。貸付契約による返済期限は平成23年3月31日である。

長期貸付金の理由となった年度別の損益状況は、次のとおりである。

## 岡山県畜産公社 年度別損益状況

(千円)

年度	売上高	売上原価	売上総利益	その他収入	利息収入	その他費用	当期利益	当期利益累積	備考
41-49							-5,172	-5,172	事業運営資金382百万円貸付
S50	37,037	48,167	-11,130	20,173	494	19,120	-9,583	-14,755	桜野牧場開設
S51	39,118	61,501	-22,383	70,883	3,916	69,768	-17,352	-32,107	
S52	43,868	85,480	-41,612	128,324	7,433	98,816	-4,671	-36,778	
S53	71,089	121,091	-50,002	146,606	1,802	121,579	-23,173	-59,951	
S54	207,718	252,288	-44,570	210,470	1,122	174,896	-7,874	-67,825	
S55	208,002	285,551	-77,549	124,705	955	117,217	-69,106	-136,931	
S56	239,328	329,686	-90,358	167,622	802	156,872	-78,806	-215,737	
S57	233,367	246,306	-12,939	65,682	1,183	128,007	-74,081	-289,818	哲多肉用牛センター開設
S58	249,672	260,309	-10,637	63,782	49,551	125,716	-23,020	-312,838	特別貸付金10億円
S59	261,884	266,877	-4,993	80,143	44,818	126,214	-6,246	-319,084	
S60	297,052	280,710	16,342	82,395	36,985	123,260	12,462	-306,622	
S61	342,990	279,802	63,188	99,125	9,571	130,042	41,842	-264,780	
S62	371,946	326,325	45,621	108,336	2,422	135,405	20,974	-243,806	
S63	338,482	309,112	29,370	68,578	36,871	120,055	14,764	-229,042	
H1	398,543	358,926	39,617	87,705	40,309	123,177	44,454	-184,588	
H2	365,497	356,724	8,773	271,137	68,545	304,281	44,174	-140,414	
H3	341,934	350,199	-8,265	171,032	89,312	243,972	8,107	-132,307	まきばの館開設・牛肉自由化
H4	269,299	321,572	-52,273	186,089	57,588	245,802	-54,398	-186,705	
H5	263,662	293,583	-29,921	188,143	41,463	237,995	-38,310	-225,015	
H6	266,178	292,330	-26,152	244,304	33,406	287,604	-36,046	-261,061	預金金利低下
H7	206,650	224,511	-17,861	172,744	18,150	221,055	-48,022	-309,083	
H8	224,270	246,276	-22,006	159,873	12,420	197,994	-47,707	-356,790	
H9	230,805	241,411	-10,606	145,750	13,283	185,023	-36,596	-393,386	
H10	207,328	196,172	11,156	115,210	13,006	155,913	-16,541	-409,927	
H11	108,929	170,973	-62,044	114,259	5,463	162,778	-105,100	-515,027	牧場経営廃止・10億円貸付解消
H12			0	85,459	327	79,205	6,581	-508,446	堆肥生産業務・長期借入金4.6億円・補助金64,716千円・借入金一括償還
H13				82,348	394	16,546	66,196	-442,250	粗飼料生産業務
H14				15,230	7	12,212	3,025	-439,225	
H15				13,440	60	10,906	2,594	-436,631	
H16				14,422	56	10,636	3,841	-432,790	
H17				14,200	688	11,128	3,760	-429,030	牧場貸付H22.3.31まで
H18				18,526	736	16,292	2,970	-375,816	公益法人会計基準改正
H19				11,000	1,170	8,955	3,215	-372,601	

※H18期首、公益法人会計基準の改正で「まきばの館」の資産が増加し、債務超過額が50,242,752円減少した

## 5 現状

## (1) 事業概要

## ア まきばの館管理業務

まきばの館の建物と駐車場と公園施設の維持管理業務

## イ 堆肥生産業務

総合畜産センターから受託

堆肥を生産する業務（水分調整・攪拌発酵槽への投入・切返し・運搬・販売等）

## ウ 粗飼料生産

総合畜産センターから受託

総合畜産センター内の草地及び飼料畑で飼料用の作物栽培

エ 浄水場保安管理業務

総合畜産センター内の浄水場の保安管理業務

(2) 運営

事業収益は、いずれも岡山県から随意契約で委託を受けた業務であり、経常収益の約86%を占めている。

堆肥販売収益は約41万円である。作られた堆肥は、農業者又は農業団体の一部にのみ格安で販売されており、袋詰めして通常ルートで販売すれば収入を増やすことが可能であるが、試験研究の一環であることを考慮して商業ベースでの販売は行っていないとの説明があった。

	科目	金額
事業収益	まきばの館管理受託事業収益	41,678,524
	堆肥生産業務受託事業収益	11,186,296
	粗飼料生産業務受託事業収益	30,128,246
受託補助金		4,325,000
受取事務費		5,709,431
雑収入	雑収益	2,046,013
	堆肥販売収益	410,001
	受取利息	531,262
<b>経常収益合計</b>		<b>96,014,773</b>
事業費	給料手当	31,659,529
	賃金	14,988,914
	福利厚生費	5,946,420
	消耗品費	6,466,248
	修繕費	4,677,787
	光熱水費	3,606,601
	委託費用	13,923,148
	減価償却費	1,746,991
	その他	4,185,419
	管理費	賃金
福利厚生費		305,844
減価償却費		2,354,612
その他		2,196,068
<b>経常費用合計</b>		<b>94,054,061</b>
<b>当期経常増減額</b>		<b>1,960,712</b>
法人税、住民税、事業税		121,000
<b>当期正味財産増加額</b>		<b>1,839,712</b>
<b>正味財産期末残高</b>		<b>-177,261,939</b>

## 6 県の外郭団体の見直し方針

県は、岡山県畜産公社について、類似団体との統合も視野に入れた業務委託先の検討、派遣している県職員4人を平成21年度末までに引き揚げ、県補助事業を縮小という方針を打ち出している。

## 7 監査意見

### (1) 畜産公社に対する随意契約による業務委託はやめるべきである（意見）

畜産公社は岡山県からの随意契約による受託業務で何とか収支を保っているが、いずれも総合畜産センター内の業務であり、畜産公社に委託しなくても、総合畜産センターが直接行うことも可能である。

これら業務はいずれも、随意契約である。随意契約の理由は、農業団体や畜産農家等と牧場事業などにより信頼関係を有している畜産公社への委託が最適であるとともに、人員配置の面からも、現在センターに隣接している「まきばの館」を管理運営している公社に委託することが一番合理的ということにすぎない。この理由では、入札に適しないとはいい難く、随意契約ができる例外的場合に該当するとはいい難い。少なくとも、今後、随意契約することは相当でなく、委託する場合には入札を行うべきである。

なお、県は、公社に対する県補助事業を縮小する方針を打ち出しており、その方向性は妥当である。

### (2) 岡山県外郭団体見直し基準に従って廃止の指導を行うべきである（意見）

岡山県外郭団体見直し基準では、累積欠損があり、かつ、経営状況等からみて累積欠損の解消が困難と判断されるものについて、廃止縮小の指導をすることとされている。

畜産公社に対する貸付金の元金返済は全くなされておらず、現状の業務を続けている限り今後の返済も見込めない。まして、救済的な随意契約を継続することは許されない。今後、ほとんど収入がなくなり、これまで以上に返済が厳しくなる。つまり、この貸付金は回収不能である。

このように岡山県畜産公社に対する貸付金は返済の目処が立たず、累積欠損の解消も困難であるので、この基準に従って廃止の指導を行うべきである。

## 第4 県営食肉地方卸売市場

### 1 施設概要



#### (1) 所在

岡山市中区桜橋1丁目2番43号

岡山駅から南南東へ約3.6km、岡山県庁から南へ2.3kmの旭川東岸に位置している。

岡山市、倉敷市という県南の消費地からは近いが、主に県の中北部に位置する生産地からは近いとはいえない。

岡山市中心部に位置しているため、地価を考えるとこれ以上の敷地の拡張は容易でなく、周辺住民の住環境に対する十分な配慮が必要となっている。



#### (2) 施設概要

敷地面積	15,630 m <sup>2</sup>	
延べ面積	9,979 m <sup>2</sup>	
・基幹処理棟	5,315 m <sup>2</sup>	処理能力(牛70頭/日、豚350頭/日)
・部分肉処理棟	1,987 m <sup>2</sup>	処理能力(牛35頭/日、豚280頭/日)
・管理棟	1,090 m <sup>2</sup>	
・研修棟	200 m <sup>2</sup>	
・汚水処理棟	200 m <sup>2</sup>	

- ・ 汚水処理増設棟 138 m<sup>2</sup>
- ・ 残渣冷蔵庫 60 m<sup>2</sup>

### 施設の概要

名称	区分	室名	面積 (m <sup>2</sup> )	取得価格 (円)
基幹処理棟				5,282,796,600
	卸売場施設	321.77m <sup>2</sup>	セリ場	162.57
			下見室	134.7
			買参人室	24.5
	買荷保管積込所施設	181.10m <sup>2</sup>	枝肉出荷場	61.2
			内臓出荷場	34.65
			プラット	85.25
	冷蔵庫施設		部分肉冷凍・冷蔵庫	64.42
			枝肉冷蔵庫	252.36
			枝肉保管庫	187.49
			懸肉・前室	135.26
			その他	159.56
	市場管理センター		トロリー室	108.25
			冷凍機室	67.52
			インクライン	54.85
			電気室	50.18
			機械工作室	49.35
			その他	450.86
	食肉処理施設		と畜解体室	734.49
			内臓処理室	363.41
			係留所(バース含)	1127.16
			その他	1007.23
	計			5315.26
部分肉処理棟				1,831,938,000
	買荷保管積込所施設	193.48m <sup>2</sup>	プラット	119.97
			枝肉リフト	46.12
			その他	27.39
	冷蔵庫施設等		部分肉冷凍・冷蔵庫	140.47
			枝肉保管庫	92.96
			その他	124.35
	加工処理高度化施設	514.40m <sup>2</sup>	部分肉加工室	351.22
			軽量梱包室	102.71
			その他	60.47
	市場管理センター		事務室・医療室等	263.36
			研修室等	113.66
			その他	544.24
	計			1986.92
管理棟(市場総合事務所)			1089.55	95,671,000
(株)岡山県食肉センター			973	
研修棟			199.98	52,083,000
隔離棟			16	10,458,000
汚水処理棟			199.97	476,771,400
汚水処理増設棟			138.3	380,654,400
残渣冷蔵庫			59.86	34,650,000



## 2 沿革

昭和37年	4月	岡山県営として、と畜場業務を開始。 岡山市営屠畜場の廃止を受けて、岡山県が引き継いだ。
昭和37年	8月	岡山県営食肉市場の業務を開始
昭和48年	1月	岡山県営食肉地方卸売市場に改称
昭和51年	7月	総合庁舎完成
昭和56年	12月	解体処理のオンライン化、冷蔵冷凍庫の増設
平成3年	3月	畜産物棟改築
平成7年	11月	公共下水道接続
平成11年	3月	汚水処理施設完成
平成14年	3月	基幹処理棟完成
平成16年	3月	部分肉処理棟完成
平成17年	3月	屋外施設（研修棟、隔離棟）及び職員駐車場等の整備
平成18年	10月	汚水処理増設棟及び残渣冷蔵庫の新設
平成21年	1月	不動体化施設の整備

「岡山県食肉産地体制基本構想提言」（平成7年3月）において、将来県内で生産される肉用牛については概ね2分の1の頭数、肉豚についてはほぼ全頭の処理が可能な能力とすることが望ましいとされて施設の処理能力が設定され、場所が現在地に選定され、平成10年度から平成18年度にかけて、施設と設備の大改修が行われた。

## 3 組織

### （1）県の組織と役割

県は、岡山県営食肉地方卸売市場及び岡山県営と畜場の開設者として、職員16名（総務課5名・業務課11名）体制で、次のア、イの事業を行っている。セリやと畜などの業務については外部の業者が行っており、県は、開設者兼施設所有者として、施設整備費・施設維持管理費・委託費・需用費などを負担している。

#### ア と畜場

- ① と殺及び解体の指導監督
- ② その他と畜場の管理

#### イ 県営食肉市場

- ① 県営食肉市場の秩序維持
- ② 卸売業者及び売買参加者の指導監督
- ③ その他食肉流通の改善合理化に必要な業務

## (2) 市場関係者

### ア 岡山県食肉荷受株式会社

全国農業協同組合連合会岡山県本部・家畜商・買参人などが出資している会社であり、岡山県営食肉卸売市場唯一の卸売業者である。岡山県から卸売市場内の事務所・せり場・冷蔵庫の使用許可を得て、県営食肉市場に出荷される肉畜の受託販売を行っている。平成20年度末の職員数は9名である。

### イ 岡山食肉市場関連企業組合

岡山県食肉荷受株式会社から委託を受けてと畜解体作業を行っている。岡山県から事務所の使用許可を受け、内臓の処理、買取り及び販売も行っている。平成20年度末の組合員数は32名である。

### ウ 株式会社岡山県食肉センター

岡山県が3分の1を出資し、全国農業協同組合連合会岡山県本部、岡山県食肉荷受株式会社、岡山県食肉売買参加者協同組合、及び、岡山県東部食肉事業協同組合が出資している会社であり、岡山県から土地と部分肉処理棟の使用許可を得て、県営食肉市場で買参人が購入した枝肉の部分肉受託加工、買取販売などの業務を行っている。岡山県の外郭団体である。平成21年4月1日時点での職員数は51名である。

### エ 岡山県食肉売買参加者協同組合（枝肉等をせり落とす買参人の組合）

### オ 岡山県食肉商業協同組合（と畜場のみを利用する、持ち帰り専門の業者の組合）

### カ 社団法人日本食肉格付協会岡山事務所（枝肉の等級を格付けする機関）

### キ 岡山県食肉事業協同組合連合会

### ク 岡山県食肉生活衛生同業組合

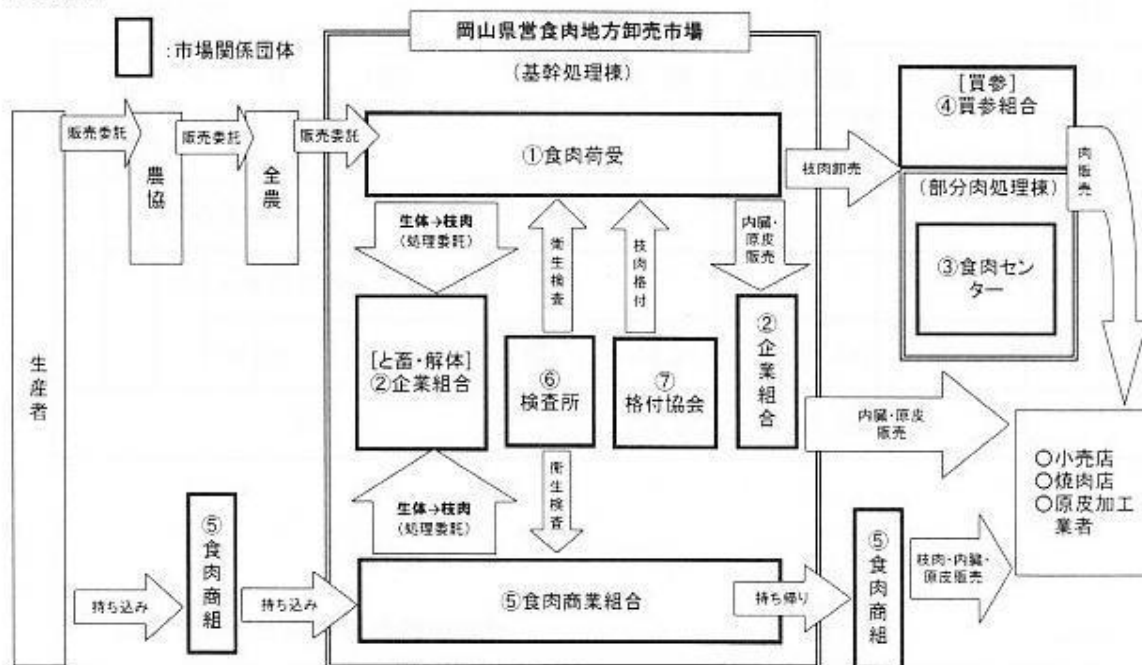
### ケ 岡山市食肉衛生検査所（と畜検査員が生体・と畜の衛生検査を実施）

## 4 現状

### (1) 市場の体制

#### 岡山県営食肉地方卸売市場の体制

1 流通体制図  
(主な流れ)



生産者から出荷された家畜は、農協から全農に販売委託されてと畜場に持ち込まれてセリにかけられる場合と、生体で業者に販売されてからと畜のためにと畜場に持ち込まれる場合がある。

岡山県営と畜場でと畜する場合、と畜を行おうとする者は、岡山県に対し、と畜場使用料と冷蔵庫保管料を支払い、業者にと畜解体料を支払い、岡山市に検査手数料を支払う。セリにかけた場合には販売手数料を支払う。

家畜が持ち込まれると、岡山県食肉荷受株式会社が荷受けして、と畜業務の委託及び卸売による販売の委託を受けて家畜を預かる。持ち込まれた家畜は、洗浄して係留される。岡山県食肉荷受株式会社は、と畜業務を岡山食肉市場関連企業組合に委託し、家畜が持ち込まれた翌日、同組合が基幹処理棟でと畜し、頭、四肢、内臓、皮などが除かれ、さらに背骨に沿って縦に二分割されて半丸枝肉となる。

頭部が切除されると、岡山市食肉衛生検査所が行うBSE検査にまわされる。解体の際に取り除かれる内臓は、特定危険部位を除き、同組合が洗浄処理して、BSE検査の結果、問題がなければ、同組合が購入する。

枝肉は、と畜のみを委託した場合を除き、枝肉冷蔵庫に送られ、格付けの後、セリにかけられる。セリ落とされた枝肉は、そのまま出荷される場合と部分肉加工を委託する場合がある。部分肉加工を行う場合、株式会社岡山県食肉センターが委託を受ける。

部分肉加工を行う場合には、半丸枝肉から骨を除去しつつヒレやロースなどと呼ばれる部位別に分割し、余分な脂肪を削って部分肉となり、出荷される。

## (2) と畜解体の時間

岡山県と畜場管理規則の定めは次のとおりである。

第二条 と畜場の受付時間及び使用時間は、次のとおりとする。

- 一 受付時間 午前八時三十分から午後二時まで
- 二 使用時間 午前八時三十分から午後四時まで

2 と畜場の休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日
- 三 十二月三十日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)

3 知事は、前二項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、当該受付時間、使用時間及び休業日を変更し、又は臨時に休業することができる。

この定めによると、県営と畜場の使用時間は、午前8時30分から午後4時までであるが、知事は、必要があると認めるときは、使用時間を変更することができることになっている。

現実のと畜業務は、通常、午前6時ころに始まり、通常は午前10時か10時30分ころまでに、繁忙期でも午前中には終了している。県からの説明によると、明確な書面はないが、上記管理規則第2条第3項により、知事が、必要があると認めて、開始時間を午前6時からに変更しているとのことであった。変更後の使用時間は、午前6時から午後4時ということになっている。

と畜業務終了後、と室の高圧水洗浄・湯洗い・消毒を行う。その終了後、県に報告があり、県・市の担当者と管理委託業者と一緒に確認を行う。通常は、午前中に確認が終了する。

なお、病畜については、上記使用時間外であっても、申請の都度、知事が必要があると認めることによって、と畜を行っている。

### (3) 岡山県営食肉地方卸売市場に関する岡山県の収支

#### ア 施設整備費の支払関係

県が起債するなどして施設整備を行ってきた。県は、毎年、元金償還の特別会計と利息償還の特別会計という2つの特別会計に一般会計から繰り出して、県債を償還している。また、施設老朽化等から修繕費は年々増加している。また、平成30年度までに新たな施設整備（と畜場・市場施設改修費約3億円、セリ機等市場管理システム更新約1億円、BSE特定危険部位焼却施設約1億円）が必要であるとされており、設備の老朽化等により、更新が必要になると更に県の負担が増大する可能性もある。これまでに、県は、施設整備費用として約106億円を拠出しており、その費用のために約90億円の県債を発行してきた。

整備費・県債償還表（平成21年度までに発行した県債の償還予定）

（円）

年度	整備費	起債額	償還元金	償還利子	償還合計	県債残高
9	268,194,729	0	19,724,021	7,113,136	26,837,157	83,254,654
10	508,252,604		18,631,432	5,743,660	24,375,092	64,623,222
11	275,676,150	99,000,000	20,016,349	5,767,390	25,783,739	143,606,873
12	726,329,580	190,000,000	21,504,208	7,630,322	29,134,530	312,102,665
13	4,526,567,370	638,000,000	23,102,665	15,536,228	38,638,893	927,000,000
14	360,328,590	3,986,000,000	0	70,255,725	70,255,725	4,913,000,000
15	3,675,311,220	305,000,000	7,569,666	84,892,652	92,462,318	5,210,430,334
16	334,548,306	3,331,000,000	202,675,152	128,297,134	330,972,286	8,338,755,182
17	152,277,875	145,000,000	195,593,764	137,557,262	333,151,026	8,288,161,418
18	363,474,990	142,000,000	216,530,810	136,985,154	353,515,964	8,213,630,608
19	0	358,000,000	332,345,562	139,311,663	471,657,225	8,239,285,046
20	334,950,000		341,059,938	134,958,576	476,018,514	7,898,225,108
21		334,000,000	496,719,901	133,923,067	630,642,968	7,735,505,207
22			512,776,519	126,774,069	639,550,588	7,222,728,688
23			524,829,410	118,285,944	643,115,354	6,697,899,278
24			550,642,533	109,518,871	660,161,404	6,147,256,745
25			559,807,852	100,353,552	660,161,404	5,587,448,893
26			585,696,113	90,956,035	676,652,148	5,001,752,780
27			595,486,856	81,165,292	676,652,148	4,406,265,924
28			605,443,337	71,208,811	676,652,148	3,800,822,587
29			615,568,387	61,083,761	676,652,148	3,185,254,200
30			615,662,126	50,838,016	666,500,142	2,569,592,074
31			587,938,512	40,732,970	628,671,482	1,981,653,562
32			399,039,735	31,738,615	430,778,350	1,582,613,827
33			383,861,119	25,071,821	408,932,940	1,198,752,708
34			244,609,617	19,161,787	263,771,404	954,143,091
35			245,169,122	15,071,694	260,240,816	708,973,969
36			131,479,280	11,436,588	142,915,868	577,494,689
37			127,485,847	9,281,861	136,767,708	450,008,842
38			124,791,405	7,171,537	131,962,942	325,217,437
39			115,966,201	5,149,421	121,115,622	209,251,236
40			117,866,809	3,248,813	121,115,622	91,384,427
41			25,491,298	1,682,756	27,174,054	65,893,129
42			22,494,597	1,205,949	23,700,546	43,398,532
43			22,946,738	753,808	23,700,546	20,451,794
44			10,124,149	358,667	10,482,816	10,327,645
45			10,327,645	155,171	10,482,816	0
合計	11,525,911,414	9,528,000,000	9,630,978,675	1,990,377,778	11,621,356,453	

※平成16年に借り換えた財政融資8500万円と7900万円を元金返済に追加した

イ 運営費関係

(ア) 従業員の状況

常勤の岡山県職員14名と非常勤の施設職員2名に対して、特別会計から人件費約1億3500万円が支出されている。

人件費一覧表

（円）

区分	人員数	給与手当・賃金	共済費	人件費計
県職員（常勤）	14	108,948,666	20,647,996	129,596,662
施設職員（非常勤）	2	4,750,220	838,730	5,588,950
合計	16	113,698,886	21,486,726	135,185,612

(イ) 地方卸売市場の収支概要

県営食肉地方卸売市場は、と畜場や冷蔵庫を利用させるとともに、場内の一部を関連団体に賃借させており、年間約4645万円のと畜場使用料収入と、約4567万円の賃借料収入があり、年間の収入は約9375万円である。これに対して、支出は、報酬、給料、手当等、共済費及び賃金の人件費約1億4000万円、需用費約2億9700万円、委託料約1億1300万円などがあり、合計で約5億7000万円である。加えて、県は、市場の利用促進のために、出荷奨励金約3847万円を支出している。支出総額は、6億円を超えている。

この結果、県営食肉地方卸売市場の収支は、約5億1500万円の支出超過となっており、利用料等の収入額は関連支出総額の15.4%となっている。

卸売市場の収支・平成13年・平成14年度との比較

収入	H20		
と畜場使用料収入	46,456,290		
地代収入	1,609,332		
賃借料収入	45,672,581		
未収賃借料収入	13,175		
預金利子収入	16		
計	93,751,394		
支出	H20	H14	H13
報酬	4,741,090	4,513,503	4,270,770
給料	59,878,716	66,584,100	65,771,100
職員手当等	49,069,950	50,304,905	53,526,659
共済費	21,486,726	21,145,743	21,212,076
賃金	4,750,220	4,047,432	3,394,468
旅費	335,947	682,638	725,593
交際費		10,000	10,250
需用費	297,400,924	169,689,562	96,148,588
役務費	13,791,502	9,483,743	5,019,582
委託料	113,722,980	58,778,670	34,567,524
使用料及び賃借料	14,910	96,860	156,835
工事請負費		18,775,050	0
備品購入費	973,350	10,003,246	8,632,043
負担金補助及び交付金	4,341,600	10,020,000	10,069,300
補償、補填		77,215	0
公課費	232,700	206,500	218,800
計	570,740,615	424,419,167	303,723,588
差引 収支差額	-476,989,221		
その他の関連補助金	38,477,000		
差引 収支差額	-515,466,221		

負担金補助及び交付金の内訳

(円)

区 分	支払先	地方卸売市場 運営費	その他の関連 補助金	合計
各種協会等負担金	α	2,137,600		2,137,600
食肉流通対策事業補助金	β	2,204,000		2,204,000
生産肉畜流通合理化事業補助金	γ		6,227,000	6,227,000
肉豚出荷奨励事業補助金	γ		32,250,000	32,250,000
合 計		4,341,600	38,477,000	42,818,600

※肉畜流通合理化事業の補助金（生産肉畜流通合理化事業補助金、肉豚出荷奨励事業補助金）は、全国農業協同組合連合会岡山県本部が事業主体となって同組合に支出されているが、同組合経由で岡山県営食肉地方卸売市場で処理された食肉の販売促進を図るために、奨励金を交付するものである。この奨励金は、事実上、県営食肉地方卸売市場の利用料金の減額効果を持つものであり、県営食肉地方卸売市場をいかすために交付されているのでその他の関連補助金とした。

(ウ) 需用費の内訳

県は、県営食肉地方卸売市場の開設者として、施設関係の需用費として年間約2億9700万円を負担している。そのうち、水道光熱費約2億円、修繕費約5200万円、と畜用の部品・消耗品費約2300万円、焼却炉等の灯油代約1000万円が目立っている。

需用費の内訳・平成13年・14年のとの比較を含む

(円)

区分	項目	H20金額	備考	H14	H13
燃料費	ガソリン	394,139	公用車・フォークリフト		
	軽油	91,019	トラック		
	灯油	10,618,101	焼却炉等		
	小計	11,103,259		2,103,561	4,121,333
光熱水費	電気	61,685,573			
	都市ガス	33,279,931			
	上水道	38,740,859			
	下水道	72,519,976			
	小計	206,226,339		134,095,967	65,410,633
修繕費	施設	52,177,061			
	自動車	203,988	公用車		
	庁用器具	413,501	フォークリフト		
	小計	52,794,550		10,133,998	12,817,234
その他	と畜用	23,845,881	と畜用部品・消耗品等		
	その他	3,430,895			
	小計	27,276,776		23,356,036	13,799,388
合 計		297,400,924		169,689,562	96,148,588



(エ) 委託料の内訳

県は、24件の委託契約を締結し、約1億1300万円を支払っている。うち、23件は随意契約である。毎年、同一業者に繰り返し委託されている契約が多い。

委託契約一覧

項目	内容	支払先	金額	契約方式
保守管理	1) 解体処理設備保守管理業務	A	21,000,000	随意契約
	2) 解体処理設備定期点検業務	A	14,700,000	随意契約
	3) 公害対策施設管理	B	12,531,750	随意契約
	4) せり機械及び生産管理保守	C	4,935,000	随意契約
	5) 電気機械設備保守管理業務	D	4,918,200	随意契約
	6) 冷凍設備定期検査等業務	E	2,467,500	随意契約
	7) 昇降機保守点検	F	1,335,600	随意契約
	8) 自家用電気工作物保守管理業務	G	955,195	随意契約
	9) 第一種圧力容器の性能検査及び受整備業務（基幹処理棟）	H	966,000	随意契約
	10) 第一種圧力容器の性能検査及び受整備業務（部分肉処理棟）	H	399,000	随意契約
	11) 貯水槽清掃、点検及び水質検査等業務（基幹処理棟）	H	803,775	随意契約
	12) 貯水槽清掃、点検及び水質検査等業務（部分肉処理棟・事務所棟）	H	609,000	随意契約
	13) 消防用設備等総合点検業務（警報設備・誘導灯設備・防火排煙設備）	I	735,000	随意契約
	14) 消防用設備等総合点検業務（消火器・消火設備・非常電源設備）	I	630,000	随意契約
	15) 中央監視システム保守点検	J	441,000	随意契約
	16) 自動制御設備点検	K	340,410	随意契約
清掃・場内作業	17) と畜場清掃作業維持管理業務	L	14,510,000	随意契約
	18) 廃棄物減量作業業務	L	12,663,000	随意契約
	19) 冷蔵庫入出庫業務	M	4,588,000	随意契約
	20) 作業場消毒・衛生維持管理	L	3,377,000	随意契約
	21) 豚・牛繋留場清掃作業	L	2,016,000	随意契約
	22) 市場清掃管理	N	2,992,500	入札
	23) 内臓汚物処理業務	O	1,188,000	随意契約
調査・研究	24) 牛と体不動体化調査業務	L	4,498,200	随意契約
合計			113,600,130	

以下、主な委託契約を列挙する。

1) 解体処理設備保守管理業務：2100万円

この業務は、施工業者に委託されている。その内訳は、同社から1人が243日常駐する人件費（60,000円/日）と247泊の宿泊費（9,800円/日）と51回の出張費（14,320円/回）と諸経費である。業務内容は、①異常発生時の調整、②翌日のための確認、③緊急事態の状況報告、④稼働状況及び点検結果の報告とされ、修繕費は別途支出されている。随意契約の理由は、基幹処理棟の構造に合わせて設計施工され、専門的知識と高度な技術が要求され、保守管理が可能な業者は施工業者に限定されるということとされている（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）。

2) 解体処理設備定期点検業務：1470万円

この業務は、施工業者に委託されている。その内訳は、日給25,000円の作業員延べ243人の点検を年2回行うというものである。点検項目は多岐にわたっている。これも随意契約とされている。随意契約の理由は1)と同様である。

17) 岡山県営と畜場清掃作業及び維持管理業務：1451万円

この業務は、と畜解体業者に委託されている。その内訳は、時給1,650円で2時間の清掃を240日間18人が行うというものである。業務内容は、と畜解体作業後に毎日行う高圧洗浄等の清掃と消毒作業をと畜解体業者に委託するというものである。随意契約の理由は、作業終了後遅滞なく、洗浄、消毒しなければならないことと、鮮血、肉片の飛散や牛・豚糞の悪臭もある特異な環境であることから通常の清掃作業及び業者では対応できないので、委託できる業者はと畜作業を行っている業者しかないということとされている（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）。

18) 産業廃棄物減量作業委託業務：1266万3000円

この業務は、内臓の処理と販売を行っている業者に委託されている。その内訳は、時給1,675円で7.5人が4時間の業務を240日間行うというものである。業務内容は、豚原皮や豚内臓等を適正に処理・保管し、副生物として有効利用する作業を委託するとされている。随意契約の理由は、と畜作業と一体的に行う必要がある業務であること、内臓等を産業廃棄物として処分するよりも経費面から効率的であることから、と畜業務を行っている業者に限定されるというものである（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）。

19) 冷蔵庫入出庫業務：458万8000円

この業務は、セリを行っている卸売業者に委託されている。その内訳は、日給9,600円で4人が半日間の業務を240日行うというものである。業務内容は、①セリ準備作業、②冷蔵庫内整理作業、③入庫作業、④出庫作業、⑤トrolley等整理作業、⑥冷蔵庫内清掃作業、⑦在庫調査、⑧報告である。随意契約の理由は、上記業務を行うことができる業者は本市場唯一の卸売業者である当該業者に限定されるとされている（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）。

(4) 全国の食肉市場との比較（農林水産省「食肉中央卸売市場及び指定市場の概要」平成21年6月版より）

ア 卸売市場の種類等

卸売市場は、中央卸売市場と地方卸売市場に大別される。中央卸売市場は、地方公共団体が農林水産大臣の認可を受けて開設するもので、食肉部門では全国に10市場がある。地方卸売市場は、都道府県知事の許可を受けて開設するもので、食肉の地方卸売市場は全国に22市場がある。22の地方卸売市場のうち、農林水産大臣が中央卸売市場に準ずる市場とみなして指定した市場を「指定市場」といい、現在18市場が指定を受けている。

食肉卸売市場は、すべての都道府県にあるというわけではない。北海道・東北地方では仙台1か所であり、本州の日本海沿岸には1か所もない。

イ 全国の卸売市場の運営主体

岡山県営食肉地方卸売市場の運営主体に関する特徴は次のとおりである。

(ア) 唯一の県営食肉市場

開設者は、都道府県が2市場、市が16市場、株式会社が9市場、財団法人が1市場である。

都道府県が開設しているのは、「東京都中央卸売市場食肉市場」「岡山県営食肉地方卸売市場」の2つのみであり、食肉を取り扱う地方卸売市場を都道府県が開設しているのは岡山県のみである。

(イ) 開設者・荷受機関・と畜解体業者・部分肉処理施設経営主体がすべて異なる。

開設者・荷受機関・と畜解体業者・部分肉処理施設経営主体がすべて異なるのは、名古屋市・神戸市・福岡市・浜松市・姫路市・西宮市の市営6市場と、加古川の財団法人開設市場と、岡山県営市場の計8市場である。

(ウ) と畜解体業者と内臓販売先が同一である。

と畜解体業者と内臓販売先が同一なのは、横浜、四日市、岡山の3市場のみである。なお、岡山以外の2市場は、荷受・と畜・内臓販売先がすべて同一である。

卸売市場運営比較表（農林水産省「食肉中央卸売市場及び指定市場の概要」平成21年6月版より）

所在	名称	種類	開設者	荷受機関	と畜解体業者	内臓販売先	部分肉処理施設の経営主体
仙台	仙台中央卸売市場食肉市場	中央	仙台市	仙台中央食肉卸売市場株式会社	仙台中央食肉卸売市場株式会社	売買参加者	仙台中央食肉卸売市場株式会社
さいたま	さいたま市食肉中央卸売市場	中央	さいたま市	さいたま食肉市場株式会社	さいたま食肉市場株式会社	大宮臓器食品株式会社	施設なし
東京	東京都中央卸売市場食肉市場	中央	東京都	東京食肉市場株式会社	東京都	東京芝浦臓器株式会社	施設なし
横浜	横浜中央卸売市場食肉市場	中央	横浜市	横浜食肉市場株式会社	株式会社横浜市食肉公社	株式会社横浜市食肉公社	仲卸業者（5社）
名古屋	名古屋中央卸売市場南部市場	中央	名古屋市	名古屋食肉市場株式会社	財団法人名古屋食肉公社	売買参加者	部分肉加工業者（5社）
京都	京都市中央卸売市場第二市場	中央	京都市	京都食肉市場株式会社	京都食肉市場株式会社	京都副生物卸協同組合	京都食肉市場株式会社
大阪	大阪市中央卸売市場南港市場	中央	大阪市	大阪市食肉市場株式会社	大阪市	大阪南港臓器株式会社他1社	大阪市仲卸食肉加工株式会社
神戸	神戸中央卸売市場西部市場	中央	神戸市	神戸中央畜産荷受株式会社	神戸西部ミート企業組合・神戸豚と友組合	ハイフログラフ・ミート協同組合他2社	株式会社ケイ・ピー・シー
広島	広島中央卸売市場食肉市場	中央	広島市	広島食肉市場株式会社	広島市	広島食肉センター株式会社	広島食肉市場株式会社
福岡	福岡中央卸売市場食肉市場	中央	福岡市	福岡食肉市場株式会社	福岡食肉市場関連企業組合	内臓業者	福岡食肉販売株式会社
茨城	茨城県中央食肉公社食肉地方卸売市場	指定	株式会社茨城県中央食肉公社	株式会社茨城県中央食肉公社	株式会社茨城県中央食肉公社	茨城県北鹿行食肉協同組合	株式会社茨城県中央食肉公社
宇都宮	宇都宮市食肉地方卸売市場	指定	株式会社栃木県畜産公社	株式会社栃木県畜産公社	株式会社栃木県畜産公社	栃木県臓器協同組合	株式会社栃木県畜産公社
群馬	株式会社群馬県食肉卸売市場	指定	株式会社群馬県食肉卸売市場	株式会社群馬県食肉卸売市場	株式会社群馬県食肉卸売市場	内臓業者	株式会社群馬県食肉卸売市場
川口	川口食肉地方卸売市場	指定	川口食肉荷受株式会社	川口食肉荷受株式会社	川口食肉荷受株式会社	内臓業者5社	施設なし
山梨	山梨食肉地方卸売市場	指定	株式会社山梨流通センター	株式会社山梨食肉流通センター	株式会社山梨食肉流通センター	売買参加者	株式会社山梨食肉流通センター
岐阜	岐阜市食肉地方卸売市場	指定	岐阜市	株式会社岐阜県畜産公社	岐阜市場調理師会	内臓業者	株式会社岐阜県畜産公社
浜松	浜松市食肉地方卸売市場	指定	浜松市	静岡県経済農業協同組合連合会	有限会社浜松ミート・浜松臓器株式会社	内臓業者	浜松食品加工株式会社
東三河	地方卸売市場東三河食肉流通センター	指定	株式会社東三河流通センター	愛知県経済農業協同組合連合会	豊橋食肉事業協同組合	内臓業者	株式会社東三河食肉流通センター
四日市	四日市市食肉地方卸売市場	指定	四日市市	株式会社三重県四日市畜産公社	株式会社三重県四日市畜産公社	株式会社三重県四日市畜産公社	株式会社三重県四日市畜産公社
南大阪	南大阪食肉地方卸売市場	指定	南大阪食肉市場株式会社	南大阪食肉市場株式会社	南大阪食肉市場株式会社	松原アディクションミート株式会社	加工業者（3社）
姫路	姫路市食肉地方卸売市場	指定	姫路市	姫路畜産荷受株式会社	と夫組合（任意組合）	内臓業者	姫路食肉協同組合
加古川	兵庫県加古川食肉地方卸売市場	指定	財団法人加古川食肉公社	加古川中央畜産荷受株式会社	と夫組合（任意組合）	内臓業者1社	加古川食肉産業協同組合
西宮	西宮市食肉地方卸売市場	指定	西宮市	西宮畜産荷受株式会社	牛は個人・豚は請負	内臓業者	施設なし
岡山	岡山県営食肉地方卸売市場	指定	岡山県	岡山県食肉荷受株式会社	岡山食肉市場関連企業組合	岡山食肉市場関連企業組合	株式会社岡山県食肉センター
坂出	香川県坂出食肉地方卸売市場	指定	株式会社香川県畜産公社	香川県農業協同組合	株式会社香川県畜産公社	内臓業者	株式会社香川県畜産公社
愛媛	愛媛県食肉地方卸売市場	指定	愛媛食肉公社	愛媛食肉公社株式会社	（枝肉搬入市場のため、なし）	（枝肉搬入市場のため、なし）	施設なし
佐世保	佐世保市食肉地方卸売市場	指定	佐世保市	佐世保食肉センター株式会社	佐世保食肉関連企業組合	買参人内臓組合	佐世保食肉センター株式会社
熊本	熊本市食肉地方卸売市場	指定	熊本市	熊本中央食肉市場株式会社	熊本市（業務委託）	内臓業者	施設なし

ウ 全国の卸売市場の施設比較

岡山市場は、全国28市場中、敷地面積が17位、冷蔵庫総面積が14位、と室面積が19位、牛馬の処理能力が17位、豚の処理能力が20位、小動物換算（牛を4倍して計算）の処理能力が23位という比較的小規模な市場であるが、部分肉処理施設面積は3位と突出している。ちなみに、部分肉処理能力は7-8位である。なお、浄化槽処理後公共下水道へ排水しているのは、岡山・四日市・南大阪・佐世保の4市場である。

卸売市場施設比較表（農林水産省「食肉中央卸売市場及び指定市場の概要」平成21年6月版より）

所在	名称	種類	開設者	敷地面積 m <sup>2</sup>	冷蔵庫 総面積 m <sup>2</sup>	と室面 積m <sup>2</sup>	処理能 力牛 馬	処理能 力豚	処理能 小換 算	部分肉 処理能 力牛	部分肉 処理能 力豚	部分肉 処理能 小換 算	浄化槽 トン ノ
仙台	仙台中央卸売市場	中央	仙台市	54940	3093	3016	200	950	1750	1993	50	400	1400
さいたま	さいたま市食肉中央卸売市場	中央	さいたま市	14758	1500	991	250	1000	2000			0	1400
東京	東京都中央卸売市場	中央	東京都	64108	10058	4056	450	1400	3200			0	4100
横浜	横浜市中央卸売市場	中央	横浜市	42600	3768	1490	105	800	1220	745	40	180	3000
名古屋	名古屋市中央卸売市場	中央	名古屋市	60721	3365	1341	100	1000	1400	6004	150	400	1000
京都	京都市中央卸売市場	中央	京都市	29469	1140	1188	120	165	645	260	25	150	250
大阪	大阪市中央卸売市場	中央	大阪市	100000	5439	1177	200	1000	1800	908	50	100	300
神戸	神戸市中央卸売市場	中央	神戸市	14137	1126	919	100	200	600	661	20	50	130
広島	広島市中央卸売市場	中央	広島市	53986	1738	1902	160	720	1360	739	35	150	290
福岡	福岡市中央卸売市場	中央	福岡市	47000	2132	1276	120	450	930	1264	35	245	385
茨城	茨城県中央食肉公社	指定	株式会社茨城県中央食肉公社	107756	2815	1746	100	1600	2000	675			800
宇都宮	宇都宮市食肉地方卸売市場	指定	株式会社栃木県畜産公社	41198	472	1492	40	1200	1360	1003	40	650	810
群馬	群馬県食肉卸売市場	指定	株式会社群馬県食肉卸売市場	89761	2448	1289	150	3000	3600	1771	50	800	1000
川口	川口食肉地方卸売市場	指定	川口食肉荷受株式会社	5746	450	900	130	750	1270	60	30	30	150
山梨	山梨食肉地方卸売市場	指定	株式会社山梨食肉流通センター	7835	507	647	50	800	1000	482	20	80	160
岐阜	岐阜市食肉地方卸売市場	指定	岐阜市	21879	907	97	75	600	900	268	3	20	32
浜松	浜松市食肉地方卸売市場	指定	浜松市	25698	1067	1515	40	1040	1200	307	4	204	220
東三河	地方卸売市場東三河食肉流通センター	指定	株式会社東三河食肉流通センター	56795	1760	280	65	1100	1360	643	12.5	500	550
四日市	四日市市食肉地方卸売市場	指定	四日市市	10759	784	493	50	350	550	150	6		24
南大阪	南大阪食肉地方卸売市場	指定	南大阪食肉市場株式会社	32848	1437	1253	200	300	1100	1985	業者に異なる	業者に異なる	1080
姫路	姫路市食肉地方卸売市場	指定	姫路市	12562	407	498	50	100	300	250	10	20	60
加古川	兵庫県加古川食肉地方卸売市場	指定	財団法人加古川食肉公社	13226	705	136	150	150	750	196	10		40
西宮	西宮市食肉地方卸売市場	指定	西宮市	9548	587	910	60	250	490				0
岡山	岡山県営食肉地方卸売市場	指定	岡山県	15630	1157	734	70	350	630	1987	35	280	420
坂出	香川県坂出食肉地方卸売市場	指定	株式会社香川県畜産公社	22574	584	681	50	600	800	616	30	500	620
愛媛	愛媛県食肉地方卸売市場	指定	愛媛食肉公社株式会社	10075	300	なし	なし	なし	なし				
佐世保	佐世保市食肉地方卸売市場	指定	佐世保市	10317	1252	1135	60	560	800	998	30	220	340
熊本	熊本市食肉地方卸売市場	指定	熊本市	10454	466	661	40	630	790				0
岡山市場のランキング				17	14	19	17	20	23	3	7	7	8

## エ 全国の卸売市場の取引実績

全国での市場流通シェア（全国と畜頭数のうち、中央卸売市場と指定市場で取引されている割合）は、牛34.6%、豚13.2%にすぎない。ちなみに、大都市札幌を有する全国一の畜産都道府県である北海道には、食肉卸売市場はない。

併設と畜場のと畜頭数と市場取引成立頭数を比較すると、地方に行くに従ってと畜頭数の方が多く、大都市圏では市場取引成立頭数が多くなっている。

岡山県営食肉地方卸売市場の平成20年度の取引実績は、牛6060頭、豚5万3655頭であり、併設と畜場のと畜頭数をわずかに下回っている。岡山県営食肉地方卸売市場が全国の卸売市場の中で占める取引実績の割合は、牛1.43%、豚2.51%である。

岡山県営食肉地方卸売市場の取引頭数は、全国28市場中、和牛が20位、乳用肥育おす牛13位、乳用めす牛13位、牛の取引成立頭数18位、牛のと畜頭数22位、豚の取引成立頭数13位、豚のと畜頭数16位であり、取引頭数面から見ても比較的小規模である。

なお、隣県の市場（広島・姫路・加古川・西宮・坂出）（計6市場）と比較すると、牛の取引成立頭数は4位、牛のと畜頭数は6位（最下位）、豚の取引成立頭数は1位、豚のと畜頭数は2位となっており、比較的豚の割合が高い市場といえることができる。

卸売市場取引実績（農林水産省「食肉中央卸売市場及び指定市場の概要」平成21年6月版より）

所在	名称	牛						豚						
		和牛	乳用肥 育おす 牛	乳用め す牛	その 他の牛	取引成 立頭数	併 設と 畜頭 数	極上	上	中	並	等外	取引成 立頭数	併 設と 畜頭 数
仙台	仙台中央卸売市場 食肉市場	11777	3803	7343	5	22928	24911	9	11451	14180	13810	8811	48261	126246
さいたま	さいたま市食肉中央 卸売市場	2945	4347	13535	1	20828	20703	29	13771	16338	13576	7052	50766	50763
東京	東京都中央卸売市場 食肉市場	77914	29759	40709		148382	91963	724	78253	90060	34074	20492	223603	205975
横浜	横浜中央卸売市場 食肉市場	6655	4540	9067	172	20434	15989	11	46250	65399	17126	9264	138050	123905
名古屋	名古屋市中央卸売市場 南部市場	6710	6267	2150	422	15549	13175	7	87252	81518	35018	18758	222553	222553
京都	京都市中央卸売市場 第二市場	6529	710	920	17	8176	8174	1	4135	4983	4553	980	14652	14653
大阪	大阪中央卸売市場 大南港市場	17316	12666	7060		37042	36855	16	17975	31228	21643	11587	82449	80888
神戸	神戸中央卸売市場 西部市場	13869	6	31	153	14059	14034	31	4498	3849	1650	382	10410	10410
広島	広島中央卸売市場 食肉市場	1702	4720	4170	28	10620	10663		16273	13766	5921	1160	37120	36924
福岡	福岡中央卸売市場 食肉市場	8924	2167	2597	3166	16854	17022	154	36804	23850	11313	3456	75577	77189
茨城	茨城県中央食肉公社 食肉流通センター	3460	1796	4078		9334	15577	38	49114	60101	30063	20145	159461	305438
宇都宮	宇都宮市食肉地方卸 売市場	1089	263	187		1539	4915	45	13316	19385	12345	8681	53772	244938
群馬	株式会社群馬県食肉 卸売市場	4269	5009	6868		16146	16659	329	172239	198059	53881	37936	462444	465303
川口	川口食肉地方卸売市 場	1950	1951	2307		6208	6225		5113	4456	2781	1637	13987	14002
山梨	山梨食肉地方卸売市 場	1619	263	2578		4460	5629	3	6689	9656	4864	1776	22988	36491
岐阜	岐阜市食肉地方卸売 市場	5488	332	42		5862	7092	403	36978	22434	9806	4963	74584	83352
浜松	浜松市食肉地方卸売 市場	1094	1271	1254	1	3620	3647	9	36878	42833	14718	6471	100909	120857
東三河	地方卸売市場東三河 食肉流通センター	915	5953	2752		9620	11887		71884	59035	22795	13129	166843	203861
四日市	四日市市食肉地方卸 売市場	577	239	71	2	889	5193	251	34542	22846	14322	8244	80205	82251
南大阪	南大阪食肉地方卸売 市場	4343	5119	4507	85	14054	13937						0	6645
姫路	姫路市食肉地方卸売 市場	1347	6319	837	237	8740	10454	2	1692	2021	396	58	4169	4390
加古川	兵庫県加古川食肉地 方卸売市場	2981	1968	2000	959	7908	13250						0	0
西宮	西宮市食肉地方卸売 市場	722	2644	390		3756	16329						0	46182
岡山	岡山県営食肉地方 卸売市場	1250	2760	2050		6060	6881	9	26769	18623	6810	1444	53655	53977
坂出	香川県坂出食肉地方 卸売市場	665	4187	791		5643	9125	11	14757	7157	2893	1463	26281	81695
愛媛	愛媛県食肉地方卸売 市場													0
佐世保	佐世保市食肉地方卸 売市場	3951	193	437	2	4583	10723	25	9264	5043	1805	2221	18358	101469
熊本	熊本市食肉地方卸売 市場	524	499	88	183	1294	8959		0	47	48	577	672	38179
計		190585	109751	118819	5433	424588	419971	2107	795897	816867	336211	190687	2141769	2838536
	岡山県の占める割合	0.66%	2.51%	1.73%	0.00%	1.43%	1.64%	0.43%	3.36%	2.28%	2.03%	0.76%	2.51%	1.90%
	全国と畜頭数					1227026							16190545	
	市場流通シェア					34.60%							13.23%	
岡山市場のランキング		20	13	15		18	22	14	11	13	15	19	13	16

岡山県産の肉用牛・乳用牛・豚が全国の市場に持ち込まれた数は、「卸売市場別岡山県産牛豚入場数」表記載のとおりである。岡山県産の牛豚が岡山市場に持ち込まれる割合は、肉用牛28.92%、乳用牛76.15%（牛全体で46.60%）、豚64.33%である。これは、①家畜流通が広域化していること、②県内の畜産農家にとって、県営食肉地方卸売市場が必要とされている程度、③肉用牛の7割以上が県外市場に持ち込まれていることを示している。

卸売市場別岡山県産牛豚入場数（農林水産省「食肉中央卸売市場及び指定市場の概要」平成21年6月版）

所在	名称	種類	開設者	岡山県産 肉用牛	%	岡山県産 乳用牛	%	牛計	%	豚	%
東京	東京都中央卸売市場食肉市場	中央	東京都	658	9.73%	1	0.02%	659	6.10%		
横浜	横浜市中中央卸売市場食肉市場	中央	横浜市	300	4.44%			300	2.78%		
京都	京都市中央卸売市場第二市場	中央	京都市	384	5.68%			384	3.55%		
大阪	大阪市中央卸売市場南港市場	中央	大阪市	1288	19.05%	3	0.07%	1291	11.95%	14175	21.83%
神戸	神戸市中央卸売市場西部市場	中央	神戸市	4	0.06%			4	0.04%		
広島	広島市中央卸売市場食肉市場	中央	広島市	26	0.38%	637	15.74%	663	6.14%		
南大阪	南大阪食肉地方卸売市場	指定	南大阪食肉市場株式会社	282	4.17%	106	2.62%	388	3.59%		
姫路	姫路市食肉地方卸売市場	指定	姫路市	748	11.07%	11	0.27%	759	7.02%	742	1.14%
加古川	兵庫県加古川食肉地方卸売市場	指定	財団法人加古川食肉公社	309	4.57%			309	2.86%		
西宮	西宮市食肉地方卸売市場	指定	西宮市	15	0.22%	20	0.49%	35	0.32%	1907	2.94%
岡山	岡山県営食肉地方卸売市場	指定	岡山県	1955	28.92%	3081	76.15%	5036	46.60%	41764	64.33%
坂出	香川県坂出食肉地方卸売市場	指定	株式会社香川県畜産公社	791	11.70%	187	4.62%	978	9.05%	6331	9.75%
合計				6760	100%	4046	100%	10806	100%	64919	100%

#### オ 岡山県営食肉地方卸売市場での取引価格と手数料

前述のとおり、岡山県産の牛豚が県外市場に持ち込まれている割合は相当高い。その理由を探るため、各市場における平成20年度の取引価格と手数料を調査した。

##### (ア) 取引価格比較

取引価格における岡山県営食肉地方卸売市場のランキングは、上質な肉用牛（A-5・A-4）で3-4位と高く、乳用肥育去勢牛（B-3・B-2）では21・26位と低く、上中並の豚は9・5・1位と高い。牛の内臓価格24位、豚の内臓価格19位で、内臓価格は低い。

岡山県産の牛豚が最も多く持ち込まれている県外市場である大阪市場と比較しても、乳用牛と上ランクの豚を除くと岡山県営食肉地方卸売市場の方が高い。

岡山県営食肉地方卸売市場の取引価格は比較的高いという結果からみると、取引価格が県外市場に持ち込まれている理由となっているとはいえない。



卸売市場別取引価格（農林水産省「食肉中央卸売市場及び指定市場の概要」平成21年6月版より）

所在	名称	種類	開設者	牛					豚					
				去勢和牛A-5	去勢和牛A-4	乳用肥育去勢牛B-3	乳用肥育去勢牛B-2	内臓	極上	上	中	並	等外	内臓
仙台	仙台市中央卸売市場食肉市場	中央	仙台市	2403	1973	1226	979	14180	700	499	477	430	359	1107
さいたま	さいたま市食肉中央卸売市場	中央	さいたま市	2281	1908	1216	922	12446	580	514	494	445	357	513
東京	東京都中央卸売市場食肉市場	中央	東京都	2368	1971	1247	947	19396	643	522	492	443	363	498
横浜	横浜市中央卸売市場食肉市場	中央	横浜市	2336	1937	1212	919	20827	691	520	497	462	381	470
名古屋	名古屋中央卸売市場南部市場	中央	名古屋市	2329	1950	1166	865	31311	533	507	466	370	18758	1106
京都	京都市中央卸売市場第二市場	中央	京都市	2398	2017	1304	1010	22437	688	543	519	463	339	284
大阪	大阪市中央卸売市場南港市場	中央	大阪市	2346	1972	1231	971	24799	785	537	508	470	330	321
神戸	神戸市中央卸売市場西部市場	中央	神戸市	2912	2377	1232	856	17762	507	536	503	456	357	348
広島	広島市中央卸売市場食肉市場	中央	広島市	2386	2005	1136	820	13916		527	493	443	220	261
福岡	福岡市中央卸売市場食肉市場	中央	福岡市	2302	1917	1181	895	25356	621	533	503	460	296	969
茨城	茨城県中央食肉公社食肉地方卸売市場	指定	株式会社茨城県中央食肉公社	2407	2030	1304	965	14876	731	526	492	454	390	457
宇都宮	宇都宮市食肉地方卸売市場	指定	株式会社栃木県畜産公社	2348	2007	1332	1038	21522	537	516	490	430	348	995
群馬	株式会社群馬県食肉卸売市場	指定	株式会社群馬県食肉卸売市場	2369	1986	1258	1031	14088	555	510	497	469	371	407
川口	川口食肉地方卸売市場	指定	川口食肉荷受株式会社	2302	1918	1236	893	18172		515	491	449	343	511
山梨	山梨食肉地方卸売市場	指定	株式会社山梨食肉流通センター	2315	1933	1236	959	15949	1425	552	519	454	322	576
岐阜	岐阜市食肉地方卸売市場	指定	岐阜市	2395	2085	1189	937	20759	560	427	501	432	305	504
浜松	浜松市食肉地方卸売市場	指定	浜松市	2205	1981	1308	1028	19428	733	530	500	453	327	316
東三河	地方卸売市場東三河食肉流通センター	指定	株式会社東三河食肉流通センター	2338	2039	1315	919	20499		535	513	464	308	396
四日市	四日市市食肉地方卸売市場	指定	四日市市	2254	1864	1148	844	19809	545	535	506	450	318	455
南大阪	南大阪食肉地方卸売市場	指定	南大阪食肉市場株式会社	2195	1837	1163	873	24605						
姫路	姫路市食肉地方卸売市場	指定	姫路市	2370	2203	1217	914	18000	592	535	499	435	185	140
加古川	兵庫県加古川食肉地方卸売市場	指定	財団法人加古川食肉公社	2558	2351	1242	1004	23310						
西宮	西宮市食肉地方卸売市場	指定	西宮市	2276	2006	1257	902	22712						
岡山	岡山県営食肉地方卸売市場	指定	岡山県	2486	2104	1103	868	13076	671	533	510	485	304	261
坂出	香川県坂出食肉地方卸売市場	指定	株式会社香川県畜産公社	2331	2031	1228	834	19539	591	548	535	485	266	150
愛媛	愛媛県食肉地方卸売市場	指定	愛媛食肉公社株式会社											
佐世保	佐世保市食肉地方卸売市場	指定	佐世保市	2397	1978	1071	706	9063	772	525	498	456	279	121
熊本	熊本市食肉地方卸売市場	指定	熊本市	2305	1963	1166	1019				436	384	193	164
岡山市場のランキング				3	4	26	21	24	9	9	5	1	18	19

## (イ) 卸売市場利用料金比較

牛についての市場利用料金における岡山県営食肉地方卸売市場のランキングは、検査手数料 8 位（岡山市）、と畜解体料 1 3 位（岡山食肉市場関連企業組合）、と畜場使用料 2 3 位（岡山県）、冷蔵庫保管料 1 4 位（岡山県）で、合計 1 8 位である。岡山県の取得する使用料が低いことを除き、全体として平均的金額となっている。

豚についての市場利用料金における岡山県営食肉地方卸売市場のランキングは、検査手数料 7 位（岡山市）、と畜解体料 1 位（岡山食肉市場関連企業組合）、と畜場使用料 2 2 位（岡山県）、冷蔵庫保管料 1 9 位（岡山県）で、合計 1 位である。岡山県の取得する使用料や冷蔵庫保管料を低く抑えているが、と畜解体料が高額で、全体として全国で一番高額となっている。

大阪市場と比較すると、牛は岡山の方が低いが豚は岡山の方が高いという結果となっている。

この結果からみると、豚のと畜解体料が高いため、豚の手数料が高額となっているが、全国農業協同組合連合会岡山県本部ルートで岡山県営食肉地方卸売市場に持ち込まれた場合には、「肉畜流通合理化事業」で食肉市場会計とは別に全農経由で奨励金が支給されており、この奨励金が事実上手数料を減額する効果を持っている。

県外市場へ出荷している農家にアンケートをとって見ないと理由は分からないが、少なくとも、市場の利用料金は肉用牛の 7 0 % 以上が県外市場に持ち込まれている理由とは認められない。

利用料金比較（農林水産省「食肉中央卸売市場及び指定市場の概要」平成21年6月版より）

所在	名称	種類	開設者	牛					豚				
				検査手数料	と畜解体料	と畜場使用料	冷蔵庫保管料1日	合計	検査手数料	と畜解体料	と畜場使用料	冷蔵庫保管料1日	合計
仙台	仙台市中央卸売市場食肉市場	中央	仙台市	1000	6075	2390	473	9938	300	1100	699	158	2257
さいたま	さいたま市食肉中央卸売市場	中央	さいたま市	700	6090	4015	378	11183	300	998	815	176	2289
東京	東京都中央卸売市場食肉市場	中央	東京都	1200	使用料を含む	12000	350	13550	310	使用料を含む	1200	90	1600
横浜	横浜市中央卸売市場食肉市場	中央	横浜市	600	5775	1575	305	8255	300	1050	365	142	1857
名古屋	名古屋市中央卸売市場南部市場	中央	名古屋市	700	4725	2310	483	8218	300	1050	756	231	2337
京都	京都市中央卸売市場第二市場	中央	京都市	200	4200	1753	368	6521	100	1050	588	210	1948
大阪	大阪市中央卸売市場南港市場	中央	大阪市	200	使用料を含む	7350	315	7865	100	使用料を含む	1638	158	1896
神戸	神戸市中央卸売市場西部市場	中央	神戸市	700	4410	1325	350	6785	220	1050	714	92	2076
広島	広島市中央卸売市場食肉市場	中央	広島市	530	使用料を含む	4232	169	4931	210	使用料を含む	1274	180	1664
福岡	福岡市中央卸売市場食肉市場	中央	福岡市	400	3161	2068	400	6029	200	1040	893	182	2315
茨城	茨城県中央食肉公社食肉地方卸売市場	指定	株式会社茨城県中央食肉公社	600	3150	3675	315	7740	300	735	1050	105	2190
宇都宮	宇都宮市食肉地方卸売市場	指定	株式会社栃木県畜産公社	730	3045	2205	316	6296	310	893	735	158	2096
群馬	株式会社群馬県食肉卸売市場	指定	株式会社群馬県食肉卸売市場	700	3413	3413	210	7736	300	840	840	105	2085
川口	川口食肉地方卸売市場	指定	川口食肉荷受株式会社	700	7350	3675	210	11935	300	1365	525	105	2295
山梨	山梨食肉地方卸売市場	指定	株式会社山梨食肉流通センター	750	4620	4200	525	10095	320	840	840	105	2105
岐阜	岐阜市食肉地方卸売市場	指定	岐阜市	700	4200	2520	420	7840	300	1050	840	210	2400
浜松	浜松市食肉地方卸売市場	指定	浜松市	1000	3150	2242	224	6616	380	950	917	112	2359
東三河	地方卸売市場東三河食肉流通センター	指定	株式会社東三河食肉流通センター	800	3058	3150	315	7323	400	826	1155	158	2539
四日市	四日市市食肉地方卸売市場	指定	四日市市	800	8925	2100	420	12245	300	1207	577	210	2294
南大阪	南大阪食肉地方卸売市場	指定	南大阪食肉市場株式会社	200	使用料を含む	7350	315	7865	100	使用料を含む	2100		2200
姫路	姫路市食肉地方卸売市場	指定	姫路市	490	2820	2540	420	6270	160	650	1040	220	2070
加古川	兵庫県加古川食肉地方卸売市場	指定	財団法人加古川食肉公社	490	4100	3150	300	8040	165	1000	1050	120	2335
西宮	西宮市食肉地方卸売市場	指定	西宮市	490	4200	4000	210	8900	165	750	1000	63	1978
岡山	岡山県営食肉地方卸売市場	指定	岡山県	700	3886	1930	320	6836	300	1596	600	110	2606
坂出	香川県坂出食肉地方卸売市場	指定	株式会社香川県畜産公社	500	3360	3476	525	7861	200	630	1166	158	2154
愛媛	愛媛県食肉地方卸売市場	指定	愛媛食肉公社株式会社				500					200	
佐世保	佐世保市食肉地方卸売市場	指定	佐世保市	650	2772	2310	315	6047	330	889	1208	158	2585
熊本	熊本市食肉地方卸売市場	指定	熊本市	400	3100	1100	180	4780	200	1146	600	90	2036

岡山市場のランキング	8	13	23	14	18	7	1	22	19	1
------------	---	----	----	----	----	---	---	----	----	---

## (5) 海外の実情と日本の状況

オーストラリアでは、日本の企業グループによる一貫生産体制も行われている。オーキーホールディングス社のワイアラ牧場は、約6000ヘクタールと山手線の内側に相当する広大な敷地（牛の最大収容頭数約7万5000頭）で牛を飼育し、同じグループのオーキーアバトゥア社は、約292haの敷地に工場を作り、約700名の従業員で1日2000頭の牛を処理し、部分肉を真空包装し、冷蔵・冷凍して日本へ輸出している。この工場では、1日8時間の念入りな清掃・洗浄を行っているとされている。

海外では、このような一貫生産体制を採用する大規模なミートパッカーによる企業再編や買収が行われている。

日本では、多数の小規模な食肉センター（と畜場）が存在しており、一貫生産体制が整っているとはいえない。しかし、その一方で、株式会社による一貫生産体制を行っている食肉センターも見られるようになってきた。

ちなみに、北海道には、次のとおり14の食肉センターがあるが、市町村営3か所を除く11か所は株式会社が経営している。なお、北海道に卸売市場はない。

### 北海道の食肉センター

名 称	設置者	処理能力		
		大動物	小動物	小動物換算
(株)北海道チクレンミート 北見食肉センター	会社	92	140	416
(株)北海道畜産公社 道央事業所 早来工場 早来食肉流通センター	会社	100	1200	1500
池田町食肉センター	市町村	50	0	150
(株)坂本商事函館工場	会社	35		105
岩見沢精肉センター	市町村	0	330	330
かみふらの工房食肉センター	会社	0	500	500
名寄市立食肉センター	市町村	30	0	90
日本フードパッカー(株)道南工場と畜場	会社	30	900	990
(株)北海道畜産公社 道東事業所 根釧工場	会社	100	240	540
日本フードパッカー(株)道東工場と畜場	会社	30	550	640
(株)北海道畜産公社 北見事業所 北見地区総合食肉流通センター	会社	100	414	714
(株)北海道畜産公社 道東事業所 十勝工場 十勝総合食肉流通センター	会社	300	500	1400
(株)北海道畜産公社 道央事業所 函館工場	会社	43	360	489
(株)北海道畜産公社 上川事業所 上川総合食肉流通センター	会社	80	660	900

日本国内の各市場は、厳しい状況の中で、BSE対策等による設備投資を迫られ、いずれも厳しい運営を行っている。その中で、運営方法の改善に取り組んできた市場もある。例えば、福岡市の食肉市場は、以前、現在の岡山県営食肉地方卸売市場と類似の運営形態であったが、平成12年の移転新設を機に、福岡市は施設を所有する開設者にとどまるものの、市場利用料の徴収や運営費の負担も含めて市場とと畜場の運営を卸売会

社に委託するという公設民営型に変更した。その結果、人件費の削減で支出の削減効果はあったが、設備費の償還と運営補助金の支出は残ったようである。

## 5 現状分析

### (1) 流通における食肉卸売市場の役割の低下

全国での市場流通シェア（全国と畜頭数のうち、中央卸売市場と指定市場で取引されている割合）が、牛34.6%、豚13.2%にすぎない。市場外での流通が圧倒的に多いことは、食肉市場の役割は相対的に低いことを示している。ちなみに、食肉卸売市場は、大都市札幌を有する全国一の畜産都道府県である北海道には存在せず、東北地方には1か所しかなく、本州の日本海沿岸には1か所もない。そして、卸売市場が存在しない都道府県において食肉流通に支障は生じていない。

### (2) 県内産肉畜の出荷動向

「岡山県食肉産地体制基本構想提言」（平成7年3月）によると、その当時、県内産肉用牛約2万5100頭のうち約1万0400頭が、肉豚約7万5000頭のうち約3万7000頭が県内で処理され、ほかのものは京阪神等県外に生体で出荷されている状況において提言がなされ、その後、地産地消を目指して県営食肉地方卸売市場の大改修が行われた。しかし、現時点においても、少なくとも肉用牛については相当数が県外に生体で出荷されるという出荷動向は続いている。出荷先の選定理由についてはさらに調査を要するが、市場利用料や取引価格だけが理由ではないようである。特に、肉用牛の71%が県外市場に持ち込まれている現状を直視する必要がある。

このことは、県営食肉地方卸売市場の改修が肉用牛の出荷動向面では想定していたほどの効果を上げていないことを示している。

### (3) と畜場の稼働率について

食の安全が求められている現在、と畜業務を行う場所は、衛生的かつ清潔で検査体制が充実したものでなければならない。そのため、と畜解体業務を行う場合、大規模かつ衛生的な設備に対する多額の投資が必要となっている。一般に、多額の設備投資費用を効率よく回収するためには、工場の稼働率を上げることが必要である。オーストラリアの例では1日2000頭の牛を処理する形で工場のラインが十分に稼働しているものと考えられる。これに対し、岡山県営と畜場でと畜解体が行われている時間は、午前6時から午前10時30分ころまでの4時間30分程度にすぎない。

この稼働時間は、一つには、県が設備を設置・維持・管理・修繕して設備を利用させているので、利用者は設備投資費用の回収を考える必要がないという現在の運営体制が影響していると考えられる。

また、市場流通シェア自体が低いことと、県外市場への出荷動向をみると、処理能力に満たない数の肉畜しかもちこまれていないことも影響しているものと思われる。

市場利用率の向上のために、岡山県は、利用料を下げ、多額の市場運営費を負担し、かつ、出荷奨励金を出すなどの方策を行ってきたが、出荷動向に大きな変化はみられない。

#### **(4) 設備費の負担**

岡山県は、これまでに行った設備投資（合計約100億円）の県債（総額約90億円）償還のため、平成20年度には約4億7600万円の支払を行った。平成21年度には県債償還額が約6億3000万円に増加し、6億円以上の償還が平成31年度まで継続する。さらに、公の施設見直しシートによると、平成21年度からの10年間で、と畜場・市場施設改修費約3億円、セリ機等市場管理システム更新費約1億円、BSE特定危険部位焼却施設費約1億円の設備建設費用の支出と、毎年4500万円程度の修繕費を見込んでいるようである。さらに、いずれ、老朽化による設備更新が必要となるので、現在の運営形態を維持する限り、県の設備支出は永遠に継続すると予想される。

#### **(5) 運営費の負担**

岡山県は、施設を所有し、施設の整備・補修・管理を行っている。

岡山県食肉荷受株式会社は、岡山県から施設の使用許可を受け、全農等から荷受をし、と畜及び販売を受託している。

岡山食肉市場関連企業組合は、岡山県食肉荷受株式会社から委託を受けて、と畜解体を行っている。

この役割分担の中で、岡山県は、需用費・委託料などの食肉地方卸売市場費として、上述した県債の償還のほかに年間約5億7000万円を支出している。

さらに、県は、市場利用促進のために、「肉畜流通合理化事業」による補助金約3850万円を支出している。

これに対し、市場関係での岡山県の収入は、1億円に満たない（約9375万円）。

現状のまま、運営を継続している限り、運営費として、毎年5億円以上のコストが必

要となる。

以下、需用費と委託料の状況を説明する。

#### ア 需用費

需用費の総額は約3億円で、うち水道光熱費が約2億円である。需用費は、設備投資前の平成13年と比較すると約3.1倍に増加している。水道光熱費と修繕費の増加が際立っている。新規設備導入等が水道光熱費を増加させ、設備が徐々に老朽化してきていることが修繕費を増加させていると思われる。

水道光熱費のうち、岡山市水道局に支払っている上下水道料が約1億1000万円である。立地条件から、水量が少なく塩分が混じるため地下水が使用しにくく、工業用水道の利用にも整備が必要で利用できていないことが影響している。

また、と畜用部品・消耗品等の購入費約2384万円のうち、約1187万円を同一の業者から購入しているが、そのほとんどである135件が10万円未満で購入されている。

#### イ 委託料

上述のとおり、委託料の総額は約1億1300万円であり、設備投資前の平成13年と比較すると約3.3倍に増加している。設備投資により保守点検等が増加したことも委託料増加の原因になっている。委託料のほとんど(24件のうち23件)が随意契約であり、その大半が毎年継続されている。

## 6 公の施設見直しシート

岡山県は、平成20年11月、財政構造改革プランを発表するにあたり、公の施設の見直しを行い、検討結果を公の施設見直しシートとして、ホームページで公表した。県営食肉地方卸売市場についての検証の結果は次のとおりである。

# 公の施設見直しシート

番号(連番) 128・129

施設所管課 農林水産部畜産課

施設名(愛称)	岡山県営と畜場、岡山県営食肉地方卸売市場	設置年月日	昭和37年4月1日
所在地	岡山市桜橋1丁目2-43	管理者	岡山県
設置目的	食用に供するために行う獣畜の処理と食肉取引の適正化と流通の円滑化を図り、以て県民生活の安定に資する。		
根拠法令等	と畜場法、卸売市場法		
設置条例	岡山県営と畜場条例(昭和37年岡山県条例第17号)、岡山県営食肉地方卸売市場条例(昭和47年岡山県条例第45号)		

## 【現状分析】

### ○施設概要

事業内容	1 と畜場 (1)と殺及び解体の指導監督、(2)その他と畜場の管理 2 県営食肉市場 (1)県営食肉市場の秩序維持、(2)食肉の保管 (3)卸売業者及び売買参加者の指導監督 (4)その他食肉流通の改善合理化に必要な業務		
施設の種類	<input type="checkbox"/> スポーツ <input type="checkbox"/> 自然 <input type="checkbox"/> 観光・集客 <input checked="" type="checkbox"/> 産業振興 <input type="checkbox"/> 文化 <input type="checkbox"/> 研修 <input type="checkbox"/> 貸館 <input type="checkbox"/> 福祉・相談 <input type="checkbox"/> 試験研究 <input type="checkbox"/> その他		
施設内容	敷地面積 15,630㎡ ・基幹処理棟 5,315㎡ ・部分肉処理棟 1,987㎡ ・管理棟 1,090㎡   ・研修棟 200㎡   ・汚水処理棟 200㎡ ・汚水処理増設棟 138㎡   ・残渣冷蔵庫 60㎡		
利用対象者	肉畜生産者、売買参加者、荷受会社 ほか	利用者数	15年度 — 16年度 — 17年度 — 18年度 — 19年度 —
料金体系	・と畜場使用料(頭)牛1,930円、豚600円・市場使用料 売上金額の0.2%・冷蔵庫使用料(1日1頭)牛320円、豚110円	施設職員数	県職員数 14 人 施設常勤職員 人 施設非常勤職員 2 人
県内の代替・類似施設	なし(と畜のみ行っている施設は県内に2カ所(津山市営、井原市営)ある)		

### ○費用(コスト)

#### 1)施設運営費用(施設ベースの収支状況) (単位:千円)

区分	H17決算	H18決算	H19決算	H20予算	
支出	施設管理費	367,443	387,615	384,318	382,738
	人件費	137,837	132,724	133,252	125,252
	その他	19,951	20,832	20,427	20,006
	計	525,231	541,171	537,997	527,996
収入	料金(利用料・使用料)	66,193	67,707	68,202	71,626
	指定管理料				
	等				
	その他	459,038	473,464	469,795	456,370
計	525,231	541,171	537,997	527,996	

#### 2)施設建設費用 (単位:千円)

合計	10,607,274	
内訳	一般財源	824,263
	国庫支出金	753,011
	起債	9,030,000
	その他	

県費負担額	459,038	473,464	469,795	456,370
うち県職員人件費	137,837	132,724	133,252	125,252

#### 3)施設修繕・大規模改修費用(今後10年間:平成21年度から平成30年度) (単位:千円)

毎年経常的に必要な修繕費	項目	金額	今後10年間に必要となる大規模な改修費	項目	金額
	と畜場関係施設修繕	35,000		と畜場・市場施設改修	300,000
市場関係施設修繕	7,500	セリ機等市場管理システム更新	100,000		
その他修繕	2,500	BSE特定危険部位焼却施設	100,000		
10年間の修繕費計		450,000	合計	500,000	

#### 4)利用者1人当たりの県費負担額

H19県費負担額 / H19利用者	(単位:円)
	—

#### 5)施設設置による具体的効果

主な項目	内容



【在り方の検討】

〇見直しの視点を踏まえた検証

【施設名 と畜場、食肉卸売市場 】

見直しの視点	検証項目	A	B	特記事項
県設置の意義	① 民間、市町村等への譲渡が法令上可能か。	<input checked="" type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 不可能	
	② 県が整備し、市町村が運営する施設で、地元市町村に譲渡したほうが有効に活用できるか。	<input type="checkbox"/> できる	<input type="checkbox"/> できない	
	③ 恒常的に県下全域からの広域的利用がされているか。	<input checked="" type="checkbox"/> いる	<input type="checkbox"/> いない	
	④ 社会経済情勢の変化等により、県として施設設置の意義が薄れていないか。	<input type="checkbox"/> いる	<input checked="" type="checkbox"/> いない	
類似施設との競合	⑤ 市町村や民間により、類似のサービスが提供されているか。	<input type="checkbox"/> いる	<input checked="" type="checkbox"/> いない	
	⑥ (上欄Aの場合) その分野のサービスを市町村や民間に委ねることが可能か。	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 不可能	
施設の利用率	⑦ 目標の利用率に達しているか。利用者は増加しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> いる	<input type="checkbox"/> いない	
	⑧ (上欄Bの場合) 施設利用者を増加させるために大幅な施設整備費が必要か。	<input type="checkbox"/> 必要	<input type="checkbox"/> 不必要	
管理運営コスト	⑨ 利用料金制を導入している施設の場合、管理運営費のうち県支出額が1/2以上とされていないか。	<input checked="" type="checkbox"/> いる	<input type="checkbox"/> いない	
	⑩ 県支出額や毎年の修繕費が増加していないか。	<input checked="" type="checkbox"/> いる	<input type="checkbox"/> いない	
	⑪ 今後10年間で大規模な改修・修繕が必要か。	<input checked="" type="checkbox"/> 必要	<input type="checkbox"/> 不必要	

番号	施設名 (所管部局、所在地)	開設	素案(8月27日公表)
			見直し内容
128 ・ 129	岡山県営と畜場・岡山県 営食肉地方卸売市場 (農林水産部、岡山市)	S37  H11 ～ H18 改	〈存続〉 ・県内でと畜される牛・豚の8割程度を処理しており、 また、卸売市場を併設し効率化が図られていることから存続

## 7 指摘事項及び監査意見

### (1) 委託の必要性について見直すべきである (意見)

「岡山県営と畜場清掃作業及び維持管理業務」は、と畜作業後の清掃・消毒業務であるが、と畜場使用後に清掃・消毒することは、と畜解体という一連の業務の一部であって、翌日使用するためにも必要な業務である。と畜場使用後に清掃・消毒することを、と畜場使用許可の条件にすることも含めて委託の必要性について再検討すべきである。

「産業廃棄物減量作業委託業務」は、豚原皮や豚内臓等を適正に処理・保管し、副生物として有効利用するというものであるが、豚原皮や豚内臓は、売買の対象となっている商品である。既に商品として取引されているものをあえて産業廃棄物とみて、これを有効利用する必要があるのかどうかについて、再検討すべきである。

「冷蔵庫入出庫業務」は、セリを行うために必要な業務であり、どの範囲が卸売業者としての本来業務で、どの範囲が開設者である県が行うべき業務なのかについて再検討すべきである。

### (2) 随意契約ができる場合に該当するかどうかに関して、個別具体的に精査して見直すべきである (指摘事項)

「解体処理設備保守管理業務」「解体処理設備定期点検業務」「岡山県営と畜場清掃作業及び維持管理業務」「産業廃棄物減量作業委託業務」及び「冷蔵庫入出庫業務」は、いずれも「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)」に該当することを理由として随意契約がなされている。

委託している内容は、「解体処理設備保守管理業務」が機械の調整、確認、報告、「解体処理設備定期点検業務」が機械の点検、「岡山県営と畜場清掃作業及び維持管理業務」が清掃、消毒、「産業廃棄物減量作業委託業務」が内臓処理、保管、「冷蔵庫入出庫業務」が冷蔵庫の入出庫等であり、作業自体をみると、ほかにこれを行える業者がない特殊なものではない。

「解体処理設備保守管理業務」及び「解体処理設備定期点検業務」は、基幹処理棟の構造に合わせて設計施工され、専門的知識と高度な技術が要求され、保守管理が可能な業者は施工業者に限定されるという理由で、毎年継続的に随意契約がなされている。

この点、「解体処理設備保守管理業務」について、仮に機械の調整、確認に特殊な技能が必要なのであれば、誰かを研修させて技能を修得することで対応可能ではないかと県の担当者に質問したところ、そのような検討は行っていないとの回答であった。

「解体処理設備定期点検業務」について、委託業務に含まれる個別具体的作業を切り分けて、そのうちどの作業部分が施工業者でないと行えない特殊性があるのかと県の担当者に質問したところ、個別具体的作業を切り分けるというような検討は行っていないとの回答であった。この委託業務について県から業者に問合せしたところ、業者から下請15社を使用しているとの回答があったとのことである。下請可能な業務が多数あることからみても、どの部分が施工業者でないと行えない特殊性があるのかについて精査が必要である。

これら2件の委託業務は、金額が相当高額で毎年継続的に随意契約されていることに加え、多額の修繕費が別途支出されていることも勘案すると、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するかどうかについて、不断に見直しを行う必要がある。しかるに、上述の検討すらなされていないことをみると、不断の見直しがなされているとは評価し難い。

「岡山県営と畜場清掃作業及び維持管理業務」「産業廃棄物減量作業委託業務」及び「冷蔵庫入出庫業務」は、前述のとおり委託の必要性自体を再検討すべきであるが、作業自体も特殊とはいえず、後述するとおり「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」とは評価し難い。別に業者がないことを理由にするのであれば、まず、入札を行うべきである。

まず、「岡山県営と畜場清掃作業及び維持管理業務」について、随意契約の理由は、

作業終了後遅滞なく、洗浄、消毒しなければならないことと、鮮血、肉片の飛散や牛・豚糞の悪臭もある特異な環境であることから通常の清掃作業及び業者では対応できないので、委託できる業者はと畜作業を行っている業者しかないというものであるが、と畜作業員と洗浄作業員を分けて作業させることは十分に考えられるところである。オーストラリアの工場では、毎日8時間の清掃・洗浄作業が行われているとのことであるが、8時間という作業時間からみると、清掃・洗浄作業は、と畜作業員とは別の作業員が行っているものと想定できる。

次に、「産業廃棄物減量作業委託業務」について、随意契約の理由は、と畜作業と一体的に行う必要がある業務であること、内臓等を産業廃棄物として処分するよりも経費面から効率的であることから、と畜業務を行っている業者に限定されるというものであるが、と畜作業と内臓処理作業とは基幹処理棟の別のフロアで行われており、別の業者が行うことが不可能なほど一体的とはいえない。

次に、「冷蔵庫入出庫業務」について、業務内容は、①セリ準備作業、②冷蔵庫内整理作業、③入庫作業、④出庫作業、⑤トロリー等整理作業、⑥冷蔵庫内清掃作業、⑦在庫調査、⑧報告であり、随意契約の理由は、上記業務を行うことができる業者は本市場唯一の卸売業者である当該業者に限定されるというものであるが、上記②ないし⑧の業務は、冷蔵倉庫を管理している会社が通常行っている業務であり、入札に適さない業務とはいえない。

なお、県は、「本号（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）の適用により同一業者と長期にわたり随意契約している場合には、随意契約による弊害が生じる原因となるため、業務内容を仕様書などで具体的に提示することや履行が可能な複数の業者の把握を行い、競争性、公平性、透明性を高める観点から、可能な限り競争入札へ移行するよう努めること」と指導しているが、食肉地方卸売市場における随意契約については、この指導に沿った対応がなされているとはいえない。

### **(3) 立会いの方法によって委託業務に必要な人員を把握して、次年度の査定にいかすべきである（意見）**

「解体処理設備定期点検業務」は、年2回、週末（金曜日の作業終了時から日曜日まで）に行われているものであるが、県は立会いをしていないだけでなく、入退場のチェックもしていない。

提出された報告書では、施工業者と下請と思われる電気工事業者を合わせて6名程度しか確認できなかったため、県に対して実際に作業している人数を質問したところ、把握していないとの回答であった。実作業人数について、県が業者に確認したところ、下請15社を含めて49名が来ているとの回答があったとのことである。49人それぞれが何時間作業したかという質問についても、県は把握していないとの回答であった。県から委託先の施工業者に確認したところ、同社にも入退場の記録はなく、当日、朝点呼で確認しているが、帰りのチェックは行っていないとの回答であった。

なお、見積上、1回の点検につき25,000円の作業員が延べ243人で点検を行うことになっているが、49人全員が丸2日半作業したとしても計算上延べ人数に足りない。

県が年2回週末に行われる作業に立ち会わず、入退場のチェックすら行うことなく、毎年、随意契約を継続してきたことは、「業務内容を仕様書などで具体的に提示することや履行が可能な複数の業者の把握を行い、競争性、公平性、透明性を高める観点から、可能な限り競争入札へ移行するよう努めること」という県の指導に沿った対応とはいえない。県は、委託業務に必要な人員のチェックを厳格に行って、次年度の査定にいかすべきである。

#### (4) 下請を使用した場合には、下請負届出書の提出を指導すべきである（指摘事項）

「解体処理設備定期点検業務」における「現場代理人等の氏名通知及び下請負予定届」の書面中の「下請けに付する予定はない」に○が付されているが、報告書及び上記回答によれば下請を使用していることは明らかである。契約上、下請に付した場合には「下請負届出書」を提出することになっている。提出された報告書に下請業者の名称が掲載されているにもかかわらず、県は、下請に出されていることを把握していなかったようである。15社すべてについて「下請負届出書」の提出を指導すべきである。

#### (5) 反復的に交換が予定される消耗部品については、同業他社に見積合わせの機会を与えるべきである（意見）

県営食肉地方卸売市場は、と畜用の消耗部品について、1回の発注額10万円未満で年間135回にわたり、見積合わせの手続を行うことなく、特定の業者から総額約1187万円の物品を購入している。競争性、公平性、透明性を高める観点から、反復的に

交換が予定される消耗部品については、計画的に必要な予定数を見積り発注することにより、同業他社に見積合わせに参加する機会を与えるべきである。

#### (6) 水道光熱費の削減の可能性について多面的に検討すべきである（意見）

需用費の総額は約3億円で、うち水道光熱費が約2億円で、うち電気代が約6168万円、岡山市水道局に支払っている上下水道料が約1億1126万円である。設備投資前の平成13年と比較すると、需用費全体が約3.1倍、水道光熱費も約3.1倍に増加しており、需用費の総額は、歳入総額の約3倍に上っている。毎年の運営費を削減するためには、需用費の削減が不可欠である。

中でも、上下水道利用料約1億1126万円だけで歳入を上回っている。特に、下水道利用料は約7252万円と高額である。一時処理後、公共下水道へ排水しているのは、岡山を含めて4市場のみで、そのうち2市場は市が運営している。二次処理を行って下水道を利用しないことが可能かどうか、可能であるとすれば、下水道を利用した場合と二次処理を行った場合とのコスト比較について検討を行うべきである。

また、地下水の利用や、工業用水の利用についても、設備コストも含めて再検討すべきである。さらに、焼却炉等の廃熱利用等も含めて、水道光熱費の削減方策を多面的に検討すべきである。

#### (7) と畜場使用時間について、規則と実態の齟齬を解消すべきである（意見）

岡山県営と畜場管理規則第2条第1項によると、と畜場の使用時間は、午前8時30分から午後4時までと規定されている。しかし、現実には、午前6時からと畜業務が開始されている。このように、と畜場使用時間について、規則と実際とで齟齬が生じている。

この点について、県からの説明によると、明確な書面はないが、上記管理規則第2条第3項により、知事が、必要があると認めて、使用時間を午前6時から午後4時までに変更しているとのことであった。

なお、病畜については、申請の都度、県知事が、必要があると認めて、上記使用時間外もと畜場の使用を認めているとのことである。この取扱いによると、病畜の場合、と畜場は24時間使用可能である。しかしながら、管理規則を変更した後の使用時間は、午前6時から午後4時までということであるので、病畜の場合の使用時間との齟齬は依然として残っている。

規則の使用時間を変更しているのであれば、少なくとも、これを明示して周知すべきである。変更した使用時間が継続するのであれば、速やかに規則の改正を行うべきである。

**(8) 県は、市場開設者の地位を離れ、必要不可欠な補助と監督のみを行い、市場の運営と管理は民間事業者に委ねる方向性について検討に入るべきである（意見）**

財政再生団体への転落回避に向けて財政危機宣言を行った岡山県の財政状況で、年間約6億円の県債支払いに加え、年間約5億円の管理運営コストを負担し続けることは非常に厳しい。委託費や需用費の検討によって、管理運営コストの削減努力を行うべきことはもちろんであるが、これを行っても多額な運営費負担が残る。そこで、県が市場開設者であり続ける必要性について検討することとした。

県設置の意義に関して、食肉卸売市場を経由しない流通の割合が高く、市場が存在しない都道府県において食肉流通に問題は生じていないこと、県内産肉畜の一部は他県の市場に生体で出荷されていること、他県では民間事業者が市場開設者となっている例もあること等を勘案すると、県が市場開設者でなければならないという必要性は乏しい。

この点、県は、公の施設見直しシートで、県下全域からの広域的利用がされていること及び社会情勢の変化等により、県として施設設置の意義は薄れていないと判断しているが、県内産肉用牛の71%が県外の市場に出荷されているような状況からすると、県下全域からの広域的利用を過大評価すべきでなく、全国での市場流通シェアが、牛34.6%、豚13.2%にすぎないという状況、食肉市場は各県に必須のものではないこと等を十分に勘案しておらず、評価の前提に疑問が残る。

類似施設との競合に関して、県内産肉畜の出荷動向など食肉流通が広域化しているのであるから、岡山県外にも目を向けて類似サービスの有無を検討すべきであり、県外に目を向ければ、類似サービスが提供されていることは明らかである。類似サービスが提供されていることを前提として、民間に委ねることが可能かどうかについて検討すべきである。

この点、県は、公の施設見直しシートで、民間により類似のサービスが提供されていないと判断しているが、県内だけに目を向けるのは誤りである。

施設の利用率に関して、県は、公の施設見直しシートで、目標の利用率に達しており、利用者が増加していると判断している。確かに、豚の処理頭数は徐々に増加してきてい

るが、現在の稼働率では施設整備費を回収することはおろか、今後も多額の運営費が必要となることを直視して、目標利用率の見直しが必要である。

管理運営コストに関して、県は、公の施設見直しシートで、利用料金で管理運営費の半分すら賄えておらず、修繕費が増加しており、今後10年間で大規模な修繕が必要と評価している。この評価は正しいが、このようなコストを支出しても県営で継続すべきという結論に至る理由が全く示されていない。

県は、見直しの結果、「県内でと畜される牛・豚の8割程度を処理しており、また、卸売市場を併設し効率化が図られていることから存続」との結論を導いている。しかし、市場外流通の割合が高いこと、県外の市場に生体で出荷されている県内産肉畜の割合も相当あることが無視されているだけでなく、どのような点で効率化が図られているのかが明らかにされていない。

他の都道府県にある市場も、相当額の設備費や運営費を自治体が負担している状況のようであるが、中央卸売市場について公設民営など運営方法の見直しを行って、ある程度の成果を上げているところもある。

中央卸売市場と異なり、地方卸売市場は、民間が開設者となることも法律上可能であり、民間が開設者となっている市場も複数存在している。

上述のとおり、食肉地方卸売市場について他県では民間による運営が行われており、県が開設者であり続ける必要性は乏しく、財政危機の状況において多額の運営コストを支出してもなお県が開設者であり続ける理由は見いだせない。県民全体の負担を少しでも軽減するため、県は、市場開設者の地位を離れ、必要不可欠な補助と監督のみを行い、市場の運営と管理は民間事業者に委ねる方向性について検討に入るべきである。

**(9) 市場の運営と管理を行う民間事業者が現れない場合には、「市場」を廃止して、民間事業者に、設備を譲渡するか、食肉センターとして設備のみを利用させる方向性も検討すべきである（意見）**

世界的にみても、日本国内の大生産地においても、と畜から部分肉加工パッキングまで流れ作業で行って販売するという形態が主流となりつつある。この形態で設備稼働率を高めない限り、民間事業者が収益をあげることは難しい。他方、市場流通シェアをみると卸売市場の相対的地位は低く、卸売市場のない都道府県において食肉流通における問題は生じていない。上記検討の結果、卸売市場の開設者となる民間事業者が現れない



場合には、市場を廃止して、民間事業者に、設備を譲渡するか、食肉センターとして設備のみを利用させる方向性も検討すべきである。

### 第3款 林業分野

岡山県の林務行政は、農林水産部の林政課及び治山課が担当課である。岡山県は財政再生団体への転落が危惧されるほど財政難にあり、財政構造改革プランを策定し、持続可能な財政構造への改革を進めているところであるが、このような危機的状況下において、林務行政が前例主義に陥り硬直的になっていないか、合理的かつ効率的に行われているのかを検証することとした。

#### 【岡山県の林務行政の推進方針】

岡山県は、林務行政の推進方針として、森林の持つ多面的機能の発揮や林業の持続的かつ健全な発展に資するために、林業の生産性の向上と県産材の需要拡大を目指して緊急的・効果的な事業の重点化を図り、新おかやま夢づくりプランの基本戦略である「安全・安心の岡山」及び「産業と交流の岡山」の創造に向けて、諸施策を林業関係者、県民との緊密な連携の下、総合的に推進することとしている。

#### 【岡山県の林務行政の執行状況】

林務行政の平成20年度の施業体系別予算は、以下の表のとおりである。財源のうち、「国庫支出金」を除く「その他」と「県費」がほぼ岡山県の支出に相当する。

(表1) 平成20年度施業体系別予算 (単位：千円)

基本方針		事項名	20年度 予算額	国庫 支出金	その他	県費
生産性の高い林業の推進と山村振興	1	森林計画樹立事業費	66,662	24,545		42,117
	2	森林整備地域活動支援交付金事業費	457,813	185,195	181,713	90,905
	3	森林審議会費	538			538
	4	林業振興地域対策費				
	5	大規模林道推進事業費	216,956	540		216,416
	6	林業・木材産業構造改革事業費	15,500			15,500
	7	森林組合経営改善事業資金貸付金	10,334		10,334	
	8	林業担い手対策事業費	52,562	1,525	40,928	10,109
	9	林業振興基金事業費	583,165		475,400	107,765

基本方針		事項名	20年度 予算額	国庫 支出金	その他	県費
	10	林業改善資金貸付金	805,779		805,779	
	11	林業改善資金貸付金 特別会計繰出金	1,797			1,797
	12	冷夏・長雨緊急対策 農林事業元利償還助 成事業費	80,683			80,683
	13	特用林産物生産振興 事業費	4,141			4,141
	14	岡山県造林事業等特 別会計	216,010	4,950	211,060	
	15	おかやまの森整備公 社経営改善対策費	67,387,000		67,387,000	
	16	岡山県おかやまの森 整備公社経営改善推 進基金積立金	244,521		244,521	
	17	岡山県造林事業等特 別会計繰出金	1,462,744		1,300,538	162,206
	18	林業技術普及指導費	13,272	3,274	870	9,128
	19	林業試験研究費	11,996		1,978	10,018
	20	林業試験場運営費	16,066			16,066
	21	水源の森整備事業費	27,285		27,285	
循環資源である 木材利用の推進	22	県産材需要拡大対策 事業費	93,589	12,150	430	81,009
	23	木とふれあう環境づ くり推進事業費	29,926		29,926	
	24	木材加工技術試験研 究費	31,899	16,034		15,865
	25	木材加工技術センタ ー運営費	14,597		445	14,152
県民の直接参加 による森林づく りの推進	26	ゆめ・みらい・おか やまの森づくり推進 事業費	21,756		21,756	
	27	森林公園管理運営費	41,778			41,778
	28	おかやまの森づくり 情報発信事業費	8,180		8,180	
	29	21世紀の森管理費	22,425			22,425
	30	おかやまの森づくり 県民基金事業費	573,932		13,748	560,184

基本方針		事項名	20年度 予算額	国庫 支出金	その他	県費
自然力を活用した森林の保全	31	森林害虫防除費	11,371	2,926		8,445
	32	松くい虫防除事業費	78,880			78,880
林政課計			72,603,157	251,139	70,761,891	1,590,127
自然力を活用した森林の保全	33	治山事業費	1,545,477	739,147	803,800	2,530
	34	森林維持管理事業費	57,712		56,500	1,212
	35	過年災害治山林道復旧事業費				
	36	過年災害単県治山復旧事業費	1,125			1,125
	37	森林保全再生事業費	19,138		19,138	
	38	風倒木等活用林道整備事業費	8,936		8,936	
	39	山火事予防総合政策事業費	3,250			3,250
	40	山火事予防総合政策事業費	4,074	2,036		2,038
自然力を活用した森林の保全	41	森林保全巡視費	50,963	1,946		49,017
	42	保安林管理費	34,026	12,948		21,078
	43	治山林道災害復旧事業費	319,848	225,855	91,900	2,093
	44	単県治山災害復旧事業費	8,905			8,905
	45	林地開発指導費	709			709
生産性の高い林業の推進と山村振興	46	森林整備事業費 (造林補助事業費)	1,139,275	794,008		345,267
	47	森林整備事業費 (林道整備事業費)	764,420	500,375	253,300	10,745
	48	森林整備事業費 (農林水産基盤整備費)	28,066			28,066
	49	間伐等森林整備促進 対策事業費	63,399	63,399		
	50	森林保全再生事業費	332,893		332,893	

基本方針		事項名	20年度 予算額	国庫 支出金	その他	県費
	51	造林事業推進指導費	241		41	200
	52	優良種苗確保事業費	10,616	1,050	427	9,139
	53	森林国営保険受託費	7,882	7,882		
	54	ふるさと林道緊急整備事業費				
	55	小規模林道整備事業費	188,240		163,000	25,240
治山課計			4,589,195	2,348,646	1,729,935	510,614
林政課・治山課計			77,192,352	2,599,785	72,491,826	2,100,741

林務行政のうち、No.15 のおかやまの森整備公社経営改善対策費が 6 7 3 億円と突出した額である。また、No.14 岡山県造林事業等特別会計の県営林維持管理費 1 1 7, 0 3 7 千円のうち 8 2, 6 1 5 千円、No.16 岡山県おかやまの森整備公社経営改善推進基金積立金 2 4 4, 5 2 1 千円、No.17 岡山県造林事業等特別会計繰出金 1, 4 6 2, 7 4 4 千円のうち 1, 3 0 0, 5 3 8 千円、造林補助事業（No.46 森林整備事業費（造林補助事業費）及び No.50 森林保全再生事業費の一部）の約 1 5 5, 9 7 5 千円、及び森林整備交付金 2 7, 5 9 9 千円は、おかやまの森整備公社に関係する事業である。岡山県の自主財源（「その他」及び「県費」）による林務行政 7 4 5 億円のうち 6 9 1 億円が、おかやまの森整備公社が関係する事業ということであり、岡山県の林務行政のみにならず、岡山県全体の財政にも重大な影響を及ぼし得るおかやまの森整備公社を中心に検証を行うこととした。

# 第 1 おかやまの森整備公社

## 1 林業公社の設立の背景

岡山県の自主財源による林務行政の大半が、おかやまの森整備公社に係る事業に支出されている。おかやまの森整備公社の前身は岡山県林業公社である。

岡山県林業公社は、分収造林事業（後述の「分収造林事業について」参照）を行うことを目的にしたものである。林業公社は、昭和30年代の国の政策により岡山県だけではなく全国都道府県で設立されたものである。

現在の岡山県の林務行政に重大な影響を与えることとなった分収造林事業について、全国で林業公社が設立されることとなった当時の国の政策による影響、及び岡山県での林業公社の設立と経緯をみていくことにする。

### （1）国の政策による影響

林業公社は、昭和40年代を中心に都道府県によって設立された公益法人で、36都道府県に40公社あり（平成21年6月時点）、これまで森林面積の約2%の約40万ヘクタールの森林を造成してきた。おかやまの森整備公社もその前身は社団法人岡山県林業公社であり、全国で設立された林業公社の一つであった。

このように全国で林業公社が設立され、造林事業が行われた背景には、国の分収造林政策があり、戦後の木材に対する需要増大に応えるために森林資源の拡大を目指す政策であった。そして、分収造林事業を展開するために、昭和33年に立木の共有の問題など法律上の制約を排除することを定めた「分収造林特別措置法」が制定された。

この法は、人工林面積の計画的拡大のため、資金、経営力等の関係で、補助や融資の措置を講じても造林地所有者の自力では造林が困難なものについて、造林地所有者以外の資金や経営技術を導入し、育成した木材の売却による収益は造林者（公社）と造林地所有者で分収するという形での造林、いわゆる分収造林を積極的に進めることが目的であった。

また、「森林資源の造成のため、人工造林地のこうした拡大造林を図ることが刻下の急務であることに鑑み、その施策の一環として分収造林方式による造林事業を推進し、昭和55年度までに、この方式による約50万町歩（＝約50万ヘクタール）を達成することを期するものとする」（昭和33年5月6日知事あて農林

事務次官通達別紙「分収造林推進要綱」という通達が出されていることから、分収造林事業は国の政策により積極的に推進された事業であり、現在、全国の林業公社が抱えている多額の借入金の問題については、国に重大な責任がある。

## (2) 全国の林業公社の状況

国の分収造林事業が国の政策であったため、全国で林業公社が設立されたが、岡山県同様、林業公社を設立した都道府県では、林業公社の既存債務の返済が困難となっており、各都道府県及び林業公社で経営改善対策が行われているが、全国の林業公社の分収林面積、借入金残高の状況は以下の表2のとおりである。

数多くの林業公社が既存債務の返済が困難になっている状況であるが、その中でも岡山県は、都道府県単位では2社の公社（(財)びわ湖造林公社(社)滋賀県造林公社）がある滋賀県に次いで借入金残高が多く、公社単独ではおかやまの森整備公社が最も借入金残高が多くなっており、分収造林事業について問題を抱える都道府県の中でも、特に岡山県は非常に大きな問題を抱えている。

(表2) 全国の林業公社の状況

公社名	設立年月日	分収林面積 (百 ha)	長期借入金 残高(億円)	ヘクタール当 り借入金残 高(万円)
(社) おかやまの森整備公社	40.04.01	249	671	269
(財) びわ湖造林公社	49.03.26	125	637	511
(社) 兵庫みどり公社	37.03.31	194	566	291
(財) 石川県林業公社	41.10.18	137	560	408
(社) 島根県林業公社	40.05.18	221	511	231
(社) 福島県林業公社	42.04.01	152	450	297
(社) ふくい農林水産支援センター	41.04.01	149	434	291
(財) 広島県農林振興センター	40.04.16	148	342	231
(社) 宮崎県林業公社	42.09.01	112	336	301
(財) やまぐち農林振興公社	41.05.01	127	329	259
(財) 秋田県林業公社	41.04.01	240	308	128
(社) 岐阜県森林公社	41.11.01	141	307	218

公社名	設立年月日	分収林面積 (百 ha)	長期借入金 残高(億円)	ヘクタール当たり 借入金 残高(万円)
(社) 富山県農林水産公社	41.05.06	75	306	405
(財) 鳥取県造林公社	41.04.13	146	306	210
(社) 熊本県林業公社	36.01.23	87	292	337
(財) 山形県林業公社	42.04.01	157	281	180
(社) 鹿児島県森林整備公社	42.08.05	114	279	244
(社) 高知県森林整備公社	36.09.04	151	277	184
(社) 青い森農林振興公社	46.04.13	102	275	269
(社) 滋賀県造林公社	40.04.01	70	254	364
(社) 新潟県農林公社	47.11.01	102	253	248
(社) 長野県林業公社	41.07.08	149	231	155
(社) かながわ森林づくり公社	43.06.15	33	230	691
(財) 山梨県林業公社	40.09.01	82	222	272
(社) 木曾三川水源造成公社	44.01.23	100	216	215
(社) 京都府森と緑の公社	42.09.22	47	200	424
(社) 愛知県農林公社	40.06.08	48	182	381
(社) 宮城県林業公社	41.06.23	93	161	173
(社) 長崎県林業公社	36.09.26	62	157	254
(社) 埼玉県農林公社	58.11.01	31	152	488
(社) 対馬林業公社	34.06.19	52	144	279
(社) 群馬県林業公社	41.09.22	52	143	279
(社) 徳島県林業公社	41.11.01	70	126	180
(社) わかやま森林と緑の公社	43.03.01	34	122	364
(財) 奈良県林業基金	58.12.01	13	90	670
(財) 栃木県森林整備公社	61.07.01	20	23	115
(財) 東京都農林水産振興財団	63.11.16	7	14	209
(財) 茨城県農林振興公社	44.08.01	3	2	77
(財) 北海道森林整備公社	60.09.20	1	-	-



公社名	設立年月日	分収林面積 (百 ha)	長期借入金 残高(億円)	ヘクタール当 たり借入金 残高(万 円)
(社) 隠岐島前森林復興公社	H8. 07. 29	4	-	-
合 計		3, 898	10, 392	267

森林整備法人全国協議会調べ 平成20年3月末時点

## 2 岡山県における林業公社の設立と経緯（岡山県林業公社＝おかやまの森整備公社の前身）

### （1）林業公社の設立

岡山県では、県が行っていた県行造林事業（昭和17年～40年）に代わる公的な森林整備機関として、市町村並びに関係団体の協力の下に、民法旧第34条（現第33条）に基づく公益法人として、おかやまの森整備公社の前身である「社団法人岡山県林業公社」が昭和40年4月に設立された。

岡山県林業公社は「造林及び育林事業等を促進することにより、県土の保全及び森林資源の保続培養を図るとともに、地域経済の振興等に寄与する」という設立の目的の下、森林資源の経済性を重視した分収造林事業を積極的に行い、昭和40年の設立以来、県下の約15%を占める2万5000ヘクタールに及ぶ人工造林を行った。

### （2）岡山県における人工造林面積が多くなった要因

岡山県の森林の状況は、48万4000ヘクタールと県土の約7割を占めるが、このうち民有林は92%である（平成19年3月31日）。全国平均は民有林が69%であり、民有林の比率が非常に高いことが、全国でも岡山県に分収造林面積が大きくなった原因であり、分収造林面積が大きくなった結果、公社の借入金残高も大きくなってしまった。

### （3）分収造林事業の当初の事業モデル

造林事業は植林から伐採までの50年近くかかる長期の事業であるが、植林から伐採までのこの長期間にかかる経費の資金を市中からの借入金で調達し続けるというものであり、事業年数の経過に伴い、借入金残高が増加していくというスキームであったが、分収造林事業を開始した時期は、高度経済成長期で木材価格

も高騰していたため、育成した造林木の売却収入により、投下資金を回収できる見込みであった。

#### (4) 分収造林事業開始後の状況

木材価格の長期にわたる下落低迷（参照：表3）や賃金の上昇（参照：表4）による将来の収支見込みの悪化のため、造林木の売却収入により借入金を返済するという当初計画は破綻し、岡山林業公社は借入金を完済できない見込みとなった。

岡山県林業公社の借入金については岡山県が損失補償を行っていたことから、岡山県は公社の借入金問題に対応を迫られる状況となった。

岡山県では、主に過去2回（平成10年度と平成16年度）、林業公社の経営改革、つまりは分収造林事業の見直し・改革を行ったが、これらは岡山県の財政に重大な影響を及ぼす公社の借入金問題への対応をするためのものであった。

また、県下の約15%を占める2万5000ヘクタールに及ぶ人工造林を造林してしまった後であり、分収造林事業開始時には社会的にも認識されていなかった環境問題から、人工造林についても森林としての機能を維持する必要性が判明したことから事業を廃止することはできなかった。

本来は分収造林事業が国策により推し進められた経緯から、国が多くの責任を負うべきものであるが、国は事業継続のための経費のごく一部を負うのみで、多くは県民に負担を求めることとなった。

#### (5) 分収造林事業の環境悪化後の岡山県の方針転換

分収造林事業の収支悪化により岡山県林業公社が借入金を完済できない見込みとなったことを受けて、岡山県では、主に過去2回の林業公社の改革が行われてきたが、平成16年度の改革時には、分収造林事業について、これまでの経済性を追求し、育成した木をすべて伐採し売却するという皆伐の方針から、環境保全・森林の機能維持のため、非皆伐により針広混交林へと誘導する方針へ転換し、社名も「おかやまの森整備公社」に変更された。

現在の岡山県の自主財源による林務行政の大部分を占めているおかやまの森整備公社が主目的としている環境保全は、分収造林開始時には特に重要視されていなかった目的であり、近年の環境問題を契機に、森林の環境に対する機能がクローズアップされたという社会状況の変化により、主目的に成り得たものである。

破綻した分収造林事業の結果として残った人工造林の森林機能維持について、

元々の目的であった森林資源の経済性のみでは県民の大きな負担を求めることは難しかったであろうが、分収造林事業開始時には事業目的としてほとんど認識されていなかった森林の機能維持の重要性に対する社会的な要請の高まりから、分収造林事業の継続コストについて県民に負担を求められる状況となったことは、岡山県にとっては非常に幸運であった。

とはいえ、現在の岡山県の林務行政の大きな目標である針広混交林への誘導は、昭和40年から開始した分収造林事業で、岡山県林業公社を通じて投下した多額の資金により造成した人工造林を、造林を行う前の状態に戻すことを目標とするものであり、国の政策による影響が大きく、地域経済に大きく寄与したとはいえ、結果的には、あまりにも多額の負担が生じた事業であった。

(表3) 木材価格の推移(中丸太)(単位:千円/m<sup>3</sup>)

樹種	昭和55年	平成12年	平成20年
スギ	40.6	18.8	13.2
ヒノキ	70.2	48.0	24.0

農林水産部統計部「木材価格」

(表4) 賃金の推移(単位:円)

	1日当たり賃金 単価
昭和40年	750
昭和45年	1,500
昭和50年	4,500
昭和55年	6,550
昭和60年	8,400
平成5年	12,400
平成10年	14,300
平成12年	14,300
平成15年	13,400

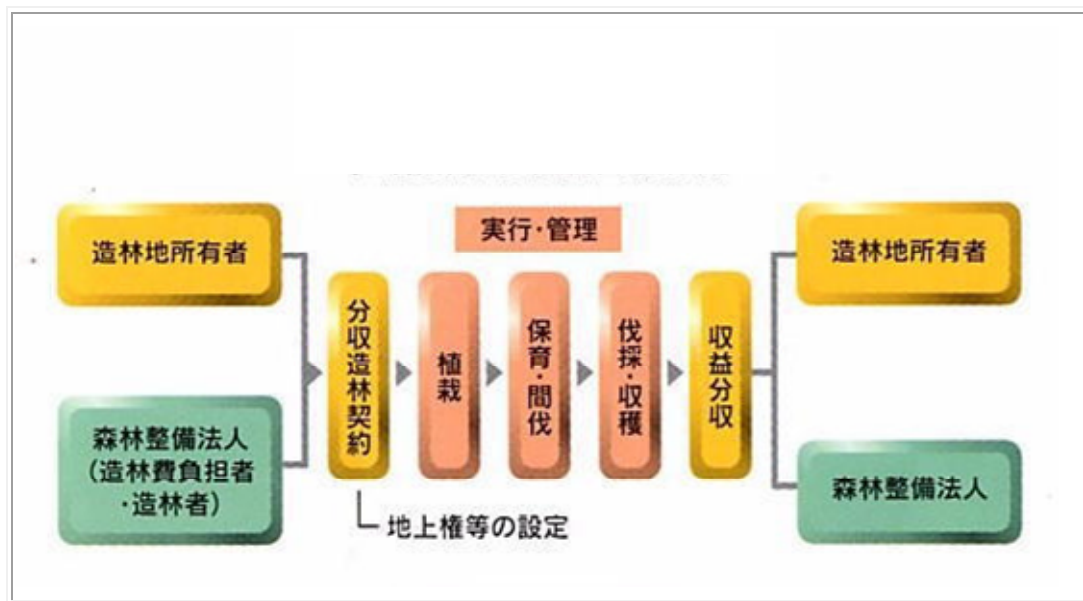
### 3 分収造林事業について

#### (1) 分収造林事業スキーム

分収造林事業は、昭和33年に制定された「分収造林特別措置法」に基づき、森林整備法人(林業公社)が造林者兼費用負担者となって、造林地所有者との間に分収造林契約を結び、地上権を設定して植栽を行い、下刈、つる切、除伐、枝打、間伐等の保育事業を行い、伐期が到来し伐採した際は販売収益を分収割合に

応じて双方で分収する仕組みであり、スキーム図は以下のとおりである。

(表5) 分収造林事業スキーム



## (2) 分収造林事業の費用の負担及び収益の分収について

岡山県民の負担の下、分収造林事業の結果として残った人工造林の森林機能維持を行っていくことを前提とした場合、同じ県民である造林地所有者との分収造林契約の内容、特に分収造林事業の費用負担及び収益の分収については、県民間の公平性から重要な問題であり、内容について確認する。

### ア 費用負担について

#### (ア) 林業公社のみが負担する費用

分収造林契約により、分収造林事業における費用については、植栽から約50年以上必要となる保育期間に要する費用（下刈、つる切、除伐、枝打、及び間伐）のほか、以下の費用について、林業公社が負担することとなっている。

#### (分収造林契約第10条)

- ・新植後10年以内に再造林を行なうときはこれに要する費用
- ・有害鳥獣および病虫害の防除に要する費用
- ・境界標および防火線の設定に要する費用
- ・造林地の管理に必要な簡易道路の作設または、修理に要する費用

・造林地の巡視に要する費用

(用語解説)

保育施業	
下刈	植栽した苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に植栽後の数年間、毎年実施。
つる切	育成しようとする樹木に巻き付くつる類を取り除くこと。通常、下刈を終了してから、育成しようとする樹木の枝葉が互いに接する状態になるまでの間に行う。
除伐	育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に、下刈を終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に数回実施。
枝打	林木の健全な成長と節のない良材を作るために、計画的に一部分の下枝を切り取る作業。
間伐	育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて、育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。

農林水産省HP

(イ) 林業公社と造林地所有者が負担する費用

造林地所有者が林業公社とともに負担する費用は、造林木を収穫するために必要となる収穫調査費用（材積調査）と木を伐採・売却するための費用（伐採、加工、運搬等）となっている。

イ 収益分収について

林業公社と造林地所有者の収益分収は、造林木の売却代金から、林業公社と造林地所有者が負担する費用部分を控除した額を分収造林契約により定められた分収割合により、林業公社と造林地所有者が分けることになる（分収造林契約第16条）。

造林地所有者は、市町村のほか、民間である。分収造林事業の環境悪化を受けて、岡山県では分収割合の変更を行ったが、分収割合の変更対象は市町村の

みである（参照：表9（注1））。

分収造林事業は新植から伐採まで当初スキームでは50年、長期伐採とした現在では長い場合で70年を要する長期の事業であり、新植から伐採前までのコストがコスト全体に占める比率が非常に高い事業であるにもかかわらず、造林地所有者は伐採・売却するための費用、及び収穫調査費用のみの負担となっている。

皆伐から択伐による施業に転換し、造林地所有者の収入が減るが環境に対する森林機能は広く県民が享受することから、人工造林の森林維持機能コストについて県民に負担を求めている。この現状から、同じ県民である造林地所有者との分収造林契約の内容は県民に対して公平性を欠いている。

#### ウ 分収造林契約の内容

当初の代表的な分収造林契約の内容を、同契約書の内容から抜粋すると以下のとおりである。

##### （契約の存続期間）

第2条 この契約の存続期間は、契約締結の日から満50年とする。ただし、契約の目的達成上特に必要があると認める場合には、甲乙の協議により、造林地の全部または一部について存続期間を変更することができる。

##### （地上権の設定）

第3条 乙は、この契約においてその所有にかかる造林の対象となる、次の土地（以下「造林地」という。）について、甲のためにこの契約に基づいて植栽する樹木（以下「造林木」という。）の所有を目的とする地上権を設定するものとする。

岡山県○郡○村

（別紙明細書のとおり）

台帳面積 ○㎡

実測面積 ○ヘクタール

##### （造林木の種類）

第6条 造林木の種類は、すぎ、ひのき、まつとする。ただし、甲は施業の必要により造林木の種類を変更することができる。

##### （費用負担）

第 10 条 甲は、この契約において別に定めるもののほか、次の経費を負担するものとする。

- (1) 植栽および保育を行うに要する費用
- (2) 新植後 10 年以内に再造林を行なうときはこれに要する費用
- (3) 有害鳥獣および病虫害の防除に要する費用
- (4) 境界標および防火線の設定に要する費用
- (5) 造林地の管理に必要な簡易道路の作設または、修理に要する費用
- (6) 造林地の巡視に要する費用

2 造林地に対して林道その他の公共施設の設置による受益者負担金が課せられる場合、甲乙双方においてこれを適当と認めるときは、当該負担金のうち土地に対応する金額は、乙がこれを負担し、造林木に対応する金額は甲乙が収益分収の割合によってこれを分担するものとする。

3 乙は、この契約において別に定めるもののほか造林地の公租公課を負担するものとする。

(収益分収の割合)

第 14 条 造林木による収益は、甲 5 割 乙 5 割の割合によってこれを分収するものとする。

(造林木の所有)

第 15 条 造林木は、甲乙の共有とし、その持分割合は、前条の収益分収の割合に等しいものとする。

(収益分収の方法)

第 16 条 収益の分収は、造林木の売払代金から材積調査および売払に要した費用（伐採、加工、運搬等を行なったときは、これに要した経費を含む）を控除した額について行なう。ただし、甲において必要があると認めるときは造林木の材積からその収穫調査に要した費用に相当する価格の材積を控除したものをもって行なうことができる。

2 売払代金をもって収益分収を行なう場合における造林木の売払に要する費用、および材積をもって収益分収を行なう場合における収穫調査に要する費用は、甲がこれを支出し、前項により控除した材積調

査および売払に要した費用または収穫調査に要した費用に相当する価格の材積は、甲がこれを取得するものとする。

(残存木の帰属)

第 17 条 造林木の主伐が終了しまたは、この契約が解約されもしくは解除された場合において、収益の分収が完了した後造林地の上に残存する造林木または、造林木の買受人が買受けた造林木に関する権利を放棄したため造林地に残置された造林木は、乙の所有に帰属するものとする。

(解約)

第 26 条 甲または乙は、次の各号に掲げる場合に限り、乙または甲に対し、造林地の全部または一部についてこの契約の解約を申し入れまたはこれに同意することができる。

- (1) 造林地が公用・公共用、または公益事業の用に供する必要が生じたとき。
- (2) 火災・天災その他の原因により、造林木の全部または一部が滅失したとき。
- (3) その他この契約の目的を達することができないと認められるとき。

(契約の解除)

第 27 条 甲は、次に掲げる場合には、この契約を解除することができる。

- (1) 植栽を終わった後 5 年を経過しても成林の見込みがない場合
- (2) 乙がこの契約上の義務に違反した場合

(解約または解除の効果)

第 28 条 契約の解約または解除があった場合には、甲および乙は、次の各号に掲げる場合を除き収益分収を行なうものとする。

- (1) 森林法その他の法令の規定による伐採制限のため、造林木を伐採することが困難なとき。
- (2) 造林木が幼令である場合、その他これを伐採して収益分収を行なうことが不適當であって、乙が自ら当該造林木を引き続いて育成することに同意したとき。

2 前項各号に該当するときは、乙は、当該時点における造林木の価格に、当該造林木について甲の持分の割合を乗じて得た額を甲に支払わ



なければならない。この場合において、当該金額を甲に支払ったときは、乙は、造林木につき甲が所有する権利を取得するものとする。

3 前項の造林木の価格は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 標準伐期令（森林法第5条第2項第1号に基づく標準伐期令をいう。）以上の林令に属する立木および標準伐期令未満の林令に属する立木で、市場価格のあるものについては、樹種別および用材・薪炭材別に付録1の算式により算出される額

(2) 前号に掲げる立木以外の立木で人工植栽したものについては、樹種別および林令別に付録2の算式により算出された額

(3) 前2号に掲げる立木以外の立木については、樹種別および林令別に付録第3の算式により算出された額

(土地の返還)

第30条 地上権が消滅した場合または第26条および第27条の規定による解約または契約の解除があった場合には、甲は、土地を原状に復することなく乙に返還するものとする。この場合において、乙は異議を申し立てないものとする。

エ 岡山県における分収造林事業の実施状況

岡山県における分収造林事業の実施状況は以下のとおりである。

(表6) 造林実績

計画	年度	旧市町村数	箇所数	計画面積 ha	実績面積 (現有面積) ha	樹種別内訳							
						スギ		ヒノキ		マツ		広葉樹	
						面積 ha	率 %	面積 ha	率 %	面積 ha	率 %	面積 ha	率 %
1次	40～6	57	4,078	25,000	25,002	3,341	13.4	19,736	78.9	1,925	7.7		
2次	7～12	37	167	1,200	732	3	0.4	700	95.6			29	4
合計					25,734								
					24,604	3,344	13	20,436	79.4	1,925	7.5	29	0.1

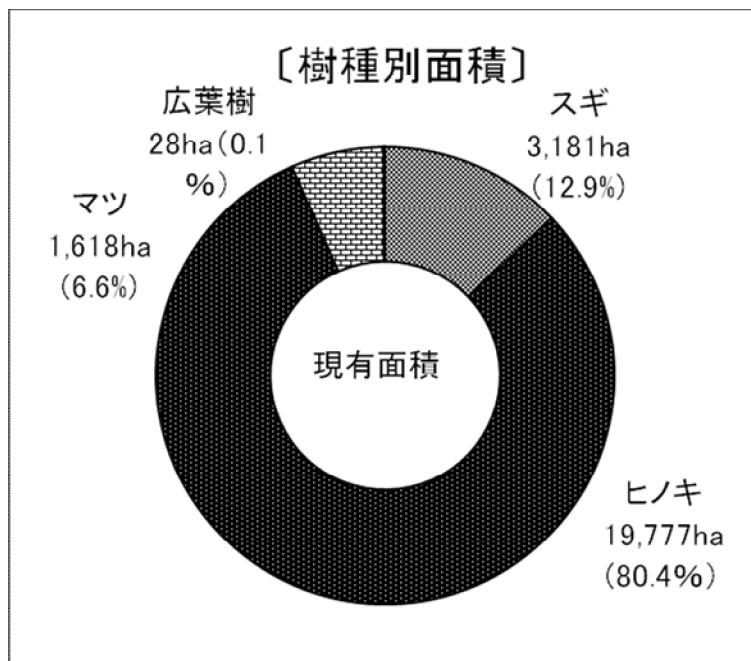
(注) 平成10年度の方収造林事業の改革により、平成13年度以降は原則として新植を中止している。

(表 7) 年度別植栽実績 (樹種別 (平成 20 年度末))

(単位: ha)

樹種 年度	植 栽 面 積					現 有 面 積				
	スギ	ヒノキ	マツ	広葉樹	計	スギ	ヒノキ	マツ	広葉樹	計
S40	92.58	112.30	95.13		300.01	80.78	105.69	81.60		268.07
S41	177.64	285.73	236.63		700.00	166.02	275.47	185.61		627.10
S42	247.02	387.90	365.08		1,000.00	229.81	361.96	309.34		901.11
S43	238.27	410.35	351.38		1,000.00	222.23	393.42	264.37		880.02
S44	227.75	491.71	280.54		1,000.00	207.74	450.34	240.39		898.47
S45	240.17	567.02	212.81		1,020.00	216.85	532.02	181.36		930.23
S46	232.82	655.55	186.23		1,074.60	219.06	620.68	170.35		1,010.09
S47	201.01	787.46	118.04		1,106.51	193.39	747.95	112.69		1,054.03
S48	166.83	856.70	43.70		1,067.23	160.77	829.13	40.08		1,029.98
S49	108.49	797.76	18.60		924.85	104.85	780.41	16.30		901.56
S50	127.80	963.58	10.03		1,101.41	123.14	933.39	9.29		1,065.82
S51	126.11	983.50	6.20		1,115.81	127.19	954.81	5.08		1,087.08
S52	104.87	995.91	0.60		1,101.38	100.92	970.93	0.57		1,072.42
S53	97.21	1,004.37	0.60		1,102.18	91.71	961.21	0.60		1,053.52
S54	105.14	1,001.75			1,106.89	99.09	951.30			1,050.39
S55	86.65	930.62			1,017.27	80.71	891.88			972.59
S56	99.68	800.68			900.36	98.90	781.62			880.52
S57	116.64	798.50			915.14	114.68	772.50			887.18
S58	98.41	753.06			851.47	97.26	733.58			830.84
S59	87.93	716.90			804.83	87.17	691.52			778.69
S60	78.13	634.45			712.58	77.82	619.89			697.71
S61	52.10	655.53			707.63	52.19	631.23			683.42
S62	34.45	588.69			623.14	33.76	568.10			601.86
S63	38.66	562.69			601.35	38.45	550.33			588.78
H1	32.23	568.66			600.89	32.15	561.12			593.27
H2	27.40	523.52			550.92	27.45	519.91			547.36

H3	32.36	423.37			455.73	32.22	421.02			453.24
H4	28.35	471.88			500.23	27.67	466.63			494.30
H5	22.36	478.26			500.62	22.17	476.00			498.17
H6	11.45	527.24			538.69	11.53	525.39			536.92
H7	1.50	164.67		14.09	180.26	1.50	164.57		14.09	180.16
H8	1.33	176.46		6.63	184.42	1.33	175.04		6.61	182.98
H9		165.23		4.92	170.15		164.33		4.92	169.25
H10		141.68		2.73	144.41	0.10	141.20		2.73	144.03
H11	0.30	28.22			28.52	0.30	28.14			28.44
H12	0.15	24.15		0.20	24.50	0.15	24.15		0.20	24.50
計	3,343.79	20,436.05	1,925.57	28.57	25,733.98	3,181.06	19,776.86	1,617.63	28.55	24,604.10



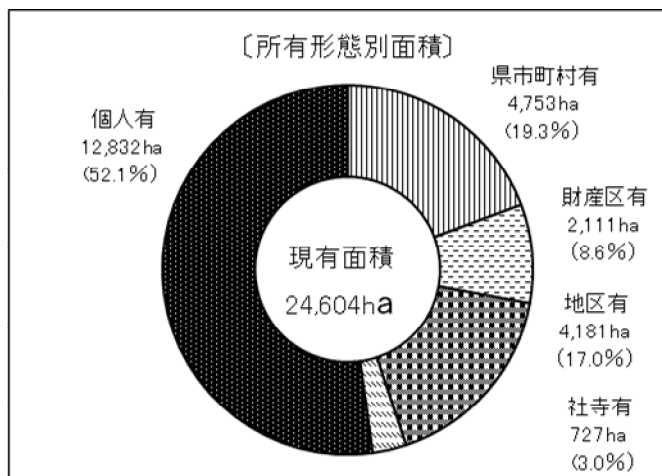
(表 8) 分収造林契約状況(所有形態別現有面積 (H20 年度末)) (単位: ha)

造林実績				現有面積									
区分				公有林				私有林					合計
年度	市町村	箇所数	新植面積	県市町村	財産区	計	%	地区有	社寺有	個人	計	%	
40	25	36	300	169	46	215	80.1	49	0	5	53	19.9	268
41	39	79	700	255	98	353	56.3	180	12	82	274	43.7	627
42	36	102	1000	317	112	430	47.7	298	17	157	472	52.3	901
43	41	120	1000	232	160	392	44.6	224	16	248	488	55.4	880
44	38	112	1000	293	133	426	47.4	215	23	235	472	52.6	898
45	32	126	1020	285	92	377	40.5	220	23	311	554	59.5	930
46	42	148	1075	290	90	380	37.7	235	9	385	630	62.3	1010
47	42	153	1107	210	115	324	30.8	273	32	425	730	69.2	1054
48	42	144	1067	177	84	261	25.3	246	60	464	769	74.7	1030
49	42	156	925	154	81	235	26.1	175	37	453	666	73.9	902
50	45	172	1101	204	45	248	23.3	175	29	613	817	76.7	1066
51	42	194	1116	166	54	220	20.3	180	34	652	867	79.7	1087
52	41	215	1101	176	47	223	20.8	170	37	642	849	79.2	1072
53	47	187	1102	194	59	252	24.0	191	39	572	801	76.0	1054
54	48	198	1107	174	72	246	23.4	142	31	632	804	76.6	1050
55	50	171	1017	160	67	227	23.4	113	21	610	745	76.6	973
56	48	167	900	178	82	261	29.6	112	50	458	620	70.4	881
57	48	155	915	155	60	215	24.3	160	0	512	672	75.7	887
58	53	146	851	130	80	210	25.3	139	12	470	621	74.7	831
59	51	151	805	83	47	130	16.6	156	26	467	649	83.4	779
60	43	124	713	111	73	185	26.5	55	14	444	513	73.5	698
61	45	117	708	123	69	192	28.1	57	33	401	491	71.9	683
62	44	117	623	65	59	124	20.6	44	6	428	478	79.4	602
63	39	116	601	53	45	98	16.6	58	21	412	491	83.4	589

1	48	121	601	49	22	71	12.0	80	16	426	522	88.0	593
2	44	108	551	53	28	81	14.8	52	21	393	466	85.2	547
3	45	105	456	50	31	81	17.8	30	21	321	372	82.2	453
4	44	101	500	23	33	56	11.4	37	27	374	438	88.6	494
5	40	122	501	80	40	120	24.1	34	28	317	378	75.9	498
6	42	115	539	95	15	110	20.6	47	11	368	427	79.4	537
7	25	40	180	16	14	31	17.0	14	8	127	149	83.0	180
8	23	41	184	8	4	12	6.6	5	8	158	171	93.4	183
9	24	40	170	0	25	25	14.6	9	5	131	144	85.4	169
10	29	34	144	8	23	31	21.3	5	0	109	113	78.7	144
11	7	7	29	7	4	11	39.2	0	0	17	17	60.8	28
12	5	5	25	10	0	10	41.3	0	0	14	14	58.7	25
計	57	4,245	25734	4753	2111	6864	27.9	4181	727	12832	17740	72.1	24604

(注 1) 分収造林事業開始当初は、公有林の造林の比率が高かったが、3年目以降は私有林（特に個人）の造林の比率が高くなっている。

(注 2) 分収造林の造林地所有者のうち、最も高い比率は民間であり、約2万5000ヘクタールの約70%の約1万7000ヘクタールが民間である。



(表 9)分収造林契約状況(分収割合)

(単位: ha)

年 度	分収率				計	平均 分収率 【公社分】
	5割:5割	6割:4割	7割:3割	8割:2割		
昭和40年度	108.85	59.17		105.77	273.79	63.8%
昭和41年度	193.34	274.60		159.49	627.43	62.0%
昭和42年度	282.58	477.66		146.96	907.20	60.1%
昭和43年度	254.44	496.55		137.73	888.72	60.2%
昭和44年度	220.71	474.57		205.40	900.68	62.1%
昭和45年度	171.22	553.72		205.29	930.23	62.6%
昭和46年度	184.18	633.40		196.14	1,013.72	62.1%
昭和47年度	175.21	729.73		149.24	1,054.18	61.2%
昭和48年度	113.88	769.28		146.90	1,030.06	61.7%
昭和49年度	116.97	666.08		118.51	901.56	61.3%
昭和50年度	116.07	817.47		132.29	1,065.83	61.4%
昭和51年度	149.51	866.63		70.94	1,087.08	59.9%
昭和52年度	137.02	850.05		85.96	1,073.03	60.3%
昭和53年度	136.83	801.63		115.57	1,054.03	60.9%
昭和54年度	181.82	804.29		64.28	1,050.39	59.5%
昭和55年度	140.79	745.11		86.69	972.59	60.3%
昭和56年度	155.02	620.00		105.50	880.52	60.6%
昭和57年度	124.28	672.70		90.99	887.97	60.6%
昭和58年度	119.69	622.64		90.40	832.73	60.7%
昭和59年度	61.94	651.39		66.59	779.92	60.9%
昭和60年度	110.45	513.02		74.24	697.71	60.5%
昭和61年度	114.24	491.04		78.14	683.42	60.6%
昭和62年度	77.45	477.62		46.79	601.86	60.3%
昭和63年度	50.24	491.83		47.40	589.47	60.8%
平成元年度	41.37	522.44		29.61	593.42	60.3%

平成 2 年度	56.58	466.37		24.43	547.38	59.9%
平成 3 年度	48.47	372.40		32.37	453.24	60.4%
平成 4 年度	52.65	437.82		3.83	494.30	59.1%
平成 5 年度	88.98	378.33		30.86	498.17	59.5%
平成 6 年度	90.38	426.58		20.00	536.96	59.1%
平成 7 年度			171.26	8.90	180.16	70.5%
平成 8 年度			180.63	2.35	182.98	70.1%
平成 9 年度			169.25		169.25	70.0%
平成 10 年度			138.71	5.32	144.03	70.4%
平成 11 年度				28.44	28.44	80.0%
平成 12 年度				24.50	24.50	80.0%
計	3,875.16	17,164.12	659.85	2,937.82	24,636.95	<b>61.1%</b>

平成 20 年 3 月末現在

(注 1) 造林地所有者の分収割合は以下のとおりである。

	S40～58	S59～H6	H7～10	H11～12
民間	40%	40%	30%	20%
純市町村有林	20%	20%	20%	20%
公有林	50%	50%	30%	20%

純市町村有林については、分収割合の見直しを行い、公社 80%、市町村 20% となっているが、その他については分収割合の変更は行っていない。

民間所有割合が高いため、全体では公社の分収割合は約 61% となっている。

(表 10) 市町村別現有面積

(単位 : ha)

区分	植栽		除地及び解約		現有	
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積
岡山市	148	923.09	2	24.97	146	898.12
津山市	316	2,184.00	7	219.53	309	1,964.47
井原市	54	234.56		9.25	54	225.31
総社市	32	169.69	1	11.38	31	158.31

高梁市	471	2,378.96	3	53.16	468	2,325.80
新見市	1,089	6,730.56	3	88.17	1,086	6,642.39
備前市	191	1,017.83		49.26	191	968.57
赤磐市	72	353.81	1	11.07	71	342.74
真庭市	545	3,242.70	8	155.94	537	3,086.76
美作市	341	1,869.84	3	75.87	338	1,793.97
和気町	59	290.28	3	88.54	56	201.74
矢掛町	38	185.83		4.33	38	181.50
新庄村	30	145.30		2.19	30	143.11
鏡野町	521	4,163.40	10	230.10	511	3,933.30
勝央町	9	30.95	1	10.31	8	20.64
奈義町	60	464.07	2	51.20	58	412.87
西粟倉村	19	128.99		2.03	19	126.96
久米南町	38	142.17	1	7.89	37	134.28
美咲町	148	731.59		24.90	148	706.69
吉備中央町	64	346.36		9.79	64	336.57
合計	4,245	25,733.98	45	1,129.88	4,200	24,604.10

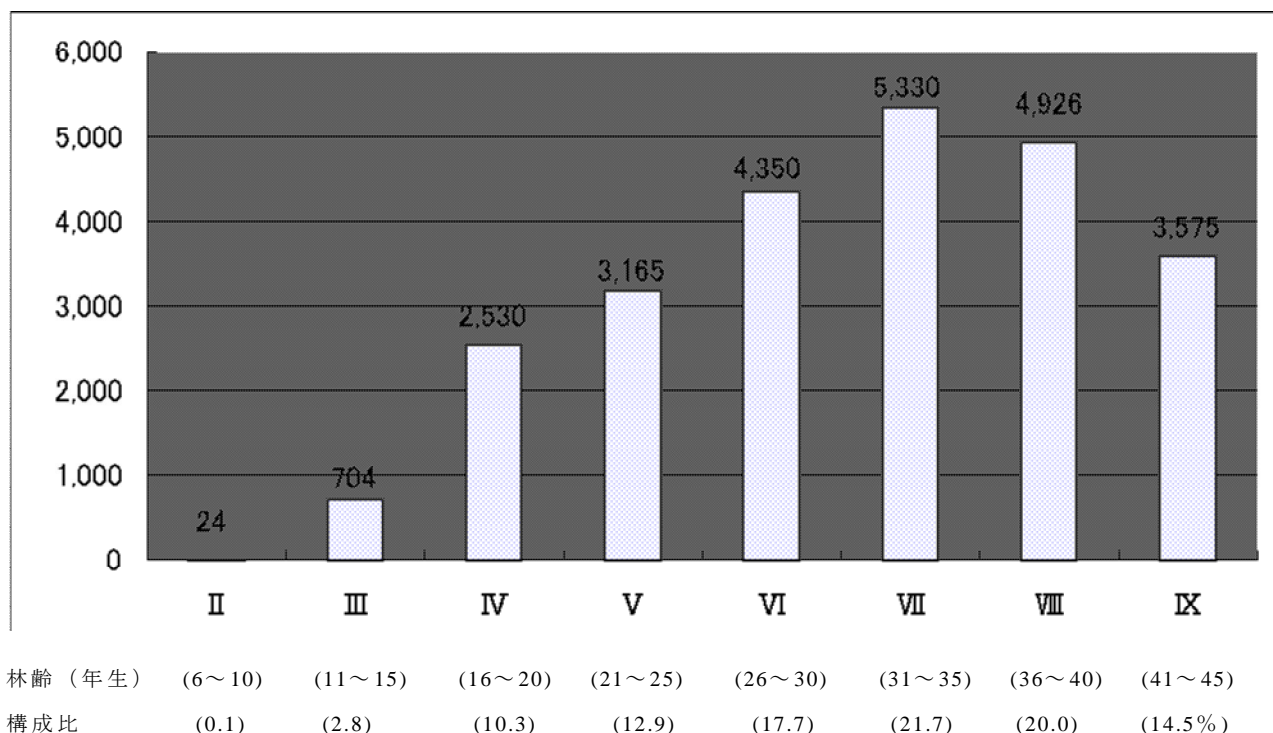


(単位：h a)



(表11) 齢級別面積

(単位：ヘクタール)



#### 4 岡山県が行った林業公社の経営改革の概要

分収造林事業はその必要経費の多くを借入金で調達するスキームであったため、事業開始から借入金は増加する一方であったが、分収造林事業の収支が大幅な赤字となる見込みとなり、公社が借入金の相当な額を返済できないことが確実となった。

そして、岡山県林業公社の借入金については岡山県が損失補償を行っていたため、公社が借入金を返済できない場合、岡山県が返済することとなることから、公社の借入金の返済不能額の増大は、岡山県の財政を大きく悪化させることにつながるものであった。

岡山県では、主に過去2回（平成10年度と平成16年度）、林業公社の経営改革、つまりは分収造林事業の改革を行ったが、これらは岡山県の財政に重大な影響を及ぼす公社の借入金問題に対応するための改革であった。

##### (1) 平成10年度における岡山県林業公社の経営改革

平成10年度の改革では、「岡山県林業公社検討委員会」の提言に基づき、経営改善策を実施したが、分収造林事業モデルについては当初の事業モデル（必要経費資金を借入金で調達する借入金方式等）を前提とした、事業の収支、財務の改善であった。

実施された主な改善策は以下のとおりである。

① 造林事業の見直し

- ・原則として新植を中止

分収造林は民間が造林を実施しないような条件の場所が多いため、新植から伐採までのトータルコストが回収できるような場所はほとんどなく、新植をすればするほど、公社の債務が増加するため新植を中止したものと考えられる。

- ・施業体系の見直し

造林地に一律に実施されていたような施業のうち、将来の木材需要から、実施する必要がない施業を中止した(第2回目の枝打を現状の半分程度にした)。

② 組織・執行体制の見直し

- ・人件費の削減のために、要員を削減した。

③ 利息の軽減

- ・岡山県の貸付金利率を2分の1または無利子にした。
- ・農林漁業金融公庫(現日本政策金融公庫)の借換え資金の活用(長伐期施業が適当な林分について低利な施業転換資金の借換え)をした。
- ・市中銀行からの低利な借入れに借り換えた。

④ 不成績造林地の解除

収益が期待できない不成績造林地については、契約解除をした。

⑤ 分収割合の変更

林業公社の社員(=林業公社の出資者)が所有する公有林について、分収造林契約の分収率の変更を行った。

⑥ 社員出資金の増額

公社経営の安定化のため、社員出資金の増額を図り8億8000万円に増資した。

⑦ 公益的機能への県民の負担

公社の収支、財務には直接的には関係ないが、森林の公益性及び林業公社の果たす役割等について、県民等へのPRを行うとともに、県民基金を創設し協力を要請していくこととし、基金を設立した。

以上が、平成10年度の改革の主な内容である。主にコスト削減による分収造林事業の収支の改善を目指した内容であり、分収造林事業モデルについては変更せず、当初からの事業モデルの継続とはなっているが、当時としては全国でも早

い見直し・改善であったと評価できる。

ただし、情報開示と定期的な見直しとして、「公社経営の改善に当たっては、一定の県民負担を求めざるを得ないことから、情報の開示を行い、県民に対する説明責任を果たすとともに、状況の変化等に応じて3年程度を目途に定期的な見直しを行い、改善の進行状況については公表を行う」ことが検討委員会から報告されているが、定期的な見直しは行われていなかった。この点については開示すべき情報の内容と併せて後述する。

## (2) 平成16年度における岡山県林業公社改革

平成10年度の「岡山県林業公社検討委員会」の報告に基づき、新植の中止、職員の削減、借換えによる利息の軽減などの改革に取り組んだが、さらに木材価格の更なる下落（平成16年以後も木材価格は下落している）等により、大幅な収支赤字が見込まれる状況となった。

これにより、またもや岡山県林業公社の借入金返済不能額が拡大する危険が高まり、平成16年度の岡山県林業公社の改革が行われた。

平成16年度の改革では、平成10年度と同様に分収造林事業の収支の改善策も実施されたが、経営方式の見直しといった分収造林事業モデルの変更など、新たに行われた事項もあった。

- ① 分収造林事業の目的の変更
- ② 経営方式の見直し
- ③ 公社の債務の累積増加の防止

### ア 分収造林事業の目的の変更

分収造林事業は、人工造林による森林資源の拡大・造林木の販売による収入といった経済性を目的としていたが、環境問題を契機とした森林機能の重要性に対する社会的なニーズの高まりから、分収造林事業の目的を大きく変更し、森林の公益的な機能の保続増進へと変換し、経営方針を森林の有する公益性をより発揮できる、環境保全に優れた森林の維持管理へと変更した。

この変更に伴い、造林をすべて伐採する皆伐から択伐とし、人工林から自然林に近い針広混交林へ誘導することを目標とすることとなったが、その理由は以下のとおりである。

(ア) 皆伐した場合、伐採後に新植する必要があるが、追加経費が475億円か

かる見込みであり、造林地所有者が新植を行う余力がないと予想されることから、結局は新植を県が実施しなければならない状況となることが予想されること

(イ) 針広混交林は森林の持つ公益的機能（災害防止、水土保全、CO<sub>2</sub>吸収等）を持続的に発揮し、その後の管理コストもあまりかからないため、森林機能維持のランニングコストに優れること

従来の経済性を廃棄し、環境保全に優先し、県民負担の下に択伐による針広混交林への誘導を図るということであるから、分収造林事業の岡山県の林務行政に占める重要度から、岡山県の林務行政の目標は、公平な県民負担の下での、より低いコストでの針広混交林への誘導であるといえる。

#### イ 経営方式の見直し

分収造林事業の必要経費資金について、借入金による資金調達とする借入金方式から、岡山県の補助金による補助金方式へ変更され、針広混交林への誘導に必要な経費等及び県等への償還金706億円について岡山県が助成することとなった。

岡山県の公社に対する補助金の資金源泉の大部分は、③公社債務の累積増加の防止の施策により、公社が繰上返済した県の借入金246億円を県が積み立てた「おかやまの森整備公社経営改善推進基金」である。

#### ウ 公社の債務の累積増加の防止

平成10年度 of 分収造林事業の改革では、支払利息を減少させるため、利率を低い借入りに借り換えることが行われたが、分収造林事業の必要経費を借入金で調達するスキーム自体については、変更は行われなかった。

このため、平成10年度の改革以降も公社の借入金は増加する一方であり、平成17年3月末の見込みで、借入金残高は、岡山県からの借入れ240億円を含めて、総額で692億円、同日支払予定利息が14億円にまで膨れ上がっていた。

(表12) 岡山県林業公社の平成17年借入れの状況

(単位：億円)

借入先	借入残高 (H17.3.31)	H17.3.31 支払予定 利息	H17.3.31 支払合計	H17.4.1 以降の 利息合 計	利率	償還方法(主な内容)
岡山県	240	6	246	54	0～2.1%	25～45年据置、元利一括
農林漁業金融 公庫	261	5	266	180	0～6.5%	35年据置、15～20年元利均 等
市中銀行	191	3	194	19	1.3～ 3.3%	9～25年元金均等
計	692	14	706	253		

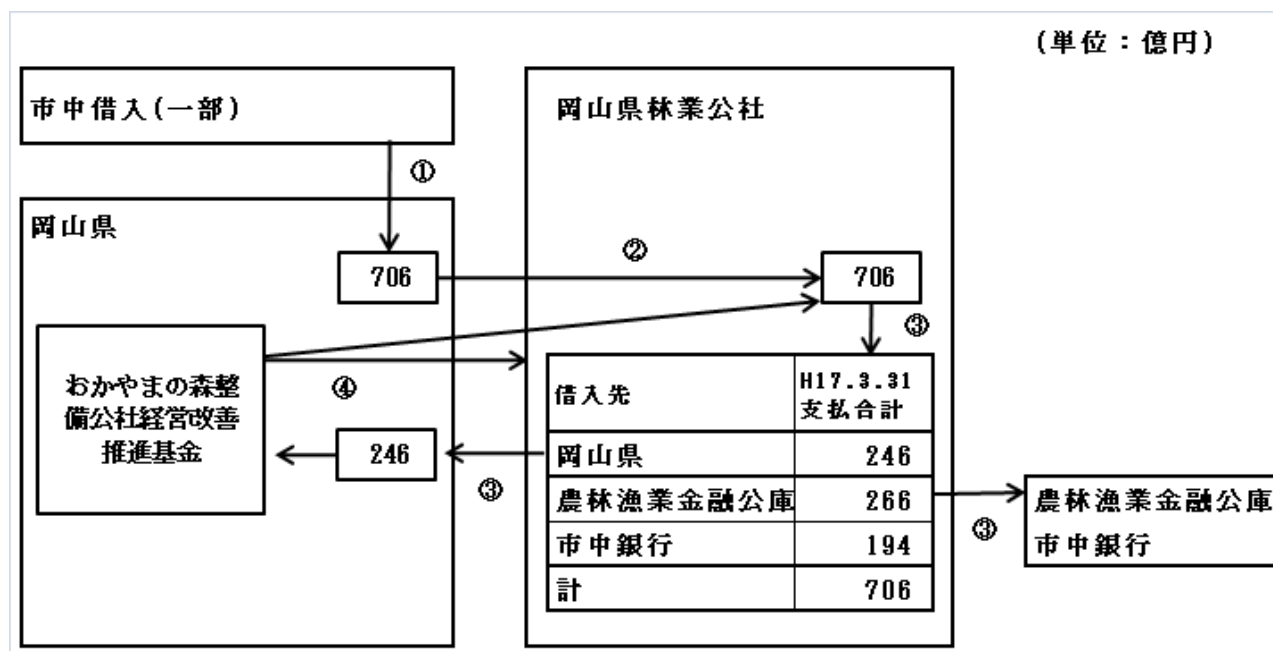
(注1) 農林漁業金融公庫：現日本政策金融公庫

(注2) 金額等は当時のプレス発表時の資料等による

岡山県林業公社の借入金残高の累増を防止するために、岡山県が行った対策スキームは以下のとおりである。

(表13) 公社借入金一括償還スキーム図

(単位：億円)



(注) 金額等は当時のプレス発表時の資料等による

- ① 岡山県林業公社の借入金と支払利息の返済（平成17年3月31日期日）  
に必要となる資金（706億円）を岡山県が資金手当
- ② 岡山県が岡山県林業公社に706億円を無利子で貸付け
- ③ 岡山県林業公社が、岡山県、農林漁業金融公庫（現日本政策金融公庫）、市中銀行に対して全額繰上返済
- ④ 岡山県は繰上返済された246億円について、「おかやまの森整備公社経営改善推進基金」に全額積立て。その後基金を取り崩し、「おかやまの森整備公社経営改善対策費」に充てる（参照：表21）。

当時のプレス発表資料によると、この支援措置について、岡山県は「公社の債務を累増させないため、借入金を全額繰上償還し、負債額の固定化を目的としたもので、公社の金融機関からの借入については岡山県が金融機関に対して損失補償をしていたことや、設立の経緯等から、公社の損失は最終的には県が負担せざるを得ないものであるため、県負担の最小化の観点から、公社が全額繰上償還に必要となる706億円を県が資金調達して公社に無利子貸付を行い、県の無利子貸付金を財源として公社が借入金を全額繰上償還することにより公社の支払利息が239億円軽減される」との説明を行っている。

しかし、公社単独でみた場合には、岡山県から公社への706億円の貸付けは無利子貸付であり、公社に利子が発生しないが、県は公社へ貸付けをするために資金手当したことにより、この貸付けがなければ資金を運用することにより得られたであろう運用収益を失い、また一部市中借入れにより利子を負担しており、県と公社が実質一体であることを考えれば、この施策の実質的な内容は、平成10年度の改革でも行われた借換えによる既存債務の金利の軽減策である。

当時の林業公社の借入利率より県の借入利率の方が低いことから、借換えによる利息低減効果としては、県と公社を一体とみなした場合に負担のなくなった支払利息191億円（農林漁業金融公庫及び市中銀行分）から、岡山県が平成17年度から平成81年度まで資金手当したことにより増加する運用収益機会損失と利子負担合計の約30億円を差し引いた約160億円が、実質的な県民の負担の減少額であると考えられる。

### （3）平成16年度の改革による改善内容

- ①分収造林事業の目的の変更、②経営方式の見直し、③公社の債務の累積増加

の防止以外にも、公社により収支の改善施策が行われ、以下のように事業コストが縮減され、分収造林事業費、人件費について大きく縮減が行われた。

(表 14) 事業コスト推移

(単位：百万円)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21(見込)
分収造林事業費	749	681	687	512	453	438
人件費	247	195	155	152	137	114
事務費	82	71	90	71	51	52

#### ア 分収造林事業費の縮減

分収造林事業で木の育成のためには、間伐、枝打等といった保育の施業を実施する必要があるが、施業コストの中で最もコストがかかるのは、保育施業コストである。

平成16年度の改革以後の保育施業は、ほぼ計画どおりの事業量若しくは若干計画を上回る事業量であるが、列状間伐による強度間伐、施業の見直し（枝打実施率の見直し）、機械化による作業効率化を進め、事業費を縮減している。

(表 15) 事業量推移

(単位：ヘクタール)

事業量		H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 見込
保育	計画	2,603	2,265	2,254	2,242	2,252
	実績	2,543	2,527	2,419	2,307	2,306
うち間伐	計画	2,120	1,773	2,104	2,083	2,104
	実績	2,059	1,958	2,187	2,130	2,158

(表 16) 事業費対計画実績推移

(単位：千円)

事業費		H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 見込
保育	計画	534,690	500,849	444,608	442,444	438,690
	実績	469,633	461,224	368,954	348,294	335,409



(表 17) 事業費削減の内容

(単位：千円)

	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 見込	合計
列状間伐の導入	26,000	29,000	49,000	35,000	25,000	164,000
枝打実施率の低減	48,000	54,000	17,000	19,000	16,000	154,000
間伐木処理の省力化	30,000	34,000	37,000	35,000	59,000	195,000
削減効果額	104,000	117,000	103,000	89,000	100,000	513,000

## イ 人件費コストの縮減

表 14 のように、人件費についても縮減を行っているが、具体的な内容は以下のような人員の削減や給与水準の見直しによるものである。

## ・ 県派遣社員の削減

平成 16 年度：6 名→平成 21 年度：2 名

## ・ プロパー職員の早期退職勧奨

平成 16 年度：18 名→平成 21 年度：8 名

## ・ 給与体系の見直しやOB職員の活用などによる人件費の削減

プロパー職員を対象に本俸 5%、期末手当 0.6 月分、勤勉手当 0.4 月分カット

55 歳以上の昇給停止、寒冷地手当、日額旅費の廃止、退職金の減額

(表 18) 職員・嘱託数の推移

区分		プロパー職員	県派遣職員	計	技術嘱託	契約変更嘱託	事務嘱託	臨時嘱託	計	合計
H16	実績	18	6	24	2		3	2	7	31
H17	計画	17	3	20						
	実績	15	3	18	2	4	3	2	11	29
H18	計画	15	2	17						
	実績	12	2	14	3	7	5	0	15	29
H19	計画	14	2	16						
	実績	10	2	12	6	8	5	0	19	31

H20	計画	13	2	15						
	実績	10	2	12	6	10	5	0	21	33
H21	計画	10	2	12						
	実績	8	2	10	9	10	5	0	24	34

(注) 契約変更嘱託人員数の増加について

当初、分収造林事業は、新植の４５年後に皆伐する計画であったが、針広混交林への誘導、また択伐で伐採収入を確保するため、契約期間を新植から７０年に延長する契約変更を平成１７年度から随時行った。この契約変更の業務については、当初プロパー職員で対応していたが、後に主として嘱託により対応した。

(表 19) 契約業務件数

事業量		H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 見込	計
所有者確認	計画	3,000	3,000	1,000	901		7,901
	実績	3,052	3,159	1,748	15	24	7,998
契約変更	計画	210	410	410	520	522	2,072
	実績	399	430	406	420	201	1,856
確認書	計画	120	250	250	310	302	1,232
	実績	268	327	291	180	53	1,119
不同意	実績				129	45	174
解約	実績				18	2	20

(注) H21 見込の件数は平成 21 年 12 月末現在

#### ウ 平成 16 年度の改革の効果

平成 16 年度の改革による公社の収支の改善により、岡山県から公社への経営補助金も縮減されており、平成 17 年対比でほぼ半減となっている。分収事業のコスト削減については適切に進められており、評価できるものである。

(表 20) 補助金推移

(単位：百万円)

	H17	H18	H19	H20	H21
運営補助金	353	349	303	245	186
県借入金返済補助金	1,067	1,067	1,067	1,067	1,067

また、収支改善のほか、公社運営の透明性の確保を目的として、以下の事項が行われている。

- ・学識経験者の意見を得るための参与の設置
- ・公認会計士による審査体制の充実
- ・ホームページによる経営状況等の情報提供や森づくり等の各種イベントでPR

## 5 林業公社の経営対策等に関する検討会が提言する林業公社の経営改善施策

総務省、林野庁及び地方公共団体で構成する「林業公社の経営対策等に関する検討会」（平成20年11月5日設置）にて、林業公社の経営対策及びこれを踏まえた今後の森林整備のあり方について検討を行い、平成21年6月30日に報告書が出されており、造林事業について今後の経営対策や将来の森林整備のあり方が提言されている。

分収造林事業については、岡山県以外の都道府県・林業公社においても改革が行われてきたが、この報告書は全国の都道府県・林業公社によって行われてきた改善方法を反映したものでもあり、この提言の内容を確認し、今後の岡山県の分収造林事業の改善につながるものがないかを検討する。

本来、分収造林事業の責任を負うべき国が、これまで全国で行われてきた改革を踏まえた上で、どのような施策を打ち出しているのかを確認するため、少々冗長的にはなるが、報告書の内容を記載する。

（林業公社の経営対策及び将来の森林整備のあり方）

### （1）林業公社の経営状況等の情報開示と林業公社のあり方の検討

「林業公社については、現状の経営方針、経営状況等について検証・評価するとともに、情報開示を徹底した上で、今後の林業公社の役割、あり方を検討する。」とのことであり、具体的には以下の内容が報告されている。

#### ① 経営状況等の実態把握・開示

最新の公益法人会計基準を早期に適用

- ・森林資産の時価の具体的な算定方法について検討
- ・林業公社の経営状況及び資産債務の状況について議会に説明
- ・住民に積極的かつ分かりやすい情報公開

#### ② 林業公社の存廃を含む抜本的な経営の見直しの検討

「第三セクター等の改革について」（平成20年6月30日付け総務省自治財政局長通知）によりその設置を要請した経営検討委員会において、経営状況等の評価と存廃を含めた抜本的な経営の見直しの検討

都道府県においては、林業公社に係る「改革プラン」を策定し確実に実行

「改革プラン」の策定に当たっては、「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」（平成21年6月23日付け総務省自治財政局長通知）を十分に踏まえることとする。

存続する林業公社に係る「改革プラン」においては、具体的な経営改善策や必要となる公費負担を明らかにした上で、林業公社の将来にわたり継続的な経営が可能となることを客観的に示す

その際、第三セクター等改革推進債が平成25年度までの措置であること及び新しい公益法人制度への移行期間が平成25年11月末までで終了することに留意する。

### ③ 将来の森林整備のあり方の検討

既往造林地の取扱、将来的な公的森林整備の手法など地域ニーズを踏まえ、林業公社における将来の森林整備のあり方について検討を行う。その際、必要に応じて、地域の有識者等で構成する都道府県森林審議会等の意見を聴取する

## （2）経営対策

### ① 林業公社及び都道府県による更なる経営対策の取組

経営検討委員会等における検討も踏まえ、自ら実施できる経営対策の更なる取組を積極的に実施

林業公社及び都道府県における経営対策取組事例等の情報の共有化

#### （a）林業公社

一般管理費・施業コストの削減、間伐収入の確保、長伐期施業の移行、不採算林の整理、分収割合の見直し等

#### （b）都道府県

無利子貸付、利子補給、管理費の補助等

### ② 利子負担軽減対策

林業公社の経営の健全化を図るため、林業公社及び都道府県が自ら補助、

金融、地方財政措置等を最大限に活用して経営改善に主体的に取り組む  
国としても、利子負担軽減のための対策等を講じる

(a) 日本政策金融公庫（旧農林漁業金融公庫）債務の整理の検討

林業公社の既往債務のうち経営の負担となっている不採算林に係るもの、  
利率が高いもの等については、繰上償還、借り換え、償還猶予等の措置も  
視野に入れながら整理

(b) 日本政策金融公庫資金の活用の検討

償還期間の長期化に伴う利子負担の軽減の方策について検討

(C) 特別交付税措置の拡充

林業公社への利子補給額、無利子貸付に係る利子負担額等に対する都道  
府県への特別交付税措置について上限額の見直し

③ 事業コストの縮減、収益性の向上

一層の経営合理化努力を前提に、将来にわたり継続的な林業公社経営が行  
えるよう、事業コストの縮減、収益性の向上に資する支援策の拡充を検討

(a) 森林整備に係るコストの縮減

平成21年度補正予算の定額助成方式による間伐、路網整備を活用し、  
林業生産コストを縮減する

補助事業を活用した間伐や抜き伐りを実施による収益性の向上

(b) 管理コストの縮減

森林整備地域活動支援交付金の活用

(c) 収益性の向上

非皆伐施業へ転換するための分収割合の見直し等の契約変更に対する支  
援の活用

(d) 不採算林を整理する場合の措置

林業公社を再生手続等により再生する場合には、損失補償に要する経費  
等について第三セクター等改革推進債の対象とする。

日本政策金融公庫の繰上償還の活用による不採算林の分収契約の解除、  
その際の森林整備事業等補助事業等の活用

④ 林業公社を廃止する場合の措置

①から③の取組を行っても、将来にわたり継続的な林業公社経営が行えな

いと考えられる場合には、林業公社については廃止、公社造林地は森林の公益的機能を維持

(a) 第三セクター等改革推進債の活用

林業公社を、破産手続により廃止する場合には、損失補償に要する経費等について第三セクター等改革推進債の対象とする。

また、林業公社を再生又は廃止する場合の第三セクター等改革推進債の具体的な取扱いについては、今後検討する。

(b) 都道府県が公社造林地を承継する場合の措置

従来 of 県有林と一体的管理による事業の効率化、森林整備事業等補助事業等の有効活用

「林業公社の経営対策等に関する検討会」での提言、つまり国の提言の内容は、ほぼ、過去において全国の自治体及び林業公社によって行われた実例をまとめ上げただけの内容であり、ほとんどは岡山県が先進的に実行した方法であり、今後の岡山県の分収造林事業の改善につながるような方策は示されておらず、また、本来国が負うべき責務についての言及もなく、特にみるに値しない内容である。

分収造林事業が国策によって始められた事業であることを考えれば、国の責任は重大であり、岡山県としては分収造林事業により造成された人工造林を針広混交林に誘導することに関して、より国に対して責任を求めていく必要がある。

「林業公社の経営対策等に関する検討会」の内容から、岡山県は全国的にみても分収造林事業の問題が非常に大きいことから、岡山県及び公社の実施してきた改革は先進事例にもなっており、これまで行われてきた対応は評価できるものであるが、情報公開、分収造林契約の見直しなど、問題点もある。

## 6 おかやまの森整備公社の現況

### (1) 沿革

昭和40年3月16日 設立総会開催

昭和40年3月29日 農林大臣設立許可

昭和40年4月1日 設立登記完了（社団法人岡山県林業公社）

平成17年4月1日 社名を社団法人おかやまの森整備公社に変更

### (2) 事業内容

森林の整備に関する事業

分収方式による造林及び育林の促進に関する事業

森林の施業及び森林・林業に係る調査の受託に関する事業

森林・林業に関する啓蒙普及に関する事業等

### (3) 社員及び出資金

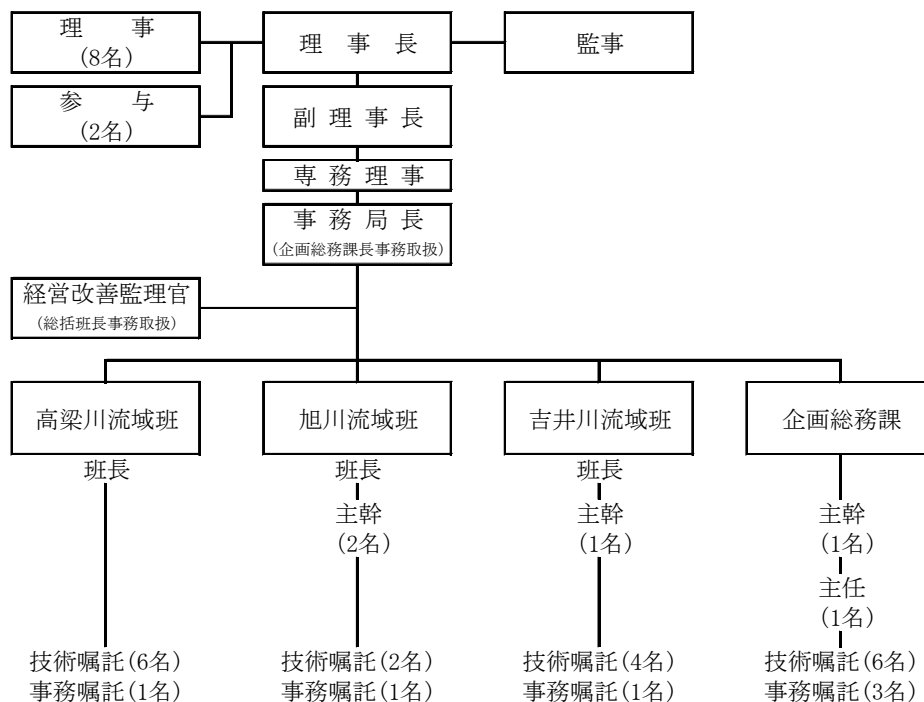
昭和40年設立当初は、出資総額34,800千円であったが、経営改善策として平成11年度から10年間で総額880,000千円に増資した。

(単位：千円)

社員	出資額
岡山県	195,000
市町村 (注)	680,000
岡山県森林組合連合会	5,000
計	880,000

(注)岡山市、津山市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、赤磐市、真庭市、美作市、和気町、矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町

### (4) 執行体制



### (5) 役職員数

役員等

理事 8 名、監事 2 名、参与 2 名

職員等

県派遣職員 2 名、プロパー職員 8 名、嘱託員 24 名

## 7 岡山県の分収造林事業の概況

現在、岡山県では平成 16 年度の分収造林事業の改革・見直しを受けて、当初の分収造林事業による経済性の追求から、分収造林事業によって拡大された人工造林の森林機能の維持へ方針を転換し、実質的に岡山県とおかやまの森整備公社は一体となって、人工造林の森林機能の維持、つまりは針広混交林への誘導を第一目標として、分収造林事業に係る補助事業及び委託事業を行っている。

このような状況にあるにもかかわらず、岡山県とおかやまの森整備公社を一体としてみなし、分収造林事業による人工造林の森林機能を維持するためにどれくらいの県民の負担となっているかについての詳細な情報開示は行われていない。

以下、分収造林事業により造成された人工造林の森林機能を維持するために実施されている事業内容とその資金源泉を把握し、岡山県とおかやまの森整備公社を一体とみなした場合にどれくらいの県民の負担となっているかを確認する。

### (1) 事業資金フロー

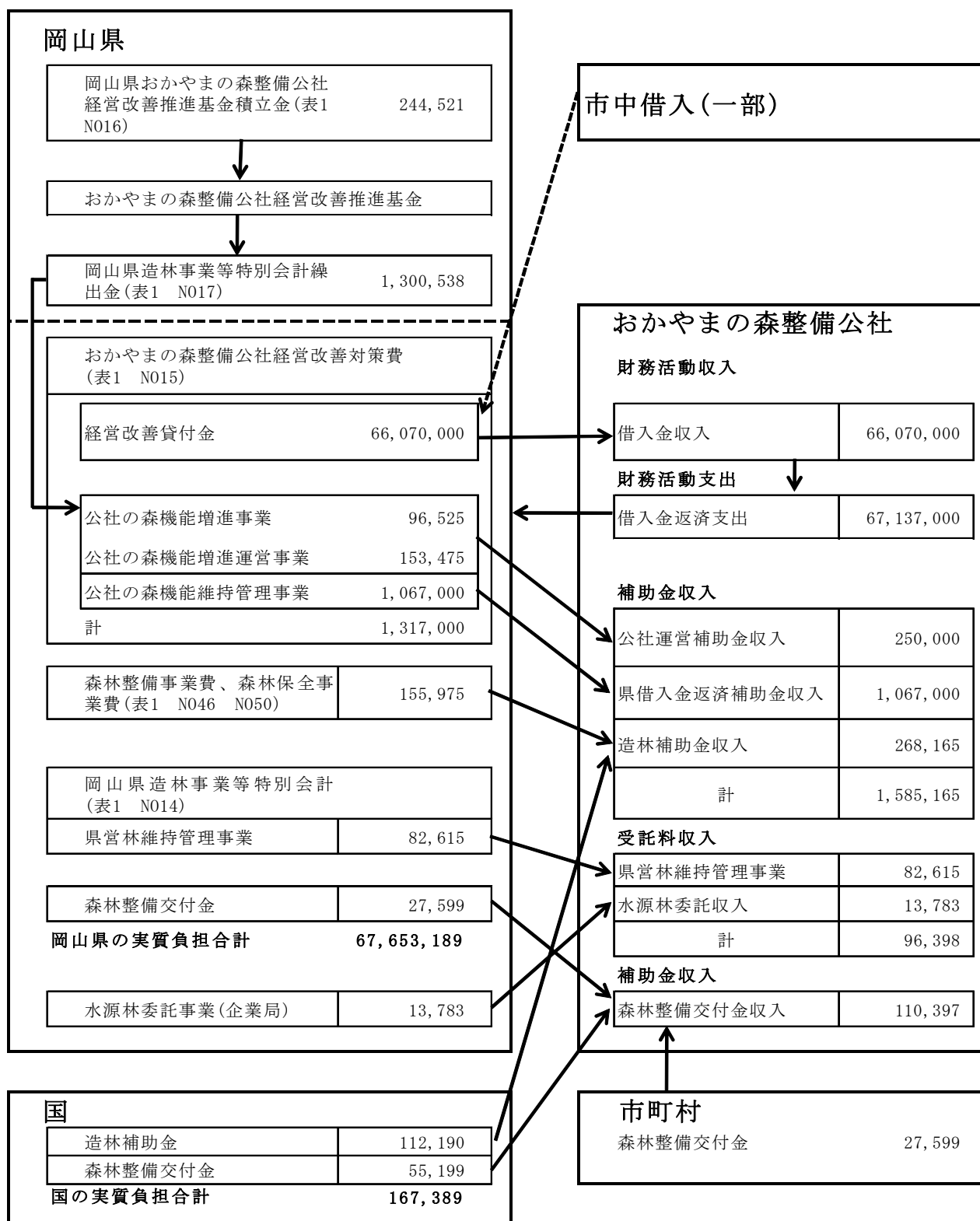
おかやまの森整備公社を継続させるために、岡山県及び国から支出されている事業資金フローの概略は以下のとおりである。なお、金額は平成 20 年度予算額である。

おかやまの森整備公社の事業活動収入のうち、岡山県からの収入は 1,583,189 千円（＝公社運営補助金収入 250,000 千円＋県借入金返済補助金収入 1,067,000 千円＋造林補助金収入（一部）155,975 千円＋受託料収入（県営林維持管理事業）82,615 千円＋森林整備交付金 27,599 千円）、国からの収入は 167,389 千円の予算となっている。

おかやまの森整備公社の事業活動収入の合計額は 1,884,078 千円であり、一部間伐した造林木の販売収入はあるものの、造林木はまだ育成中のため、造林木の販売による収入はほとんど発生しておらず、岡山県、国、市町村からの収入により事業を継続している状況にあるが、収入のほとんどは岡山県からの収入となっている。



(表 21) 事業資金フロー



岡山県からおかやまの森整備公社に対する貸付けは無利子のため、公社には利息は発生していないが、岡山県は公社に対する貸付けの資金手当をすることによる運用収益機会損失と利子負担により平均で年間約1億円程度の負担があると推

測される。しかし、このコストについて、現在は国からの交付税により実質的に賄われている。

おかやまの森整備公社の事業活動支出（787,766千円）及び投資活動支出（78,842千円）の合計は年間で約9億円である。そのうち、国の負担は、造林補助金及び森林整備交付金の合計167,389千円であり、公社の必要経費の18%程度にすぎず、分収造林事業が国策により推進された経緯から考えると、国の負担は非常に低い状況にある。

## （2）おかやまの森整備公社の収支状況

平成20年度のおかやまの森整備公社の収支計算書は以下のとおりである。

（表22） 収支計算書 （単位：千円）

科 目	予算額
<b>I 事業活動収支の部</b>	
<b>1 事業活動収入</b>	
①基本財産運用収入	11,892
②特定資産運用収入	1,599
③事業収入	65,106
④補助金等収入	1,695,562
経営補助金収入	1,317,000
公社運営補助金	250,000
県借入金返済補助金	1,067,000
造林補助金収入	288,165
森林整備交付金収入	110,397
⑤受託料収入	96,398
県営林事業受託料収入	82,615
水源林事業受託料収入	13,783
⑥寄附金収入	1
⑦雑収入	13,580
補償金収入	12,484
その他	968
<b>事業活動収入計</b>	<b>1,884,078</b>

主な収入の内容は以下のとおりである。

- ① 本財産運用収入：基本財産880,000千円の多くを占める、投資有価証券879,537千円（すべて国債又は地方債）から得られた収入が主な内容である。
- ② 特定資産運用収入：退職給与引当金及び森林災害補償引当金の有価証券(地方債)及び定期預金から得た収入である。これらは岡山県からの資金により引き当てられていることから、岡山県の資金を源泉として得た収入である。

③ 事業収入：育成した木の販売により得た収入が事業収入であり、分収造林事業の当初計画ではこの収入により、木を育成する費用のほか、事業を管理する公社の費用も回収する計画であった。平成20年度の事業収入は間伐した造林の売却収入である。

④ 補助金収入：岡山県及び国からの補助事業。表2-1参照

⑤ 受託料収入：岡山県及び企業局からの受託事業。表2-1参照  
収入について、資金源泉別にまとめ直したものが以下である。

(表23) 資金源泉別収支計算書 (単位：千円)

I 事業活動収支の部	
1 事業活動収入	
①岡山県からの収入	1,583,189
②岡山県からの資金が源泉となっている収入	1,599
③国からの収入	167,389
④事業収入	65,106
⑤その他	26,795
事業活動収入計	1,844,078
2 事業活動支出	787,766
事業活動収支差額	1,096,312
II 投資活動収支の部	
1 投資活動収入	54,962
2 投資活動支出	78,842
投資活動収支差額	△ 23,880
III 財務活動収支の部	
1 財務活動収入	
①借入金収入	66,070,000
②出資金収入	63,080
財務活動収入計	66,133,080
2 財務活動支出	
①借入金返済支出	67,167,000

財務活動収支差額	△ 1,033,920
IV 予備費支出	67,889
当期収入合計(A)	68,072,120
当期支出合計(B)	68,101,497
当期収支差額(A)－(B)	△ 29,377
前期繰越収支差額	29,377
次期繰越収支差額	0

事業活動収支は、1,096,312千円収入が上回っているが、収入超過額はほぼ岡山県からの県借入金返済補助金収入1,067,000千円に相当する。

財務活動収支をみると、岡山県からの借入れ66,070,000千円よりも多くの額を返済し、1,033,920円の支出超過となっており、借入金を減少させてはいる。しかし、造林の伐採による収入はほとんどなく、平成20年度決算においては30,000千円の繰上返済があるなど、毎年度いくらかの繰上返済があるが、借入金の減少はほとんどが岡山県からの補助金によるものである。

対外的には、おかやまの森整備公社の借入金は減少しているとの説明が行われているが、岡山県とおかやまの森整備公社を一体とみた場合、ほとんどが岡山県民の負担による減少となっている。

### (3) 現在の補助事業、委託事業

分収造林事業により造林した人工造林の森林維持のため、おかやまの森整備公社に対する岡山県の支援の状況を資金面からみた。以下、岡山県がおかやまの森整備公社に対して行っている支援の補助事業、委託事業の内容を確認する。

ア おかやまの森整備公社経営改善対策費(表1 No.15) (単位:千円)

No	事項名	予算額	内容
①	公社の森機能増進事業	96,525	間伐等の事業に対する補助
②	公社の森機能増進運営事業	153,475	公社の管理費(給料、保険料等)に対する補助
③	公社の森機能維持管理事業	1,067,000	県の短期貸付金に係る償還助成
④	経営改善貸付金	66,070,000	債務の累増防止を図るため、繰上償還に要した資金の貸付
	計	67,387,000	

No.①、②の補助金は公社の収支では、公社運営補助金250,000千円(=96,525千円+153,475千円)に計上されている。

No.③の補助金1,067,000千円は、「公社の森機能維持管理事業」という事項名であるが、実際はおかやまの森整備公社が岡山県からの借入金を返済するための補助である。平成16年度の繰上償還時に岡山県が公社に貸し付けた総額705億円を分収造林契約の残存期間であった約66年で除した額、つまり66年間で返済する場合に必要な1年間の返済額である。

(公社が行った最後の植林が平成12年度で、分収造林契約の期間が70年のため、平成16年度では残存期間が約66年)

$705 \text{ 億円 (繰上償還総額)} \div 66 \text{ 年 (契約残期間)} = 10 \text{ 億 } 6700 \text{ 万円}$

平成16年度当時、公社は伐採による収入が発生するのは約10年後であったため、当面、繰上償還に要した額を残りの契約期間で除した金額を補助してきたものだが、岡山県は、公社に対して自らの貸付金の返済原資を補助している。

分収造林事業が終了する見込みである平成81年度までに、県が公社に対して行う借入金の返済原資の補助金総額は平成21年度試算案で約292億円である(参照:表29)。つまり、当初貸付け705億円のうち、約4割が実質的には回収とならず県民が負担することとなる。

なお、①～③の事業の財源は、No.17の岡山県おかやまの森整備公社経営改善推進基金が財源となっている。

④経営改善貸付金は、公社が平成16年度に借入金を繰上償還した705億円が当初の残高であり、No.③公社の森機能維持管理事業による補助金により、残高が減少してきたものである。

平成20年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日)では、県が4月1日に660億円の貸付けを行い、公社は4月1日に前年度分の671億円を返済しており、県と公社の取引はいわゆる単コロといわれる取引処理となっている。

具体的には、県では4月1日は出納整理期間であることから、公社が返済した671億円を平成19年度に返済があったものとして処理している。

この処理により、岡山県が公表している財政健全化指標は、岡山県財政の実

態を反映していないものとなっている。

イ 岡山県おかやまの森整備公社経営改善推進基金積立金（表1 No.16）

おかやまの森整備公社経営改善推進基金（旧称：岡山県林業公社経営改善推進基金）は、県が公社から返済を受けた貸付金と貸付金の利子を積み立てたもので、現状、おかやまの森整備公社の借入金の返済、運営費の補助事業（表1 No.15 おかやまの森整備公社経営改善対策費）の補助金の財源となっている。

第1回目、第2回目ともに、県の積立金の原資は公社から返済された貸付金である。

設置日：平成11年12月21日

（平成17年4月1日 公社の名称変更に伴い、基金の名称を変更）

基金積立

第1回目基金積立：公社が返済した県の貸付金

償還日(拠出日)	平成11年12月24日	
返済対象	県貸付金のうち、昭和42年度から平成8年度までの年利2.9%以上の元金及び利子	
返済額	元金	12,489,491 千円
	利子	6,098,126 千円
	合計	18,587,617 千円

第1回目の基金の設立は、平成11年2月に岡山県林業公社検討委員会から出された提言項目であった県貸付金の借換えによる利息の軽減の実行により、公社から県に返済された貸付金が積立ての原資である。

第2回目基金積立：公社が返済した県の貸付金

償還日(拠出日)	平成17年3月25日	
返済対象	3月25日時点で残っていた県貸付金の全額	
返済額	元金	24,049,188 千円
	利子	523,853 千円
	合計	24,573,041 千円

第2回目の公社の県に対する返済原資は、県からの無利子の借入れが原資となっている（参照：表13）。

岡山県おかやまの森整備公社経営改善推進基金の積立て及び取崩しの実績は以下のとおりである。

前述のように、おかやまの森整備公社経営改善対策費（表1 No.15）の公社の森機能増進事業、公社の森機能増進運営事業、公社の森機能維持管理事業は、基金の取崩し（＝岡山県造林事業等特別会計繰出金）が補助金の財源となっている。

（表24）経営改善推進基金積立及び取崩推移（平成21年5月見込）（単位：千円）

区分	積立	取崩		基金残高
		補助事業分	その他	
基金新規積立(注1)	0	0	0	18,587,617
平成11年度	12,573	0	0	18,600,190
平成12年度	52,810	0	0	18,653,001
平成13年度	11,694	0	1,422,326	17,242,368
平成14年度	5,736	0	0	17,248,104
平成15年度	2,587	0	0	17,250,692
平成16年度(注2)	24,577,686	0	0	41,828,378
平成17年度	16,076	0	5,128,722	36,715,733
平成18年度	107,385	0	0	36,823,118
平成19年度	242,664	1,408,084	1,000,000	34,657,699
平成20年度予定(注4)	254,687	1,346,612	10,446,000	23,119,774
平成21年度見込み(注5)	245,786	1,300,538	116,000	21,949,023

（注1）参照：第1回目基金積立

（注2）積立のうち24,573,041千円は県が公社から返済された貸付額である。参照：第2回基金積立

（注3）公社から返済された貸付金以外の積立は、基金の運用益である。

（注4）平成20年度予定の積立額254,687千円は実額であり、予算額は244,521千円である。

（注5）平成21年度見込みの取崩額のうち補助事業分1,300,538千円は、岡山県造林事業等特別会計繰出金（表1 No.17）の「おかやまの森整

備公社経営改善対策費」の財源となっている。

ウ 岡山県造林事業等特別会計繰出金（表1 No.17）

H20年度予算	財源内訳（単位：千円）		
	国庫	その他	県費
1,462,744	-	1,300,538	162,206

平成20年度予算額は1,462,744千円となっているが、そのうち、おかやまの森整備公社経営改善対策費1,300,538千円（①公社の森機能増進事業96,525千円、②公社の森機能増進運営事業153,475千円、③公社の森機能維持管理事業1,067,000千円）を繰り出す予算となっている。

おかやまの森整備公社経営改善対策費への繰出1,300,538千円の財源は、岡山県おかやまの森整備公社経営改善推進基金の取崩しである。

エ 岡山県造林事業等特別会計（表1 No.14）

岡山県造林事業等特別会計は、県営林維持管理事業、県債元金償還事業、県債利子償還事業があり、このうち、県営林維持管理事業がおかやまの森整備公社に委託されている。

県営林維持管理事業

事業目的

健全で優良な森林を育成し、県有財産の増殖を図るとともに水資源のかん養、自然環境の保全等、県有林の有する多面的な機能を高度に発揮させるため、計画的な森林施業と合理的な管理経営を行う。

事業内容

この事業は県営林に関する事業であり、県営林維持管理事業、県債利子償還事業、県債元金償還事業は県営林に関する事業であり、分収造林事業とは関係がないが、県営林維持管理事業は、おかやまの森整備公社に委託されている。

（表25） 県営林維持管理事業予算（単位：千円）

事業名	予算額	内容
県有林	44,646	造林事業



		下刈り 雪起し 保育間伐 作業道新設 その他作業道等補修
県行造林	55,432	造林事業 保育間伐 作業道新設 その他管理歩道等補修 松くい虫防除
		林道等負担金
		分収交付金
職員数	6,512	1名
大規模林道推進事業貸付金	10,447	財団法人大規模林道建設地域対策基金へ資金を貸し付け、利息を徴収し企業局に支払う
計	117,037	

岡山県の県営林（林業経営を目的として県が経営している森林）は表26のとおりである。

なお、県営林は県有林と県行造林があり、県有林は土地と立木ともに県が所有しているものであり、県行造林は土地所有者と伐採収益を分け合う契約を結び、県が地上権を設定した造林である。県行造林は、おかやまの森整備公社が行っている分収造林事業と同内容の事業である。

(表 26) 岡山県の県営林の状況

(単位：h a)

区分	記念林種	面積	分収割合		
		県	県	土地所有者	協力団体
県有林	御大典記念林(昭和3年)	956	-	-	-
	明治100年記念林(昭和43年)	991	-	-	-
	県政100年記念林(昭和47年)	374	-	-	-

	水源の森(平成 17 年)	78	-	-	-
	計	2,399	-	-	-
県行造林	紀元 2600 年記念林(昭和 17 年～昭和 36 年)	406	5	5	-
	巡幸記念林(昭和 23 年～昭和 26 年)	220	5	4	1
	講和記念林(昭和 27 年～昭和 29 年)	243	6	4	-
	県行水源林(昭和 29 年～昭和 40 年)	2,142	6～ 5	4～5	-
	樹樹祭記念林(昭和 42 年)	7	6	4	-
		3,018			
		5,417			

区分	面積	内訳				
		経営林(伐採収穫を目的としたもの)			保存 保全林	除他
		人工林	(人工林率)	天然林		
県有林	2,399	1,645	69	-	684	70
県行造林	3,018	2,723	90	60		235
計	5,417	4,368	159	60	684	305

注 1: 保存保安林には、県立森林公園 334 ヘクタール及び水源の森 78 ヘクタールを含む。

注 2: 人工林のうち、ヒノキが 62%、スギが 31%、マツが 7%を占めている。

#### オ 造林補助事業

造林補助事業の森林整備事業費(表 1 No.46)、森林保全再生事業(表 1 No.50)として、公社の造林事業の主に除伐、間伐にかかる事業費について、補助金(平成 20 年度 268,165 千円)を予算計上している。

#### (4) 分収造林事業の長期計画

分収造林事業は新植から 45 年後に皆伐する方法から、70 年かけて択伐する方法に変更したため、最終の新植が平成 12 年度であることから、平成 81 年度が最終事業年度予定である。

平成 16 年度の改革時に、改革事項を前提に試算した平成 17 年度から平成 8

1年度までの収支総額（表27）と平成21年度において現行の補助制度が継続される等一定の条件の下で再試算した収支総額の案（表29）は以下のとおりである。

（表27） 収支総額（H16年度試算） （単位：億円）

収入		支出	
造林補助金	50	直接事業費	106
森林整備交付金	4	一般管理費	53
事業収入	579	伐採調査費	33
運営補助金	120	分収交付金	204
借入金返済補助金	363	借入金返済	705
その他	12	その他	27
計	1,128	計	1,128

（注）分収交付金：造林地所有者に対して支払うもの

公社運営補助金、借入金返済補助金はすべて岡山県からの補助金であり、造林補助金、森林整備交付金も約半額は岡山県からの補助金である。

平成16年度の改革開始当初では、岡山県の借入金705億円のうち、回収可能額は342億円であり、さらに分収造林事業を継続するために公社の運営コスト120億円を県が負担することから、総額（＝補助金総額）で483億円（＝返済補助金363億円＋運営補助金120億円）の負担見込みであった。

また、このような状況から岡山県の分収造林は、トータル的にみればほとんどすべての造林地が赤字であったといえる。

（表28） 収支総額要約（H16年度試算） （単位：億円）

県借入金		705			
公社伐採収入	342	返済補助金	363	運営補助金	120
		補助金総額		483	

（注）公社伐採収入：事業収入579－分収交付金204－伐採調査費33＝342

（補助金財源）

公社経営改善推進基金	基金運用益	一般財源	計
397	9	77	483

(参考)

平成21年度において現行の補助制度が継続される等一定の条件の下で再試算した収支総額の案(表29)は以下のとおりである。施業コストの縮減、新たな国庫による補助制度を利用した造林木の伐採収入の拡大等により収支の改善を図り、岡山県の負担総額は402億円となり、81億円減少としている。

平成16年度の改革以降の施業コストの縮減により、県民負担額は減少しているが、なお多額の負担を県民に求めている状況にある。

(表29) 収支総額(H21年度試算案) (単位:億円)

収入		支出	
造林補助金	154	直接事業費	219
森林整備交付金	16	一般管理費	36
事業収入	630	伐採調査費	26
公社運営補助金	110	分収交付金	191
借入金返済補助金	292	借入金返済	705
その他	18	その他	43
計	1,220	計	1,220

(表30) 収支総額要約(H21年度試算案) (単位:億円)

県借入金	705				
公社伐採収入	413	返済補助金	292	運営補助金	110
		補助金総額	402		

(補助金財源)

公社経営改善推進基金	基金運用益	一般財源	計
397	5	0	402

(表31) H16年度試算とH21年試算案の対比 (単位:億円)

造林補助金	104	直接事業費	113
森林整備交付金	12	一般管理費	-17
事業収入	51	伐採調査費	-7
公社運営補助金	-10	分収交付金	-13

借入金返済補助金	-71	借入金返済	0
その他	6	その他	16
計	92	計	92

## 8 監査意見

### (1) 岡山県のおかやまの森整備公社に対する貸付金が県財政に与える影響について 県民に情報公開すべきである（意見）

公社は、平成16年度の公社の改革時に当時の公社の借入全額を繰上償還したが、その繰上償還の原資として、岡山県は705億円の貸付けを行った。

その後、公社が借入金を返済する原資として補助金として每期約10億円の補助を行っており、分収造林事業が終了する見込みである平成81年度までの補助金の見込総額は平成21年度試算案で約292億円であり、約4割が実質的には回収とならず県民が負担することとなる状況については前述したところである。

岡山県からのおかやまの森整備公社への貸付け、公社から岡山県に対する返済は、いわゆる、単コロといわれる取引内容となっている。

平成20年度についていえば、岡山県では、岡山県からおかやまの森整備公社への貸付け660億7000万円及び公社からの貸付金の返済671億3700万円は、いずれも平成20年度の取引とされている。

しかし、実際の取引は、岡山県からおかやまの森整備公社に対する貸付けは平成21年3月31日まで貸し付けされているが、おかやまの森整備公社から岡山県への返済は平成21年4月に行われている。

企業会計では、前者の貸付けは平成20年度の取引として処理され、公社の返済は平成21年度の取引として処理されるが、現在の公会計では、会計年度終了後の翌年度の4月1日から5月31日までの2か月間は出納整理期間といい、この2か月間の取引については前年度の取引として処理することができるルールとなっていることから、岡山県ではおかやまの森整備公社からの返済を前年度の平成20年度に返済を受けたものとして処理し、収入としている。

出納整理期間とは、「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。」という地方自治法第235条の5の規定に基づき、会計年度末までに確定した債権・債務について、現金の未収・未払の整理を行うために設けら

れたものであり、岡山県が行っている上記処理については、総務省からも望ましくない処理として指摘されている。

加えて、岡山県の場合はおかやまの森整備公社の返済について補助を行っており、平成21年度試算案で当初貸付け705億円の約4割に相当する292億円は実質的には回収とならず、県民が負担する予定となっていることから、おかやまの森整備公社からの返済を収入として処理することは、法令等に反する処理ではないにしても、岡山県の財政状態を適正に表しているかという観点からは問題がある。

分収造林事業を県民の負担の下で継続することにより、岡山県の財政が以上のような状況にあることを示し、負担に対して県民に理解を得るとともに、造林地所有者に対しては、分収造林事業の県民負担を大幅に減少することできる既存の分収造林契約の変更ないしは新たな契約の締結について協力を求めていく必要がある。

(参考)

現在、公会計については、総務省が平成18年5月に公表している2つの会計モデル（「基準モデル」、「総務省方式改訂モデル」）が多くの自治体で採用されているほか、東京都のように独自に会計ルールを定めている例もあるが、いずれも出納整理期間については、財務書類を作成する際には、現行の予算制度及び歳入歳出決算書との整合性を重視して、出納整理期間中の取引を織り込んで作成するものとしており、従来の公会計と同様の処理としている。

これに対して、日本公認会計士協会が平成20年10月7日に公表した「公会計・監査特別委員会研究報告第1号「地方公共団体の会計に関する提言」」において、出納整理期間の処理について、「出納整理期間中に行われた取引のうち、予算上前年度に帰属する入出金取引を、あたかも前年度になされたかのように会計処理することは、発生主義に基づく財務諸表の作成を行うという観点からすると、原則に反する処理方法である」とし、出納整理期間中に行われた取引等を織り込んで財務諸表を作成すると、以下のような問題が生じると指摘している。

- ① 出納整理期間中の取引を織り込むと、貸借対照表が会計年度末の財政状態を表さない。会計記録は経済事実に基づいて処理し、真実な報告を提供すべきであるという、会計の基本原則に反することとなる。

- ② 出納整理期間中の取引を織り込むと、出納整理期間中の取引について、予算上前年度に帰属するのか当年度に帰属するのかを巡り、検証が困難であるという問題がある。
- ③ 出納整理期間中の取引を織り込むためには、5月31日の出納閉鎖日を待たなければ決算作業は完結せず、結果として、決算の早期化すなわち財務諸表の早期・適時な開示の妨げになる。

以上の問題点を踏まえて、日本公認会計士協会の公会計・監査特別委員会は、以下の提言を行っている。

「地方公共団体が発生主義会計に基づく適正な財務諸表を作成するとの観点に立てば、「統一的な地方公会計基準」を整備する際には、財務諸表の作成に関し、出納整理期間中の取引を織り込む処理を採用すべきではない。すなわち、4月1日から翌年3月31日までの期間の活動状況、及び3月31日現在の財政状態を経済事実に即してより適切に表現するためには、財務諸表を発生主義会計に基づいて作成することが必要である。」

## (2) 公社の計画の定期的な見直しを行うとともに県民に対して詳細な情報を公開すべきである（意見）

平成10年度の改革時の岡山県林業公社検討委員会報告書において、林業公社の経営改善について定期的な見直しの必要性が報告されているにもかかわらず、平成16年度の改革以後、定期的な見直しは行われていないが、多額の県民負担となっている事業であり、定期的な見直しを実施すべきである。

また、人工造林の森林機能を維持するための事業がどのように行われているかについての情報は、主に公社のホームページで、公社の単年度の状況を把握することができる。しかし、分収造林事業の長期計画や岡山県とおかやまの森整備公社を一体とみなした場合の県民の負担についての情報開示は行われていない。

このような状況から、ほとんどの一般の岡山県民だけでなく、分収造林事業の契約当事者である造林地所有者でさえ、分収造林事業の状況、長期計画、県民の見込負担額等について、適切に認識できていないと考えられる。

岡山県では、分収造林事業により造林された人工造林の森林機能維持コストのほか、おかやま森づくり県民税を導入し、森林の環境保全コストについて県民に負担を求めているところであり、また、分収造林契約内容について造林地所有者

に対して契約内容の変更を求めるためにも、分収造林事業の状況、長期計画、県民の見込負担額等について情報開示すべきである。

### (3) 分収造林契約の内容の見直しを検討すべきである（意見）

分収造林契約の内容は、国の政策により造林事業を推し進められた経緯から、当初示されたひな形の契約を締結したものであり、その後、環境保全重視の森づくり、契約延長といった変更を行ったものの、それ以外の修正はほとんど加えられていない。

収益の分収は、造林木の売却代金から材積調査および売却に要した費用（伐採、加工、運搬等）を控除した額について、公社と造林地所有者が分収することとなっている（ただし、公社が必要があると認めるときは造林木の材積からその収穫調査に要した費用に相当する価格の材積を控除したのもをもって行うことができるとなっている）。

すなわち、収益の分収において、樹木の植栽費用及びその保育等に要する経費は全く造林地所有者が負担することにはなっていないのである。

木材は植林から、販売可能となるまでの保育期間が50年超を超える事業であり、当然、この保育期間は、間伐、調査等の施業が必要であるが、分収造林契約が締結された当時、公社が樹木の植栽費用及びその保育等に要する費用を負担したとしても、将来の収益の分収によりその費用は補填され、公社にその費用負担がのし掛かることはないものとして想定されていたといえることができる。

しかし、保育コストのために必要となる多額の資金のほとんどは、岡山県からおかやまの森整備公社に対する支援、つまりは県民の負担となっているのが現状である。

分収造林事業の費用負担及び収益分収については、以下より契約内容の見直しを検討すべきである。

ア 木材価格の低迷と人件費等の大幅な増加により、当初予定していた収支の状況を根本から見直す必要が生じている。そして、分収林特別措置法第2条第1項では、造林費負担者（公社）は樹木の植栽、保育及び管理に要する費用の全部又は一部を支払う義務を負うこととされており、公社は、樹木の植栽、保育及び管理に要する費用の負担は一部でもよいとされている。

イ また、分収林特別措置法は、林業の発展と森林の有する諸機能の維持増進を



目的として制定されており、平成16年度公社改革により、環境保全を重視した森林の整備を行うことが公社の目的とされた以降も、林業が産業活動である以上、分収造林契約が目的とする収益分収も、売却収入から総費用を控除した後に残る利益について、所有者と造林者である公社が分収して相互に利得を得ることを想定している。したがって、木材価格の低迷により、将来の売却収入から総費用を控除しても利益が生じない場合に、造林地所有者が期待する分収造林契約上の分収金を公社の負担（ひいては、岡山県民の負担）により補填することまでを、分収造林契約は公社に義務付けているものではないと考えられる。

よって、分収造林契約の契約締結時に、契約当事者が想定して契約の基礎となっていた将来の利益の発生が見込めなくなったことから、当該契約の維持が合理性を欠くものであり事情の変更により、分収造林契約書第26条第3号に規定する「契約の目的を達することができないと認められるとき」に至ったものとして、分収造林契約の解約の申入れを行うことも検討すべきである。

以上を踏まえると、公社においても、平成16年度改革により推し進めた契約の見直し（環境保全重視の森づくり及び収益改善のための契約期間等の延長）だけでなく、さらに、造林地所有者との交渉が非常に困難なものになるであろうが、県民の負担を少なくするため以下の方策を検討する必要がある。

(ア) 将来の伐採の時点で全く利益が見込めない分収林については、当初の分収林契約の解約の申し入れを行い、解約後の分収林の処理（造林木の持分の処理）を含めて、所有者と協議を行う。

(イ) 将来の伐採の時点で利益が見込める分収林（経済林）については、分収割合の見直しを進める（既存の分収造林契約の変更ないし新たな契約の締結）。

この場合は、①育成及び管理に係る費用の公社の負担は、造林木の売却収入の額を限度とすること、②収益分収は、造林木売却収入から育成に要した総費用を控除した残額について行うこと、という2点が必要となる。

分収造林事業により造林された人工造林の森林機能維持の事業のため、国策の結果でありながらほとんど国が責任を負わない状況の下、県とおかやまの森整備公社は実質一体の関係にあることから、事業継続のために県民が多額の負担をしている状況にあることを考えると、県民の負担を大きく減らし、県民間のより公

平な負担を図るため、既存の分収造林契約の変更ないしは新たな契約の締結を県は公社と一体的に進めるよう検討する必要がある。

長期計画でみたように、岡山県の分収造林はほとんどすべて赤字であると見込まれることから、仮に公社の分収率を現在の61%から90%に変更した場合の収支総額見込が表32であり、現状の489億円（補助金402億円＋運用機会損失及び利子負担87億円）の県民負担の見込みから、361億円（補助金274億円＋県運用機会損失及び利子負担87億円）と128億円の県民負担の減少となる。

(表 32) 収支総額見込(契約変更) (単位：億円)

収入		支出	
造林補助金	154	直接事業費	219
森林整備交付金	16	一般管理費	36
事業収入	630	伐採調査費	26
公社運営補助金	110	分収交付金	63
借入金返済補助金	164	借入金返済	705
その他	18	その他	43
計	1,092	計	1,092

県借入金	705				
公社伐採収入	541	返済補助金	164	運営補助金	110
補助金総額				274	

#### (4) 分収造林契約に従った収益の分配を再度検討すべきである(意見)

現地視察の際に示された平成21年度事業の内容として、以下の利用間伐の収支及び収益見込額の一例が示された。

(現地視察)



(表 33) 収支及び収益見込額

(単位:円)

収入		支出	
事業収入	5,346,416	事業費(間伐)	3,066,000
間伐補助金	2,665,025	事業費(作業路補修費)	298,200
森林整備地域活動支援交付金	1,029,000	事業費(管理道新設)	730,800
		収穫調査費	687,750
計	9,040,421		4,782,750

差引収益 4,257,671 円 = 事業収入合計 9,040,421 円 - 4,782,750 円

公社収益 2,128,836 円 分収交付金 2,128,835 円

分収の方法としては、分収造林契約第16条で、造林木の売払代金から売払いに要した費用等を控除した額について行うとなっているが、上記のように、事業収入合計に木材の販売により得られる収入以外に、間伐補助金や交付金が含まれている。この点につき、担当課に照会したところ、売払いに要した費用としては、間伐事業費・作業路補修費・管理道新設費・委託販売費用及び収穫調査費となるが、国の造林補助金及び交付金の性質が、その事業を実施したことに対する補助であることから、実質の費用部分として、費用(補助・交付金対象事業費)から(造林補助金・交付金)を差し引いた額を、売払いに要した費用として取り扱っていると説明され、以下の収支及び収支見込額の計算が示された。

(表 34) 収支及び収益見込額

(単位:円)

収 益		費 用	
事業収入 (販売金額－委託経費)	5,346,416	間伐事業費 (事業費3,066,000－補助金2,665,005)	400,995
		作業路補修事業費 (事業費298,200－交付金298,200)	0
		管理道新設事業費 (事業費730,800－交付金730,800)	0
		収穫調査費	687,750
計	5,346,416	計	1,088,745

差引収益見込額 4,257,671 = 5,346,416 - 1,088,745

しかしながら、分収造林契約では、上記のとおり、売払代金から売払いに要した費用等を控除した額について収益の分収を行うことになっており、国からの補助金や交付金が造林事業や間伐事業に関する補助金等であるとしても、これを売払いに要した費用に含まれると解することには疑問がある。しかも、分収造林事業により造林された人工造林の森林機能維持の事業のため、県とおかやまの森整備公社は実質一体の関係にあることから、事業継続のために県民が多額の負担をしている状況にあることを考えると、分収造林契約に明記されていない補助金等を売払いに要した費用から控除することは、県民の負担により造林地所有者の利益を図る結果になり相当でないと考えられる。

よって、国からの補助金や交付金の金額を売払いに要した費用から控除する計算方法について、分収造林契約に従った収益の分収となっているか否かを再度検討すべきである。

## 第2 岡山県林業試験場

林業試験場は森林・林業に関する試験研究機関であり、国の試験場と都道府県別の試験場がある。都道府県別の試験場は各県にあり、林業に関する試験研究調査、技術の確立のほか、その成果の普及指導を行っている。

岡山県林業試験場の主要事業も試験研究調査、優良種苗の確保、林業技術普及指導である。

### 1 岡山県林業試験場の概要

#### (1) 運営方針

岡山県林業試験場は、森林・林業に関する県立試験研究機関として、本県の林業の発展及び森林・林業施策の推進に寄与するため、地域の特性を踏まえ、常に長期的な展望に立ったうえで、必要な試験研究を行う。

試験研究課題については、森林・林業関係者等から募集し、地域の要請に沿った実用的な試験研究に取り組むことを基本とする。

#### (2) 沿革

昭和18年 岡山県農民道場三徳塾植月分場開設

昭和25年 岡山県林産種苗場に用途を変更

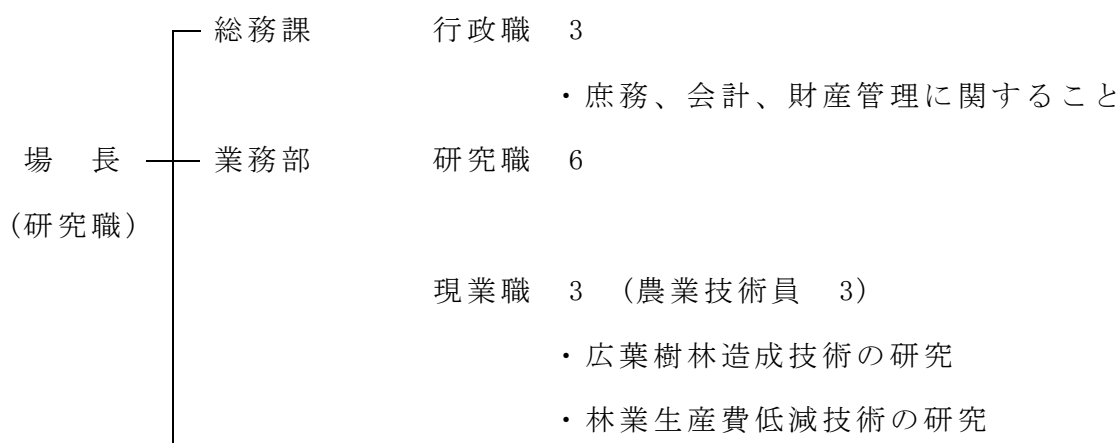
昭和27年 岡山県林業試験場を設置

昭和46年 本館落成

平成2年 岡山県林業試験場整備基本構想の提言

生物工学研究室（平成4年）、研修棟「森の館」（平成7年）の完成

#### (3) 組織



- ・ 特用林産物生産技術の開発
- ・ 公益的機能等の調査研究
- ・ 優良種苗の供給に関すること

普及指導室 行政職(林業普及指導員) 3

- (林政課本務)
- ・ 林業技術普及指導に関すること
  - ・ 林業技術の研修に関すること
  - ・ 研究と普及業務との連携調整に関すること

職員 16名(研究職7名、行政職6名、現業職3名)

#### (4) 主要業務内容

岡山県林業試験場の主要業務の詳細は以下のとおりである。

##### ア 試験研究調査の重点課題

岡山県林業試験場では、次の4分野を基軸として、課題の重点化、明確化を図っている。

- ・ 広葉樹林造成技術の研究
- ・ 林業生産費低減技術の研究
- ・ 特用林産物生産技術の開発
- ・ 公益的機能等の調査研究

また、試験研究調査の重点課題である4分野の詳細は以下のとおりである。

(表 35) 試験研究調査の内容 (単位：千円)

区分	予算額	課題名	実施年度	内容
広葉樹林造成技術の研究	650	風倒木跡地等に植栽された広葉樹施業技術の確立	20～22	風倒木跡地等に植栽された広葉樹のうち施業技術の早期確立が求められている樹種について調査し、地域に適合した広葉樹の保育及び施業技術を確立する
林業生産費低減技術の研究	850	施業困難地における最適作業システム判定方法の確立	19～21	高性能林業機械による安全で低コストな作業の推進のため、対象林地における最適作業システムを判定する方法を確立する。

	480	強度間伐実施後の材木の成長	21～23	一時的に不均質が生じる強度な列状間伐をした場合の材木の成長と林冠閉鎖の過程を調査する。
	410	松くい虫の複合的防除技術の開発	20～22	現在の薬剤を用いる松くい虫防除より低コストで効果的な防除方法を確立する。
	350	花粉の少ないヒノキの選抜	19～21	花粉の少ない岡山県精英樹について調査し、実生増殖用母樹として優れたクローンを再選抜する。
	340	少花粉スギ実用化に向けての研究	20～22	少花粉スギの普及に必要である無性繁殖による苗木生産について、さし木やつぎ木技術を主体とした無性繁殖の効率化の検討するとともに、次代検定林の調査を行い、生育特性を明らかにするほか、さし木等の母樹となる採穂園を整備する。
	300	抵抗性クロマツの作出	20～24	瀬戸内海沿岸の海岸林等の植栽樹種であるクロマツについて、現在の抵抗性クロマツよりもさらに抵抗性の高いクローンを作出する。
特用林産物生産技術の開発	514	アカマツを利用した菌根性きのこの栽培	19～21	自然発生に依存していたマツタケ等の生産について、人工栽培方法を開発する。
公益的機能等の調査研究	520	貴重樹木のクローン増殖方法の研究	20～22	クローン増殖について、個体の状態に適した増殖方法を研究するとともに、環境条件を変えることによる成功率の向上について研究する。
	1,444	森林吸収源インベントリ情報整備事業	18～22	京都議定書に基づく森林による炭素吸収量を把握するため、国の委託により、県内50箇所の定点において、土壌、リター(落葉、落枝)、枯死木の炭素動態を推計するためのデータを5年間で集計する
合計	5,858			

## イ 優良種苗の確保

造林事業に必要な優良な特性を持つ種苗を確保するため、精英樹の選抜育種を実施するとともに、林業種苗法によって指定されている育種母樹林から必要な種子の採取・配布を行う。

優良種苗確保事業の詳細は以下のとおりである。

事業	21年度 予算額	事業内容
育種事業	4,292	造林事業に必要な優良形質をもつ、スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツについて、精英樹選抜育種事業を実施する。 また、広葉樹については、ケヤキ及びケグワの優良形質木の採種園を管理する。
種子採取事業	705	林業種苗法に基づき指定された育種母樹林から、造林事業に必要な種子を採取し、精選・調整・発芽試験を行った後、養苗者へ配布するとともに一部を貯蔵する
合計	4,997	

#### ウ 林業技術普及指導

試験研究及び材木育種の成果を広く普及するため、林業普及指導員と連携して、森林所有者、林業関係者、一般県民等を対象とした技術研修等を実施するなど、林業技術普及指導の拠点としての役割を担う。

## 2 監査意見

### 林業試験場については廃止を検討すべきである（意見）

岡山県林業試験場で行われている3事業のうち、試験研究調査事業と優良種苗確保事業の2事業は非常に厳しい財政状態にある岡山県が単独で実施すべき事業ではない。

試験研究調査事業は、前述のように、国の試験場のほか各都道府県別の試験場があり、同じような試験研究調査を行っている。

例えば、岡山県林業試験場が行っている花粉の少ないスギ、ヒノキの実用化のための試験研究は、他の都道府県の試験場でも行っている。岡山県林業試験場の場合、岡山県内の花粉の少ない樹木の中から、より花粉の少ない樹木を調査し、増殖用母樹として選定しているが、他の都道府県の試験場でも同様の試験研究を行っている。

林業試験場は、各都道府県の林業に密着した試験研究を行うこととなっているが、試験研究内容からは、各都道府県単独で林業試験調査を行う必要性はなく、財政再生団体への転落が危ぶまれている岡山県の財政状況からは岡山県単独で行うべき事業ではない。

予算額は平成19年度9,147千円、平成20年度9,026千円、平成21年度5,858千円と削減傾向にあり、また、組織について岡山県木材加工技術セ



ンター等との統合による管理コストの削減を図る予定となっていることもこの事業の必要性が低いことの証左である。

優良種苗確保事業は造林事業の新植のための事業である。現在、おかやまの森整備公社では、新植は中止しており、民間の養苗者への種子の配布のみであるが、平成20年度に配布した種子は33.4kgであり、約200ヘクタールの新植である。これまでに公社が実施した造林が県下の15%に相当する約2万5000ヘクタールであり、県下の造林面積の0.1%程度にしか相当せず、試験研究調査事業同様、県単独で実施するコストに見合った事業ではない。

岡山県林業試験場での林業技術普及指導事業については、林業普及指導員3名（岡山県全体での林業普及指導員は53名）が当たっているが、当該地以外でも実施できる事業である。

試験研究調査事業、優良種苗確保事業及び林業試験運営費の予算は、平成20年度38,678千円、平成21年度23,543千円であるが、ほぼ県の財源により行われている。当該事業を今後20年、30年と継続した場合の影響は小さくはない。

危機的な岡山県財政からは、林業試験場については廃止を検討すべきである。

### 第3 県産材需要拡大対策事業

#### 1 県産材需要拡大対策事業の目的・内容

- ・ 県産の木材の需要拡大のため、木材需要の大半を占める住宅建築において、県産材及び品質の安定した乾燥材の積極的な使用を促進するため、県産材を一定量以上使用した木造住宅の新築に対して助成する。
- ・ 製材工場、建築士、大工・工務店等で組織する研究会を設置し、住宅建築への県産材使用に関する情報交換や課題検討を行う。
- ・ 公共施設整備や公共土木事業における県産材の利用を促進するとともに、木工教室やふれあい木材展、木の良さ快適さ体感研修会の開催等により、広く県民に対して県産材の良さをPRし県産材利用に対する良き理解者を増やす。
- ・ 木質バイオマスの多角的利用の開発のため、公共施設等へのペレットストーブの設置や農業用施設へのペレットボイラーの導入を促進する。

平成20年度予算額は、93,589千円（うち国庫12,150千円）であるが、その大部分の81,000千円（うち国庫12,150千円）を住宅建築の助成が占めており、その内容は以下のとおりである。

採択条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内に新築される一戸建て木造住宅</li> <li>・ 住宅の規模は延床面積80㎡以上200㎡以下のもの</li> <li>・ 主要構造部材は材積比で40%以上の県産乾燥材とそれを含む県産材を90%以上使用</li> <li>・ 内装等に県産材を20㎡以上使用</li> </ul>
補助金額	主要構造部材への県産材使用量 10㎡未満……………30万円 10㎡以上20㎡未満……40万円 20㎡以上……………50万円

#### 2 監査意見

県産材需要拡大対策事業については廃止を検討すべきである（意見）

平成21年度の受付予定枠は200戸であるが、岡山県内の住宅着工数は最近10年では年間約1万5000戸である。年間約1万5000戸の着工数の住宅着工

数に比し、あまりにも対象戸数が少なく、木造住宅の普及促進と県産材の利用促進に効果はわずかであり、また元々からして個人に対する補助に、6000万円近い県民負担を求めることには疑問がある。

事業見直し（事業費1000万円以上のもの）において、平成21年度の事業費については50%の削減となっているが、廃止を検討すべき事業である。